

意匠の国際登録制度
(ハーグ制度) について
〔出願実務〕

令和6年度



特許庁

<目 次>

第1章	ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要	1
第1節	協定成立の経緯	1
1.	ジュネーブ改正協定成立以前	1
2.	ジュネーブ改正協定成立以降	1
第2節	ジュネーブ改正協定の制度概要	2
1.	国際出願の効果	2
2.	国際出願日	2
3.	国際登録	2
4.	国際登録日	2
5.	国際登録簿	3
6.	国際公表	3
7.	国際登録の効果の拒絶	3
8.	国際登録に関する変更	3
9.	国際登録の存続期間	3
第3節	ジュネーブ改正協定に基づく国際出願のメリット	4
1.	手続の簡素化	4
2.	容易な書類作成	4
3.	権利管理の簡便化	4
4.	経費の削減	4
5.	迅速な審査	5
第4節	各国への出願と国際出願との手続比較	6
第5節	ジュネーブ改正協定の規定概要	7
1.	序 [協定1条から2条]	7
2.	第1章 国際出願及び国際登録 [協定3条から18条]	7
3.	第2章 管理規定 [協定19条から24条]	7
4.	第3章 改正及び修正 [協定25条から26条]	7
5.	第4章 最終規定 [協定27条から34条]	8

第2章 国際出願の手続	9
第1節 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願手続の原則	9
1. 国際出願の方法	9
2. 国際出願の出願人	9
3. 国際出願の言語	10
第2節 国際出願の願書【DM/1】の作成	10
1. 様式	10
2. 続葉(CONTINUATION SHEET)	11
3. 願書【DM/1】の記載要領	11
第3節 複製物の作成	21
1. 複製物の形式	21
2. 意匠の表現	22
3. ガイダンス	23
4. 見本の提出	23
第4節 ANNEX I ～V の作成	23
1. ANNEX I	24
2. ANNEX II	24
3. ANNEX III	25
4. ANNEX IV	25
5. ANNEX V	26
第5節 国際事務局による方式審査と不備の補正	26
1. 国際事務局による方式審査	26
2. 補正の期限	26
3. 補正書提出先	27
第3章 日本国特許庁を通じた国際出願	28
第1節 国際登録出願の出願人適格	28
第2節 国際登録出願の手続	28
1. 提出が必要な書類	28

2. 提出方法	30
第3節 送付手数料の補正	30
1. 手数料補正指令	30
2. 補正の期間	30
3. 補正の方法	30
4. 補正が行われた場合	31
5. 補正が行われない場合	31
第4節 過誤納の手数料の返還	31
1. 返還の請求期間	31
2. 返還の請求方法	31
第4章 国際事務局に対する主な手続	32
第1節 所有権の変更の記録の請求【DM/2】	32
1. 手続の概要	32
2. 【DM/2】の記載要領	33
第2節 限定の記録の請求【DM/3】	35
1. 手続の概要	35
2. 【DM/3】の記載要領	36
第3節 国際登録の更新【DM/4】	37
1. 手続の概要	37
2. 【DM/4】の記載要領	38
第4節 放棄の記録の請求【DM/5】	40
1. 手続の概要	40
2. 【DM/5】の記載要領	41
第5節 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求【DM/6】	41
1. 手続の概要	41
2. 【DM/6】の記載要領	42

第6節 代理人の選任【DM/7】	42
第7節 代理人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求【DM/8】	43
第8節 代理人の選任の記録の取消し【DM/9】	43
第9節 更正の請求	44
第5章 国際事務局へ納付する手数料	45
第1節 国際事務局へ納付する手数料の額	45
1. 国際出願の手数料	45
2. 国際登録の更新の請求の手数料	47
3. 所有権の変更の記録の請求の手数料	47
4. 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求の手数料	47
5. 放棄の記録の請求の手数料	47
6. 限定の記録の請求の手数料	48
第2節 手数料の納付方法	48
1. 納付の方法と留意点	48
2. 外国送金に関する注意事項	49
第3節 国際事務局による手数料の払戻し	50
1. 不備が補正されない場合の手数料の払戻し	50
2. 過誤納の手数料の返還	51
第4節 国際事務局から指定締約国への送金	51
第6章 指定官庁としての日本国特許庁における手続	52
第1節 日本国特許庁(指定官庁)における手続の概要	52
第2節 意匠登録出願との取扱いの違い	54
1. 国際登録簿の記録事項と国際意匠登録出願の出願 内容の関係	54

2. 国際登録簿の記録事項の変更と特許庁における取扱い	56
3. 秘密意匠制度の不適用	56
4. 関連意匠制度	57
第3節 日本国特許庁への手続の原則	58
1. 日本国特許庁への手続開始時期	58
2. 意匠ごとの手続	58
3. 手続の方法	58
4. 代理人による手続	60
5. 手続の却下と補正指令	65
第4節 日本国特許庁への具体的手続	69
1. 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合 の手続	69
2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続	72
3. 手続の補正	75
4. 意見書	88
5. 特徴記載書	90
6. 過誤納の手数料等の返還の請求	92
7. 個別指定手数料の返還の請求	95
8. その他の手続書類 (上申書、協議の結果届、期間延長請求書、 早期審査に関する事情説明書)	98
第5節 審判	106
1. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判	106
2. 無効審判	111
第6節 登録	113
1. 意匠権の設定の登録	113
2. 意匠登録証	113
3. 国際登録を基礎とした意匠権に関する特例	113
第7節 意匠公報の発行	117
第8節 手続書類等の閲覧・交付・証明の請求	118

1. 閲覧及び交付の請求	118
2. 証明の請求	121

【国際事務局へ行う手続の様式】

1. 国際出願の願書【DM/1】	125
2. ANNEX I～V	179

【参 考 資 料】

1. ハーグ協定の締約国一覧	202
2. ハーグ協定指定手数料一覧表	204
3. 国際事務局へ納付する手数料一覧	208
4. 意匠公報＜見本＞	210
5. 優先権証明書提出に関するリマインダー通知＜見本＞	211

【用語等の説明】

このテキストにおいて用いる主な用語は次のとおりです。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定		協定
ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則		規則
ハーグ協定に係る出願のための実施細則		細則
特許法		特法
特許法施行規則		特施規
意匠法		意法
意匠法施行規則		意施規
意匠登録令		意登令
意匠登録令施行規則		意登施規
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律		特例法
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則		例施規
特許法等関係手数料令		手数料令

2024 年 1 月 1 日より、それまで電子申請ができなかった書類について、出願ソフトを利用し PDF 形式で提出することができるようになりました。この新たな申請の仕方を「**電子特殊申請**」と呼びます。

本書でも電子特殊申請による手続についての注意は記載しておりますが、詳細については、以下のウェブサイトもご参照ください。

申請手続のデジタル化について

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)

意匠の国際出願（ハーグ）における電子特殊申請について

(https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tetuzuki/hague_digitalize.html)

対象手続の例：

国際出願手続	・国際登録出願願書 DM／1
指定国段階手続	・手続補正書 ・代理人受任届 ・優先権証明書提出書 ・意見書 など

第1章 ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要

第1節 協定成立の経緯

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定 : GENEVA ACT OF THE HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS」(以下、「ジュネーブ改正協定」という。)は、以下の経緯により成立しています。

1. ジュネーブ改正協定成立以前

本協定は、1925年にハーグにおいて、「意匠の国際寄託に関するハーグ協定 : HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL DEPOSIT OF INDUSTRIAL DESIGNS」として採択され、1928年に発効しました。各国ごとに行われていた意匠出願手続を同協定の加入国間で一括して行えるようにすることを目的として、パリ条約の特別取極(第19条)として創設されたものです。

その後、1934年にロンドンで、また1960年にハーグにおいて、改正協定がそれぞれ採択されました。

しかし、意匠出願に際し、審査を行う審査主義国と審査を行わない無審査主義国と、各国の制度の違いが存在するなか、1934年の改正協定は、無審査主義国の制度を念頭において作成されたものであったことから、我が国をはじめとする審査主義を採用する国の加入は困難でした。

また、1960年の改正も審査主義国の加入増加を期待して行われた改正でしたが、各国における効力の拒絶を通報する期間が6か月と短いこと等が障害となり、審査主義国の加入は進みませんでした。

2. ジュネーブ改正協定成立以降

ジュネーブ改正協定は、これまでの改正協定を修正・補完するものとして、審査主義国等の更なる加入を促し、より多くの国が利用できる意匠の国際登録制度を目指して、1999年7月にジュネーブで採択され、2003年12月に発効しました。

ジュネーブ改正協定では、拒絶通報期間を各国の宣言により6か月から12か月に延長できる等、審査主義国に配慮した規定が設けられたことを受けて、日本でも加入に向けた議論が進み、2014年5月の国会での本協定加入が承認されました。その後、2015年2月13日に国際事務局に加入書を寄託し、3か月後の5月13日に日本において本改正協定が発効しました。

現在、1934年ロンドン改正協定、1960年ハーグ改正協定及び本ジュネーブ改正協定の3つの協定が併存していますが、1934年ロンドン改正協定については、2010年1月1日から凍結され、2016年10月18日に終結されました。

ジュネーブ改正協定には、2024年4月1日現在、73の国及び政府間機関が加入しています。

第2節 ジュネーブ改正協定の制度概要

1. 国際出願の効果

国際出願は、国際登録日から、各指定締約国において、その締約国の官庁に直接した意匠出願と同一の効果を有します。 [協定14条(1)]

2. 国際出願日

国際事務局へ直接出願する場合(直接出願)は、国際事務局が国際出願を受理した日が国際出願日になります。 [協定9条(1)]

締約国の官庁を通じて国際出願を行う場合(間接出願)は、各官庁が国際出願を受領した日が国際出願日になります。ただし、国際事務局が、各官庁の出願書類受領日から1か月以内に書類を受理しなかった場合は、国際事務局の受領日が国際出願日となります。 [協定9条(2)、規則13(3)]

なお、国際事務局が国際出願を受理した時に、その国際出願に出願日の延期を要する不備があるとして出願人に対し不備の補正を求めた場合、国際出願日は、国際事務局がその不備の補正を受理した日に繰り下がります。

[協定9条(3)、規則14(2)]

3. 国際登録

国際事務局は出願書類を受理すると直ちに国際出願の対象である各意匠を登録します。ただし、国際事務局が、受理した出願がジュネーブ改正協定又は規則の要件を満たさないとして出願人に必要な補正を求めた場合には、必要な補正の受理をもって国際登録されます。 [協定10条(1)]

4. 国際登録日

原則、国際登録日は国際出願の出願日になります。ただし、協定5条(2)の規定に関連する不備(追加される必須の内容に関連する不備)がある場合には、国際登録日は国際事務局が当該不備の補正を受理した日又は国際出願の出願日のいずれか遅い日となります。

[協定10条(2)、5条(2)]

5. 国際登録簿

国際事務局は、国際出願に不備がない場合には、その意匠を国際登録簿に登録し、名義人に国際登録の証明書を送付します。 [規則15(1)]

6. 国際公表

国際登録は、国際事務局が発行する公報により公表されます。

国際公表は、国際登録日から原則12か月後ですが、出願時の請求により、登録後直ちに公表すること(即時公表)、又は公表を延期することが可能です。また、国際公表前又は延期期間中に即時公表を請求することも可能です。延期期間は、国際出願の日又は優先日から最大30か月です。 [規則16(1)(a)、17(1)]

ただし、公表の延期を国内法が認めていない締約国もあり、延期可能な期間が各国で異なりますので注意が必要です。複数の締約国を指定する国際出願については、全指定締約国が公表の延期を認めている場合に限り延期が可能です。延期期間が異なる締約国を指定した場合は、それらの期間のうち最も短い期間の満了時に公表が行われることになります。 [協定11条]

7. 国際登録の効果の拒絶

各指定締約国の官庁(指定官庁)は、国際公表日から定められた拒絶の通報期間内であれば、各国国内法の保護要件に基づき国際登録の効果を拒絶することができます。

国際登録は、拒絶の通報期間内に拒絶の通報がなされない場合には、遅くともその期間満了の日から、当該指定締約国が規則に基づいて宣言を行った場合には遅くとも当該宣言において特定された時から、また、拒絶の通報後、拒絶理由が解消して拒絶の通報が取り下げられた場合にはその取下の日から、各指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有します。 [協定14条(2)]

8. 国際登録に関する変更

国際登録の名義人は、更新手数料の納付、権利移転等といった国際登録以後の意匠権管理についても国際事務局に対して手続を行えばよく、その手続には各指定官庁に行ったものと同等の効果が与えられます。

9. 国際登録の存続期間

国際事務局による意匠の登録は、国際登録日から5年間にわたって効力を有しますが、所定の手数料の支払いを条件として、5年ごとに更新することができます。

[協定17条(1)、(2)]

指定締約国における保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件に、国際登録日から起算して15年ですが、指定締約国の国内法における意匠の保護期間が15年よりも長い場合には、当該指定締約国の保護期間と同一となります。

[協定17条(3)]

第3節 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願のメリット

1. 手続の簡素化

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、国際事務局への一つの出願手続で、複数の締約国に出願した場合と同等の効果を 얻을ことができるため、各国に願書を作成し、提出する必要がありません。

また、出願する意匠が国際意匠分類の同じ類に属する場合、一つの出願に最大100の意匠を含むことが可能です。

2. 容易な書類作成

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、各国の公用語にかかわらず、所定の様式を用いて英語、フランス語又はスペイン語のうち国際出願時に選択した言語で手続を行うことができます。

そのため、各国の国内手続が求める異なる書類様式、言語により出願する必要がないことから、より簡易に書類を作成することができます。

3. 権利管理の簡便化

ジュネーブ改正協定では、国際登録の権利は国際事務局において一元管理されます。

よって、5年ごとの権利更新や国際登録の変更(所有権の移転、名称変更、放棄、限定等)の手続を、各国に行う必要はありません。

4. 経費の削減

各国に直接出願を行う場合は、各国が指定する様式を用いて各国の言語で出願書類を作成する必要があるため、代理人の報酬や翻訳等の費用がそれぞれ必要になります。

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は、代理人を選任せずに出願することが可能であり、基本的には各国別の代理人の選任は不要であるため、そのための代理人費用は発生しません。

ただし、指定締約国での実体審査の結果、拒絶の通報が通知され、その応答を指

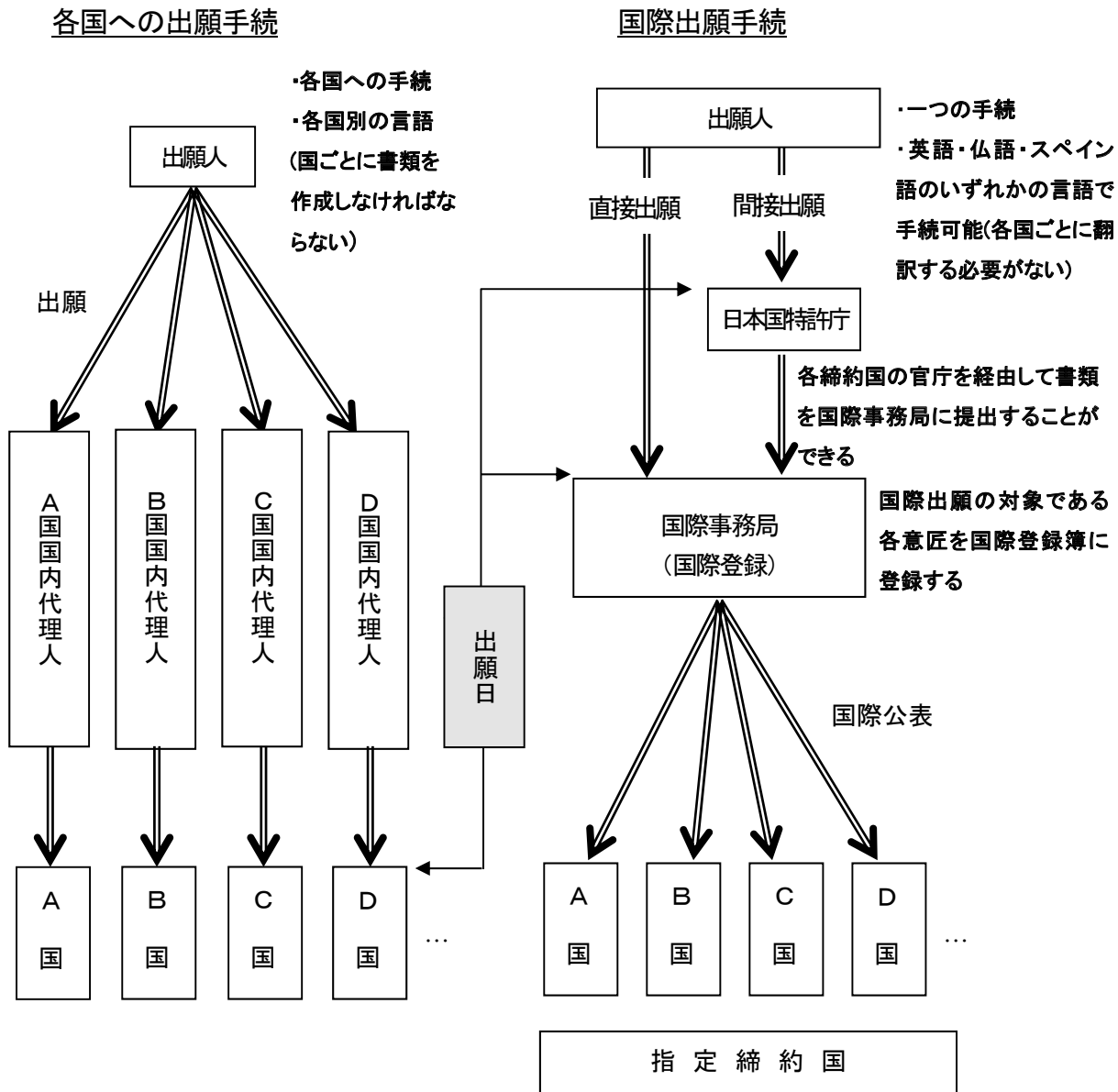
定締約国に行う場合等には、その国の代理人の選任が必要となる場合があります。

5. 迅速な審査

ジュネーブ改正協定では、指定官庁が拒絶の理由を発見した場合、国際公表から6か月（又は、実体審査国の場合各国の宣言により12か月）以内に国際事務局に対して拒絶の通報を送付しなければなりません。

各国に直接出願をする場合には、このような審査期間の制限のない国もありますが、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願においては、登録の可否がわかる時期が明確です。

第4節 各国への出願と国際出願との手続比較



第5節 ジュネーブ改正協定の規定概要

ジュネーブ改正協定は、序及び本文34か条から構成されています。

1. 序 [協定1条から2条]

ジュネーブ改正協定で用いる語の略称を定め、本協定と締約国の国内法や他の知的財産権に関する国際条約 (TRIPS 協定、パリ条約等) との関係について定めています。

2. 第1章 国際出願及び国際登録 [協定3条から18条]

国際出願をする資格及び手続、国際出願の願書に含めるべき内容等、国際出願の手続について規定しています[協定3条から6条]。

また、出願にあたって優先権の主張を伴う出願の扱い[協定6条]や所定の指定手数料[協定7条]や不備がある出願の補正方法や補正がなされない場合の扱い[協定8条]、国際出願日の認定方法[協定9条]について規定しています。

さらに、国際事務局による国際登録の手続及び国際登録日の認定や公表について、また、公表前の国際出願や国際登録の扱い及び指定官庁に送付される写しの扱い、公表の延期[協定10条から11条]、指定締約国が各国の国内法に基づいて国際登録を拒絶できる旨の規定及び拒絶を行う場合の手続[協定12条]や意匠の単一性に関する要件[協定13条]、国際登録の効果、無効の決定の扱いや変更等があった場合の国際登録簿の記録[協定14条から16条]、国際登録の保護の期間と更新[協定17条]、公表された国際登録に関する情報提供[協定18条]等について規定しています。

3. 第2章 管理規定 [協定19条から24条]

二以上の国で共通の官庁を有する締約国に関する規定、ハーグ同盟を構成する国に関する規定、総会の構成、任務、投票における定足数や決定方式、国際事務局の職務、本協定に関する予算や手数料等について定める財政規定、本改正協定の実施に関する細目について定めた規則等について規定しています。

4. 第3章 改正及び修正 [協定25条から26条]

本協定の改正及び修正の手続や決定に至るための要件や効力発生等について規定しています。

5. 第4章 最終規定 [協定27条から34条]

本協定の締約国となるための手続、効力発生、留保の禁止、締約国が行う宣言、1934年改正協定と1960年改正協定の適用関係、廃棄、寄託者等について規定しています。

なお、1934年改正協定は2010年1月1日から凍結され、2016年10月18日に終結されました。本協定と1934年改正協定又は本協定と1960年改正協定の双方の締約国同士の関係では、原則、本協定のみが適用されることとなりますが、本協定と1934年改正協定又は本協定と1960年改正協定の双方の締約国である国と34年又は60年いずれかにのみ加入している国との関係においては、34年又は60年改正協定が引き続き適用される旨規定しています。

また、1934年改正協定に基づいて、2010年1月1日以前になされた指定の更新、及びそれら指定についてのいかなる変更の国際登録簿への記録も、1934年改正協定に基づく最長保護期間15年間は、依然として可能です。

第2章 国際出願の手続

第1節 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願手続の原則

1. 国際出願の方法

出願人の選択により、以下2通りの方法で出願することができます。[協定4条(1)]

(1) 国際事務局への直接出願

出願人が国際事務局に対して直接提出する方法です。世界知的所有権機関(WIPO)のウェブサイトで提供されているインターネット出願ツール(eHague)を使用します。

インターネット出願: eHague による出願<推奨>

WIPO のウェブサイト「eHague」から WIPO ユーザーアカウントでログインし、ウェブ上で願書を作成して出願を行います。

※郵送での直接出願や Contact Hague を通じた出願は、推奨されていません。

※国際出願願書が WIPO へ到達した日が国際出願日となります。発信主義ではありません。

(2) 官庁を通じて行う間接出願

出願人の締約国の官庁を通じて国際事務局に出願する方法です。この場合、官庁が出願人から受理した書類を国際事務局に送付します。

※国際出願願書が日本国特許庁へ到達した日が国際出願日となります。発信主義ではありません。

日本国特許庁を通じて出願を行う場合は、「第3章 日本国特許庁を通じた国際出願」をご参照ください。

2. 国際出願の出願人

国際出願をすることができる者は、締約国の国民若しくは締約国である政府間機関の加盟国の国民である者、又は締約国内に住所若しくは居所(法人にあっては営業所)を有する者です。[協定3条]

ただし、日本国特許庁を通じて国際出願をすることができる者は、日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する外国人に限られます。

3. 国際出願の言語

(1) 出願の言語

国際出願言語として認められているのは、英語・フランス語・スペイン語です。

[規則6(1)]

(2) 国際出願又は国際登録に関する通信の言語

(a) 出願人又は名義人から国際事務局への通信の言語・・・英語、フランス語又はスペイン語
[規則6(3)(i)]

(b) 国際事務局から出願人又は名義人への通信の言語・・・国際出願の言語
ただし、当該出願人又は名義人が国際事務局へ、通信の言語を英語、フランス語又はスペイン語にする旨を願書に表明したときは表明した言語となります。
[規則6(3)(iii)]

第2節 国際出願の願書【DM/1】の作成

1. 様式

国際出願の願書を書面で作成する場合は、公式様式【DM/1】により作成します。

公式様式は、WIPO のウェブサイト(<https://www.wipo.int/hague/en/forms/>)からダウンロードし、入手することができます。

インターネット出願を利用する場合は、WIPO のウェブサイト「eHague」から願書を作成します。作成方法は同ウェブサイト「eHague Tutorial」のページをご参照ください。

紙願書【DM/1】の作成にあたっては、以下の点に注意してください。

- (1) 署名欄以外はタイプ打ち。
- (2) A4 用紙(白色)を使用。
- (3) 様式に記載されている各欄は、使用しない又は該当しない事項であっても削除せず空欄とする。

※書面で提出する際は片面印刷とし、各用紙はクリップ留めしてください。

2. 続葉 (CONTINUATION SHEET)

様式に設けられている記入欄では内容が記載しきれない場合 (例えば、二人以上の出願人がいる場合等) には、続葉を使用します。

続葉には、DM 様式名、欄番号、枚数／総シート数を記載し、該当欄に記載すべき内容を記載してください。

3. 願書【DM/1】の記載要領

「optional (任意)」「if any (あれば)」「if applicable (該当する場合)」等の表示が願書にない限り、全ての欄は必須記載事項です。

(1) 「For use by the applicant : 出願人用」

- ・ 「Reference (optional) : 整理番号 (任意)」欄には、出願人又は代理人が任意に設定する書類の整理番号を記載することができます。
- ・ 「Number of continuation sheets (if any): 続葉の枚数 (あれば)」の欄には、「Continuation sheets (続葉)」を追加した場合の枚数を記載してください。
- ・ 「This international application is accompanied by the following Annex(es) : この国際出願は次の ANNEX 様式を含む」の欄には、ANNEX I ～ V を願書に添付している場合に、該当する書類の□内にチェックを入れてください。

(2) 「For use by the Office of indirect filing : 間接出願の官庁用」

「For use by WIPO : WIPO 用」

この欄は、間接出願の官庁や国際事務局が使用するため、空欄のままで結構です。

(3) 「1. Applicant: 出願人」

[規則7(3)(i)、(ii)]

※以下の記載方法は、日本人の場合を想定しています。

※「☐ If there are several applicants, check this box and provide the information required under items 1, 2 and 3 below, for each additional applicant on a continuation sheet.」について

出願人が2名以上いる場合は、□内にチェックを入れ、1名について第1欄から第3欄に、その他の出願人については、出願人ごとに第1欄から第3欄までの情報を「CONTINUATION SHEET (続葉)」に記載してください。

●「The applicant is a : 出願人」

- ・ 出願人が自然人の場合「**Natural Person**」の○内にチェックを入れ、氏名を「Family (last) name(姓)」「Given (first) name(名)」の順にローマ字で記載します。

【例】 Family (last) Name:KOKUSAI Given (first) Name:Hanako

※ 姓は大文字で記載するのが望ましいです。

- ・ 出願人が法人の場合、「**Legal entity**」の○内にチェックを入れ、正式名称を記載してください。

●「Address : 住所又は居所」

- ・ 住所又は居所は、郵便物が確実に届くように詳細に記載してください。City 欄には都道府県名を記載します。

【例1】 100-8915 東京都千代田区霞ヶ関 3-4-3

Address : 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku

Postal code : 100-8915

City : Tokyo

Country : Japan

【例2】 920-0200 石川県河北郡内灘町 XXX

Address : XXX, Uchinada-cho, Kahoku-gun

Postal code : 920-0200

City : Ishikawa

Country : Japan

●「Email address: 電子メールアドレス」

本欄の、出願人に係る電子メールアドレスの記載は必須です。国際事務局からの通知を確実に受領できる電子メールアドレスを記載してください。

※従来、国際事務局からの公式通知(国際登録証、不備の通知、通報の写し等)は原則全て書面にて行われ、出願人(第 5 欄で代理人が選任されている場合は当該代理人)の住所宛に各種書面が送付されていましたが、2020年3月以降、本欄で登録したメールアドレス(代理人が選任されている場合は第5欄で登録した当該代理人のメールアドレス)宛てへの電子メール送付に切り替わっています。

●「Telephone(optional): 電話番号(任意)」

国コード→市外局番→市内局番→加入者番号の順に記載し、地域コードの冒頭の「0」は省略します(東京の場合「03」→「3」)。

【例】 03-3581-1101

Telephone: +81 3 3581 1101

(4)「2.Entitlement to File: 出願の資格」

[協定3条、規則7(3)(iii)]

資格基準である Nationality (国籍)、Domicile (住所)、Real and effective industrial or commercial establishment (現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所) 又は、Habitual residence (常居所) のそれぞれについて、あてはまる締約国の正式名称を、第7欄に掲載された締約国名を参照しつつ記載します。

【例】 日本の場合は「Japan」、該当がない場合は「None」と記載してください。

(5)「3. Applicant's Contracting Party (only if the 1999 Act applies): 出願人の締約国(1999年改正協定の場合のみ適用)」

[規則7(4)(a)]

第2欄に記載した締約国の一つを記載します。日本国特許庁を経由して出願する場合は必ず「Japan」と記載します。

(6)「4.Email Address for Correspondence for Multiple Applicants(if applicable): 複数出願人の通信のための電子メールアドレス(該当する場合)」

- ・ この欄は、複数出願人で代理人がない場合、国際事務局との通信を希望する電子メールアドレスを記載します。
- ・ 記載がない場合、第1欄に記載された最初の出願人が、国際事務局との通信先になります。

(7)「5.Appointment of a Representative (optional): 代理人の選任(任意)」

[規則3、規則7(5)(b)]

- ・ 代理人は1名のみ選任することができます。
- ・ 代理権を証明するための委任状を添付することができます(2019年より任意)。
※委任状について特定の様式は存在しません。意匠の国際出願の言語として認められている英語・フランス語又はスペイン語のうちいずれかの言語で作成してください。【DM/7】を委任状として提出することもできます。
- ・ 国際事務局に対する代理人について、職業資格、国籍又は居所等に関する制限や要件はありません。ただし、日本国特許庁に願書を提出する場合、弁理士法第75条により、弁理士以外の者が報酬を得て代理業務を行うことはできません。
- ・ 本欄で選任された代理人は IB 代理人と呼ばれ、国際事務局への手続を代理します。指定官庁に対して手続を行う場合には、各指定締約国の法令に従い、別途現地代理人選任手続が必要になることがあります。

- ・ 各項目の記載要領は、出願人の欄と同様です。特に電子メールアドレス欄は、国際事務局からの通知を確実に受領できる電子メールアドレスを記載してください。

(8)「6.Number of Designs, Reproductions and/or Specimens : 意匠、複製物、及び/又は見本の数」 [規則7(3)(v)]

- ・ 最大 100 意匠まで含むことができます。ただし全ての意匠がロカルノ分類(国際意匠分類)の同一クラスに属する必要があります。
- ・ ジュネーブ改正協定に基づき意匠の単一性の要件を宣言している締約国においては、その要件を満たさない場合拒絶理由の対象となり、当該指定官庁に対し国際登録の分割請求を行う必要が生じます。

(9)「7.Designated Contracting Parties : 締約国の指定」 [規則7(3)(vi)]

- ・ 意匠の保護を求める指定締約国の□内にチェックを入れてください(ジュネーブ改正協定加盟国に限る)。
- ・ 日本国を指定(自国指定)することもできます。
- ・ 出願後に締約国の指定を追加すること(事後指定)はできません。

(10)「8.Product Indication :製品名の表示」 [協定5条(1)(iv)]

- ・ 「Locarno Class to which the design(s) belong(s) (optional):意匠が属するロカルノ分類(任意)」には、国際出願に含まれるすべての意匠に共通するロカルノ分類を記載します。
- ・ 各意匠について、昇順に意匠番号、複製物の総数、物品名をそれぞれ記載してください。ロカルノ分類のサブクラスは任意記載事項です。
- ・ カナダ、中国(32-01のみ除外)、イスラエル、メキシコ及び韓国を指定した場合、ロカルノクラス第32類の意匠について保護が認められません。

(11)「9.Description (if applicable) : 説明(該当する場合)」

- ・ 本欄の記載は任意ですが、本欄備考に示されている締約国を指定する場合には必須となります。
- ・ 説明は、意匠の複製物に表れている特徴を記載してください。意匠の操作又はその想定される利用方法に係る技術的な特徴に関する説明は認められません。
[規則11(2)]
- ・ 説明において、意匠の複製物中に点線、破線、又は着色により表された部分は保護を求めない旨を明示することもできます。

- ・ 説明が100単語を超える場合は、超過分の1単語につき2スイスフランの追加手数料を支払う必要があります。

(12)「10.Legends (optional): 凡例(任意)」

- ・ 複製物の種類について、該当するコードを記載してください。あてはまるコードがない場合は、「Code:コード」欄に「00」と記載し、「Legend: 凡例」欄に50文字以内で複製物の種類を記載してください。
- ・ 中国、日本及び/又は米国を指定する場合は、可能な限り記載するようにしてください。

(13)「11.Identity of the Creator (if applicable): 創作者の特定(該当する場合)」

[規則8(2)]

- ・ 締約国の法令により、創作者の表示が要求される場合があります。創作者の表示が必要となる国は、本欄備考欄に記載されています。
- ・ 米国を指定した場合、本欄の創作者欄の記載が必須、かつ ANNEX I により宣誓書又は代替陳述書の提出をしなければなりません。
- ・ 国際出願が複数の意匠を含み、意匠ごとに創作者が異なる場合は、意匠の番号順にそれぞれ創作者を記載してください。

(14)「12.Claim (if applicable): クレーム(該当する場合)」

- ・ 米国を指定する場合は、空欄に意匠の物品名を一つ、単数形で記載してください。
- ・ ベトナムを指定する場合は、本欄での記載は不要です。

(15)「13.Priority Claim (if applicable): 優先権の主張(該当する場合)」

[規則7(5)(c)]

- ・ パリ条約に基づく優先権を主張する場合、第1国の出願日より6か月以内に出願をしてください。
- ・ 優先権を主張する意匠の意匠番号をそれぞれ記載してください。記載がない場合、国際事務局は全ての意匠が優先権の主張の対象であるとみなします。
- ・ 国際事務局に優先権証明書を提出することはできません(中国、日本及び/又は韓国を指定し、ANNEX V により提出する場合を除く。)。証明書の提出を要求

する指定官庁の国内法に基づき、官庁に直接証明書を提出してください。

< Guide to the Hague System より(2024 年 4 月現在) >

中国	国際公表日から 3 か月以内、在外者は要国内代理人。 (国際出願時に証明書を添付した場合を除く。)
日本	国際公表日から 3 か月以内、在外者は要国内代理人。 (国際出願時に証明書を添付した場合を除く。)
韓国	国際公表日から 3 か月以内、在外者は要国内代理人。 (国際出願時に証明書を添付した場合を除く。)
米国	審査係属中(二段階納付まで)は提出可。
ロシア	国際公表日から 3 か月以内。コピーでの提出可。
トルコ	国際公表日から 3 か月以内、在外者は要国内代理人。 優先権証明書がトルコ語でない場合はトルコ語訳を要提出。
ブラジル	国際公表日から90日以内。手数料の支払と、優先権証明書がポルトガル語でない場合はポルトガル語訳、国際出願の内容が正確に優先権書類に含まれている旨の宣誓書を要提出。
メキシコ	国際公表日から 3 か月以内。手数料の支払証明と、優先権証明書がスペイン語でない場合はスペイン語訳を要提出。

- 先のハーグ国際出願を基礎として優先権の主張を行うことも可能です。この場合、「Office or country of earlier filing: 先の出願の官庁又は国名」欄には「WIPO」と記載し、「No. of earlier filing: 先の出願の出願番号」欄には国際出願の出願番号(9桁)又は国際登録番号(不明な場合は WIPO reference number (WIPO+5 ~6 桁の数字)でも可)を記載してください。先の国際出願に関する優先権証明書は、国際事務局に対して、認証謄本の請求を行うことで入手することができます。
- WIPO デジタルアクセスサービス(DAS)に参加している国を指定国として出願する場合、DAS コードの欄にアクセスコードを記入することができます。
- 日本の意匠出願を優先権基礎として DAS を利用する場合には、出願番号(西暦と連続番号6桁、ハイフンは不要)の末尾に「(スペース)+D」を記載ください。(例: 2022012345 D)
- 台湾智慧財産局への出願を基礎として優先権主張をする案件について、本欄にアクセスコードを記載することにより、指定国日本に対し、二庁間での優先権証明書類の電子的交換(二庁間 PDX)が利用できます。

(16)「14.International Exhibition (if applicable): 国際博覧会(該当する場合)」

[規則7(5)(d)]

- ・ 国際博覧会で展示された意匠の仮保護を請求する場合には、その国際博覧会が開催された場所、博覧会名、意匠が最初に展示された日を、該当する欄に記載してください。
- ・ 請求の対象となる意匠の意匠番号を記載してください。記載がない場合、国際事務局は全ての意匠が国際博覧会で展示されたものとみなします。

**(17)「15.Exception to Lack of Novelty (if applicable):新規性喪失の例外
(該当する場合)」**

- ・ 本欄は、中国、日本及び/又は韓国を指定する場合のみ使用できる欄です。
- ・ (a)欄では、新規性喪失の例外適用の申請を行う締約国を選択し、該当する□内にチェックを入れてください。
- ・ (b)欄では、国際出願に含まれるすべての意匠を例外適用の対象とする場合は「**all designs**」にチェックを入れてください。一部の意匠を例外適用の対象とする場合は「**the following designs**」にチェックを入れた上で意匠の意匠番号を記載してください。
- ・ 新規性喪失の例外適用の申請に係る証明書の提出方法は、国際出願時に ANNEX II を用いて提出する方法と、後日、中国国家知識産権局、日本国特許庁及び/又は韓国特許庁に対して直接提出する方法の2通りあります。国際出願後に、ANNEX II を国際事務局に提出することはできません。
- ・ 指定国日本に直接証明書を提出する手続の詳細につきましては、テキスト第 6 章第4節「日本国特許庁への具体的手続」を参照してください。

**(18)「16.Main or Principal Design (if applicable):主な意匠又は本意匠
(該当する場合)」**

- ・ 本欄は、中国、日本及び/又は韓国を指定する場合のみ使用できる欄です。
- ・ 中国を指定する場合で複数意匠を出願する際、主な意匠となる意匠を□内に記載しなければなりません(中国を指定する場合は、10を超える類似意匠の国際出願はできません。)
- ・ 日本及び/又は韓国を指定する場合、(a)欄では、関連意匠出願の対象とする締約国の□内にチェックを入れてください。
- ・ (b)欄では、国際出願に含まれる全ての意匠を関連意匠として請求する場合は「**all designs**」にチェックを入れてください。一部の意匠を関連意匠として登録することを請求する場合は、「**the following designs**」にチェックを入れた上で請求の対象とする意匠の意匠番号を記載してください。
- ・ (c)(i)欄には、本意匠に関する情報として該当する□内にチェックを入れるととも

に、本意匠を先の出願又は登録とした場合に、対応する番号を記載してください。

- (c)(ii)欄には、(c)(i)欄で選択した出願又は登録が複数意匠を含む場合に、本意匠とする意匠の意匠番号を記載してください。

(19)「17.Publication of the International Registration (optional): 国際登録の公表(任意)」

通常、国際登録日から12か月後に国際公表されますが、本欄では公表を希望する時期を記載することができます。

- 即時公表を希望する場合は、「**immediate publication:即時公表**」の□にチェックを入れてください。即時公表を請求した場合、最短で国際登録された週の翌週の金曜日に国際公表されます。
- 公表の延期を希望する場合は、「**publication at a chosen time:選択した期間での公表**」の□にチェックを入れた上で、公表の延期期間(月単位)を、国際出願日から、又は、優先権が主張されている場合はその優先日から30か月を超えない範囲で記載してください。
- 公表の延期を認めていない、または延期できる期間が短い締約国がありますのでご注意ください(備考欄参照)。
- 「**publication at a chosen time:選択した期間での公表**」の□にチェックを入れた上で、12か月より短い公表期間を指定することも可能です。

(20)「18.Reduction of the Individual Designation Fee (if applicable): 個別指定手数料の減額(該当する場合)」

本欄は、イスラエル、メキシコ、及び/又は米国を指定した場合のみ使用できる欄です。

<イスラエルを指定する場合>

- 出願人が、自然人、年間収益がイスラエルの意匠規則で定める金額を超えない小規模事業体、又はイスラエルの法律で認められている高等教育機関であり、第13欄で優先権を主張していない場合、イスラエルの個別指定手数料の減額を受けることができます。出願人が上記条件にあてはまる場合、□内にチェックを入れてください。

※各資格の決定に関する詳細は、イスラエル特許庁(ILPO)のウェブサイトをご確認ください。

<メキシコを指定する場合>

- ・ 出願人が、メキシコ産業財産庁(IMPI)により提供されたサービス別料金を定める合意に関する総則第4部第一段落によるカテゴリー(自然人である創作者、極小規模事業体又は小規模事業体、公/私的高等教育機関、又は、公的科学機関もしくは技術研究機関)の一に該当すると宣言する場合、メキシコの個別指定手数料の減額を受けることができます。出願人が上記条件にあてはまる場合、□内にチェックを入れてください。

※各資格の決定に関する詳細は、メキシコ産業財産庁(IMPI)のウェブサイトをご確認ください。

＜米国を指定する場合＞

- ・ 出願人が米国国内法で定められた適用条件を満たす小規模事業体又は極小規模事業体である場合、米国の個別指定手数料の減額を受けることができます。出願人が上記条件にあてはまる場合、該当する事業体の□内にチェックを入れてください。

※小規模事業体の資格の決定に関する詳細は、米国特許商標庁(USPTO)のウェブサイトをご確認ください。

(https://www.uspto.gov/sites/default/files/aia_implementation/AC54_Small_Entity_Compliance_Guide_Final.pdf)

- ・ 出願人が極小規模事業体であることを主張する場合は、ANNEX IVを用いて、極小規模事業体に関する証明書を提出する必要があります。

※証明書の様式(PTO/SB/15A 又は PTO/SB/15B)は、米国特許商標庁のウェブサイト(https://www.uspto.gov/forms/aia_forms.jsp)から取得することができます。

(21)「19.Signature:署名」

- ・ 出願人が署名する場合は「Applicant」にチェックを、代理人が署名する場合は「Representative of the applicant」にチェックを入れてください。
- ・ 署名方法は、タイプ打ちによる署名(例:/John Doe/)が推奨されているほか、手書きや印刷、スタンプ、電子署名等も認められています。

(22)「PAYMENT OF FEES:手数料の支払」

国際事務局に支払う出願手数料の支払方法とその総額を記載します。

- ・ 第17欄で公表時期として13か月以上を記載していて、公表手数料を後日支払うことを希望する場合は、冒頭の□内にチェックを入れてください。
- ・ 「1.Total in Swiss francs:スイスフランの総額」には、国際事務局に支払う出願

手数料の総額をスイスフランで記載してください。

- 「2.Instruction to debit from a Current Account at WIPO : WIPO 口座からの引き落としについての指示」の欄には、出願人が国際事務局に口座を開設し、その口座から手数料総額の引き落としを希望する場合、
 - 「Holder of the account : 口座名義人」
 - 「Account number : 口座番号」
 - 「Identity of the party giving the instruction : 指示をする当事者の特定」をそれぞれ記載してください。本欄を記載した場合、次の3. 及び4. の記載は不要です。

※国際事務局に口座を開設するためには、別途手続が必要です。口座開設の詳細は、WIPO のウェブサイト(https://www.wipo.int/finance/en/current_account/)を参照して下さい。

- 「3.Payment received and acknowledged by WIPO:WIPO 受領済みの支払」の欄は、既に WIPO に対して手数料を支払済で WIPO から受領番号の通知を受けた場合に使用します。
 - 「Identity of the party which made the payment:支払を行う当事者の特定」
 - 「WIPO receipt number : WIPO 受付番号」をそれぞれ記載してください。
- 「4.Bank transfer:銀行振込」の欄には、銀行振込で手数料を納付する場合に使用して下さい。

なお、「Payment made to WIPO postal account:WIPO 郵便口座への支払」は欧州圏内のみ利用可能なため、日本からの送金には利用できません。
- 「5.Payment made to the Office (applicable to indirect filings only): 官庁への支払(間接出願の場合のみ適用)」については、米国特許商標庁を経由して国際出願を行う場合のみ利用可能なため、日本からの送金には利用できません。

(23)「FEE CALCULATION SHEET: 手数料計算表」

このシートの提出は任意です。Hague System Fee Calculator (<https://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>)を使用して、該当する項目に手数料の内訳を記載して下さい。

第3節 複製物の作成

1. 複製物の形式

(1) 図面、写真、その他のグラフィックで白黒又はカラーにより表現します。

(2) 書面による出願の場合は、次の要領によります。

- ・ A4サイズの白色上質紙に直接印刷または複製物を貼り付ける。
- ・ 用紙は縦向き。
- ・ 掲載できる複製物は、1枚につき25個まで。
- ・ 各複製物の周囲には、少なくとも5ミリの余白を設ける。
- ・ 複製物の寸法は16×16cmを超えてはならず、各意匠のうちの少なくとも一つの複製物について、少なくとも1辺が3cmを有していなければならない。
- ・ 各複製物は、書き込みをせず、正方形または長方形に収め、この中には他の複製物や番号を記載しない。

(3) eHague 出願の場合は、次の要領により複製物の電子ファイルを作成し、出願に含めます。

Image format	JPEG or TIFF
Resolution	300x300dpi
Minimum size	3cm x 3cm (at 300 dpi)
Maximum size	16cm x 16cm (at 300 dpi)
Maximum file size (per file)	2 Megabytes
Color	RGB or Grayscale
Borders	Between 1 and 20 pixels

https://www.wipo.int/hague/en/hague_file_renew.html#reproductions

(4) 国際出願に含める複製物の数に制限はありません。ただし、複数の図を一つの複製物に含めることはできません。

(5) 国際出願の各意匠には、それぞれ1から番号を付し、各複製物にも、意匠ごとに1から番号を付してください。

【例】1つ目の意匠(複製物3)「1. 1、 1. 2、 1. 3」

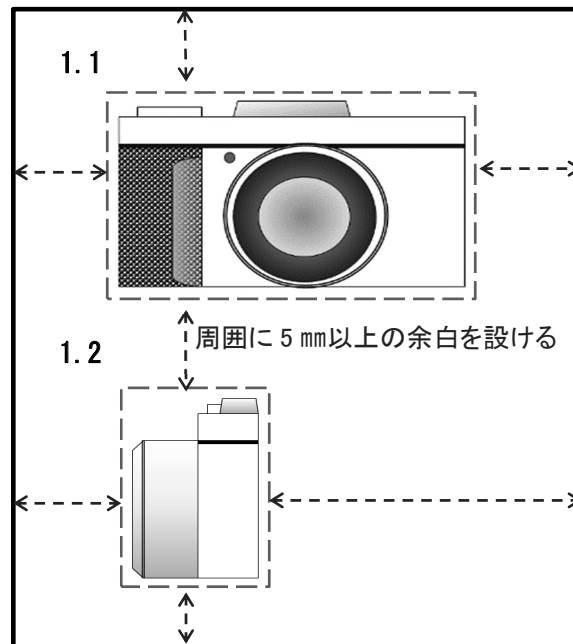
2つ目の意匠(複製物1)「2. 1」

書面による出願の場合は、この番号を複製物の余白に記載してください。

(6) 複製物は、数字の昇順に提出してください。

【例】

(A4 用紙)



※点線部分は説明上図示しているもので、実際の複製物には不要です。

2. 意匠の表現

- (1) 複製物は意匠のみ、または意匠が使用される製品のみを提示するものとし、他の物体、付属物、人物や動物を表示してはなりません。
- (2) 保護を求めない部分について、点線、破線または着色により表現することができます。この方法により表現する場合に限って、意匠が使用される製品以外の物体、付属物、人物や動物を複製物中に表示することができます。
- (3) 原則として、座標軸や寸法を示した技術的な図面や、注釈文や凡例を図の中に示すことは認められません。
- (4) 複製物を写真で提出する場合、正方形または長方形で提出してください。無彩色かつ無地の背景で表示し、インクや修正液で修正することはできません。
- (5) 複製物が写真でない場合には、図の表現として、凹凸を表すためのシェーディングやハッチングによる陰影表現を含むことができます。
- (6) 中国、韓国、ベトナムを指定締約国として国際出願する場合、特定の図を提出する必要があります。詳細については、WIPO のウェブサイトに掲載されているユーザーガイドをご参照ください。(英語)

(<https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/hague-system-guide.pdf>)

※要件を満たしていない国際出願による国際登録は、上記締約国において拒絶の対象となる場合がありますが、国際事務局では、この要件に不備があるかの確認は行いません。

3. ガイダンス

複製物の作成方法について WIPO と実体審査国官庁とが共同で作成したガイド「Guidance on Preparing and Providing Reproductions in Order to Forestall Possible Refusals on the Ground of Insufficient Disclosure of an Industrial Design by Examining Offices」が、WIPO のウェブサイトに掲載されています。(英語)

(https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/docs/guidance_reproductions.pdf)

4. 見本の提出

- (1) 書面による手続、公表の延期を請求している、かつ平面の意匠の場合のみ提出可能です。その場合、国際事務局に1つ、各指定国に対し1つの見本を提出しなければなりません。ただし、国際出願時に見本を提出した場合であっても、後日、国際事務局に必ず写真・図面等の複製物を提出しなければなりません(複製物に代えての見本提出のみでは、国際事務局は国際登録とすることはできません。)
- (2) 見本は折りたたむことも可能ですが、寸法26.2cm×17cm(広げた状態)、重量50g、厚さ3mmを超えた見本を提出することはできません。
- (3) 見本は A4用紙に貼り付け、昇順に意匠の番号を付す必要があります。後日、複製物が国際事務局に提出された場合、各複製物には、対応する見本と同一の番号を付さなければなりません。
- (4) 全ての見本は1つの梱包に納める必要があります。梱包は、各辺が30cmを超えてはならず、内容物と梱包の総重量が4kgを超えての提出はできません。
- (5) 腐敗しやすい製品または保管に際し危険性のある製品は提出できません。

第4節 ANNEX I～Vの作成

指定締約国として米国、中国、韓国又は日本を指定する場合に使用します。

ANNEX の表紙「For use by the applicant : 出願人用」中「Reference : 整理番号」欄には、願書に記載した出願人の整理番号を記載してください。

1. ANNEX I

ANNEX I は、意匠の創作者(＝発明者)の宣誓又は宣言書を添付するための書類で、米国を指定した場合は必ず提出しなければなりません。

「DECLARATION OF INVENTORSHIP: 発明者の宣誓書」

創作者自身が署名します。

「SUBSTITUTE STATEMENT: 代替陳述書」

創作者自らが宣誓を行うことができない場合(創作者が死亡した、創作者が宣誓を拒否した場合等)は、この様式を使用し出願人が署名します。

※発明者の宣誓書又は代替陳述書に関する詳細は、米国特許商標庁のウェブサイト(https://www.uspto.gov/forms/aia_oathdecl_guide.pdf)を参照してください。

提出にあたっての留意点

- ・ 創作者1名につき1通作成。
- ・ 紙出願の場合、宣言書又は陳述書のいずれかを ANNEX I 表紙に添付して【DM/1】と一緒に提出。
- ・ ANNEX I の表紙「For use by the applicant: 出願人用」中「Reference: 整理番号」欄には、願書に記載した出願人の整理番号を記載。
- ・ eHague 出願の場合、創作者欄作成時に宣言書を作成し、アップロードする。

2. ANNEX II

ANNEX II は、【DM/1】の第 15 欄において新規性喪失の例外適用の申請を行い、指定国中国、日本及び/又は韓国に対して、新規性喪失の例外証明書を提出する場合に使用する様式です。本様式に証明書を添付して提出してください。

提出にあたっての留意点

- ・ 【DM/1】と一緒に提出。国際出願後に WIPO へ提出することはできない。中国国家知識産権局、日本国特許庁及び/又は韓国特許庁に対して、事後的に直接証明書を提出することができる。
- ・ ANNEX II 表紙の「Supporting Document(s) Concerning a Declaration to the Exception to Lack of Novelty: 新規性の喪失の例外に関する宣言についての補足資料」欄は、国際出願に含まれる意匠のうち、新規性喪失の例外適用に係る意匠番号を記載。国際出願に含まれるすべての意匠に関係する場合は「all

designs」をチェックする。例外適用する意匠を選択する場合は「the following designs」をチェックし、下の□に該当する意匠番号を記載する。

- ・ eHague 出願の場合、新規性喪失の例外主張欄において、証明書を PDF 変換したものをアップロードする。
- ・ その他、指定国日本に関する留意事項は、以下 URL (英語) を参照。
https://www.jpo.go.jp/e/system/design/hague/notes_for_annex.html

3. ANNEX III

ANNEX IIIは、米国を指定した場合に、任意で提出できる書類です。国際出願時に意匠の保護の適格性について、出願人自身が知り得る情報を添付書類として提出することができます。

提出にあたっての留意点

- ・ 【DM/1】と一緒に提出。国際出願後に WIPO へ提出することはできない。
- ・ 情報開示陳述書の様式(SB08a/SB08b/SB08a-EFS-web)は米国特許商標庁 (USPTO) のウェブサイトで購入できる。これらの様式は、国際出願の出願後に米国特許商標庁 (USPTO) に提出することもできる。
- ・ 情報開示陳述書の詳細については、米国特許商標庁 (USPTO) のウェブサイトを参照。

4. ANNEX IV

ANNEX IVは、米国を指定した場合、任意で提出できる様式です。出願人自身の経済規模が、極小規模事業体であることを主張し、米国の個別指定手数料の減額を請求する場合に、極小規模事業体であることを証する書面を添付するための様式です。

提出にあたっての留意点

- ・ 【DM/1】と一緒に提出。国際出願後に WIPO へ提出することはできない。
- ・ 小規模事業体の資格の決定に関する詳細は、米国特許商標庁 (USPTO) のウェブサイトを参照。
- ・ 証明書の様式 (PTO/SB/15A 又は PTO/SB/15B) は、米国特許商標庁 (USPTO) のウェブサイト (https://www.uspto.gov/forms/aia_forms.jsp) から取得できる。

5. ANNEX V

ANNEX Vは、【DM/1】の第 13 欄において優先権の主張を行い、指定国中国、日本及び/又は韓国に対して、優先権証明書を提出する場合に使用する様式です。本様式に証明書を添付して提出してください。

提出にあたっての留意点

- ・ 【DM/1】と一緒に提出。国際出願後に WIPO へ提出することはできないため、後日対応する場合は、中国国家知識産権局、日本国特許庁及び/又は韓国特許庁に対して、直接証明書を提出する。
- ・ その他、指定国日本に関する留意事項は、以下 URL(英語)を参照。
https://www.jpo.go.jp/e/system/design/hague/notes_for_annex.html

第5節 国際事務局による方式審査と不備の補正

[規則14]

1. 国際事務局による方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際出願の方式審査は国際事務局が行います。国際事務局が、国際出願の受理時に当該国際出願が改正協定及び共通規則の要件を満たしていないと認める場合には、2種類の通知のいずれかが国際事務局から出願人に対して直接通知されます。

(1) 不備の補正を求める通知 (Invitation to correct irregularities or defects)

国際登録の要件を満たさない場合に、不備の補正を求める通知です。指定された期間内に補正を行うことにより、出願日は維持されたまま国際登録へ進みます。ただし、所定の言語による出願でない、意匠の複製物の提出がないなど、重大な欠陥がある場合には、出願日が補正書を国際事務局が受理した日に変更されます。

(2) Observation

国際登録の要件は満たしているが、軽微な不備が存在する旨のアドバイスの通知です。補正手続を行わなくても国際登録がなされます。

2. 補正の期限

上記(1)については、国際事務局による通知の送付日から3か月以内です。国際事務局への応答後、更なる補正が求められた場合でも、原則補正の期間は延

長されませんのでご注意ください。

所定の期間内に補正の求めに応じない場合、国際出願は放棄されたものとみなされます。この場合、国際事務局は、国際出願に関して支払われた手数料のうち、基本手数料を差し引いた額を当該国際出願の出願人に対して返還します。

また、ジュネーブ改正協定第5条(2)に規定された要件に係る不備または締約国が事務局長に通告した特別の要件に係る不備について、出願人が所定の期間内に補正の求めに応じない場合は、その国際出願自体は放棄されたものとはみなされませんが、当該締約国の指定を含まないものとみなされます。

3. 補正書提出先

eHague で出願を行った場合は、eHague による補正手続が強く推奨されています。

その他、補正書の提出方法：

①お問い合わせフォーム「Contact Hague」での応答 <推奨>

<https://www3.wipo.int/contact/en/hague/>

②郵送

郵送での応答は、国際事務局内の処理に時間を要することから、推奨されていません。

第3章 日本国特許庁を通じた国際出願

国際出願は、国際事務局に対し直接、又は出願人の締約国の官庁を通じて行うことができます。日本国特許庁(以下、「特許庁」という。)を通じて行う国際出願を「国際登録出願」といいます。 [協定4条(1)(a)、意法60条の3]

特許庁は、国際登録出願を受領した場合、受領から1か月以内に国際事務局へ願書を送付します(必要な手数料の納付がなされなかった場合を除く。)。また、国際事務局への送付後、出願人に対して願書の受領日及び国際事務局への送付日を記載した書面を送付します。 [規則13(1)]

国際登録出願を行った場合の出願日は、原則として、特許庁が願書を受領した日となります。なお、国際事務局により出願内容に関して不備が指摘された場合には、出願日が当該不備の補正を国際事務局が受理した日に繰り下がることがあります。 [協定9条、規則13(3)]

第1節 国際登録出願の出願人適格

国際登録出願を行うことができるのは、日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する外国人のみです。 [意法60条の3 1項]

第2節 国際登録出願の手続

1. 提出が必要な書類

国際登録出願は、書面での提出又は電子特殊申請で行うことができます。下記の書類を準備し、特許庁へ提出してください。

①願書(【DM/1】)(複製物含む)： 1部

②書面による提出の場合、特許庁へ納付する送付手数料を貼付した書面(差出書)、電子特殊申請による提出の場合は手数料の納付をした送付票

③見本(書面による提出で複製物を後日提出する場合のみ)： 指定する締約国に応じて必要な数

(1)願書 【DM/1】(複製物含む)

第2章「国際出願の手続」を参照し、【DM/1】を作成してください。

(2) 送付手数料

- ・国際意匠出願1件につき3,500円 [協定4条(2)、意法67条1項4号]

① 書面での提出

- ・特許印紙、現金納付、電子現金納付、特許庁窓口におけるクレジットカード納付(予納による納付及び口座振替納付を行うことはできません。)
- ・いずれの納付方法においても、国際登録出願時には、差出書を作成し提出する必要があります。差出書には、特許印紙若しくは納付済証(現金納付の場合)を添付、納付番号を記載(電子現金納付の場合)、又は識別番号を記載(特許庁窓口におけるクレジットカード納付の場合)するとともに、【DM/1】に記載した出願人の氏名(名称)、【DM/1】に記載した出願人の整理番号、及び提出日を記載してください。

特許印紙を貼付した場合の記載見本

<記載見本>

dd/mm/yyyy		
Applicant's name:		
Applicant's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(3, 500Yen)		

(注) 用紙はA4判で作成してください。

② 電子特殊申請での提出

- ・予納による納付、電子現金納付、口座振替納付、指定立替納付
- ・インターネット出願ソフトにより作成する「送付票」に納付方法、納付金額等必要事項を記載し手続を行います。この場合、紙出願の際に提出が必要であった「差出書」は不要です。

(3) 見本

見本については、第2章「第3節4. 見本の提出」を参照してください。

2. 提出方法

国際登録出願を行う際は、必要書類を特許庁の窓口への持参、郵送による送付又は電子特殊申請により提出してください。

なお、郵送の場合には、特許庁が受領した日が受領日となります(差出日ではありません。)。

第3節 送付手数料の補正

1. 手数料補正指令

特許庁に納付すべき送付手数料(3, 500円)が納付されていない場合、又は必要額に満たない場合には、必要な額を納付するよう出願人に対して補正指令を行います。

[意法60条の4(特法17条3項3号)]

2. 補正の期間

指令の発送日から10日

3. 補正の方法

「手続補正書[意施規様式14]」により手数料の納付を行います。手数料補正指令の発出前に自発的に手続補正を行う場合も同様です。

※手数料の納付は、国際登録出願時と同様に、書面での提出の場合は特許印紙・現金納付・電子現金納付・特許庁窓口におけるクレジットカード納付、電子特殊申請の場合は予納による納付・電子現金納付・口座振替納付・指定立替納付により行います。

※特許庁窓口におけるクレジットカード納付の場合、納付手続を行う者の欄(例【代理人】)の下に【識別番号】の欄を設け、識別番号を記載します。なお、識別番号の記載にかかわらず、【住所又は居所】の記載は必要です。

※手続補正書の提出方法は、上記第2節「2. 提出方法」と同様です。

4. 補正が行われた場合

補正手続が適正に行われた場合は、国際登録出願として手続を進めることができます。

5. 補正が行われない場合

手数料補正指令に対し、所定の期間内に補正が行われなかった場合は、その国際登録出願は却下処分となります。
[意法60条の4(特法18条1項)]

第4節 過誤納の手数料の返還

特許庁へ納付した送付手数料の額が適正金額を超えて過大であった場合には、過誤納分の手数料の返還を求めることができます。

1. 返還の請求期間 [意法67条8項]

送付手数料を納付した日から1年

2. 返還の請求方法 [意施規18条の4]

「既納手数料返還請求書[意施規様式21]」により行います。

※既納手数料返還請求書に識別番号を記載して手続を行うことはできません。

※既納手数料返還請求書の提出方法は、必要書類を特許庁の窓口への持参、郵送による送付又は電子特殊申請により提出してください。

第4章 国際事務局に対する主な手続

※以下の手続は国際事務局に直接行う手続であり、特許庁に対して手続を行うことはできません。

※各手続書類の作成にあたっては、第2章「国際出願の手続」を参照し、これに準じてください。また、各手続の手数料額については第5章「国際事務局へ納付する手数料」及び【参考資料】を参照してください。

第1節 所有権の変更の記録の請求【DM/2】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の所有権の全部又は一部について変更があった場合には、公式様式【DM/2】により、国際事務局へ届け出なければなりません。 [規則21(1)(a)(i)]

新名義人の要件は、ジュネーブ改正協定第3条に規定された国際出願をする資格を有する(締約国の国民又は締約国内に住所・常居所・営業所を有する)こととされています。

国際登録の一部の指定締約国のみ又は一部の意匠のみについて所有権の変更を請求した場合には、その内容は当該国際登録番号の下では取り消され、別個の国際登録として記録されます。当該別個の国際登録の番号は、元の国際登録の番号の末尾に1文字の大文字が付されたもの(例:DM/012345A)となります。

請求は、原則として国際登録の名義人(譲渡人)が行います。新権利者(譲受人)が請求を行う場合には、名義人(譲渡人)の署名又は新権利者(譲受人)であることの証明書の提出が必要です。

変更の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に変更を記録し、新たな名義人及び前の名義人の双方に通知します。

一部の国では、所有権の一部の変更の記録が認められない場合があります(例:一組の意匠が一意匠を構成すると判断される場合、「類似意匠」又は「関連意匠」制度が法律で規定されている場合、そのような特定条件下で登録された意匠は、同時に譲渡することしかできない)。従って、所有権の変更が国内/域内の法律の要件を満たしていない場合、共通規則第21規則の2(1)に基づき、指定締約国によって所有権の変更の記録の効果が拒絶されることがあります。

アフリカ知的所有権機関(OAPI)、ブラジル、中国、デンマーク、ジャマイカ、メキシコ、韓国、ロシア及び米国は、国際登録簿への所有権の変更の記録は、各官庁が特定の声明又は書類を受理するまでその締約国においては効果を認めないものとする、ジュネーブ改正協定第16条(2)の宣言をしています。これらの国/機関へは、必要書類を準備し、直接各官庁に提出しなければなりません。

2. 【DM/2】の記載要領

公式様式【DM/2】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN OWNERSHIP」

(1) 「For use by the holder/new owner : 名義人/新権利者用」

「Reference: 整理番号」には、名義人/新権利者又は代理人が設定した整理番号を記載することができます。また、続葉(Continuation Sheet)を使用した場合は、その枚数を「Number of continuation sheets: 続葉の枚数」に記載します。

(2) 「For use by WIPO : WIPO用」

この欄は国際事務局使用欄のため、空欄のままで結構です。

(3) 「1. International Registration Number(s): 国際登録番号」

所有権の変更の記録の請求に係る国際登録番号を記載してください。

なお、各国際登録の**名義人及び住所が同一**であり、かつ国際登録に含まれる全ての指定締約国及び全ての意匠に関する所有権の変更である場合(第6欄で「Total change」を選択した場合)には、本欄に国際登録番号を複数記載することにより、1つの請求書で手続することができます。

(4) 「2. Current Holder(s) : 現権利者(譲渡人)」

国際登録簿に記録されているとおりに記載してください。

(5) 「3. New Owner (s): 新権利者(譲受人)」

新権利者(譲受人)について情報を記載してください(記載要領については、第2章「第2節 4. 願書【DM/1】の各欄の記載要領」(3)「1. Applicant : 出願人」を参照)。特に電子メールアドレスについては、2021年2月1日以降は必須事項となりましたので、必ず記載してください。

なお、新権利者(譲受人)が2名以上いる場合は、第3欄に1名を記載し、その他の譲受人については、譲受人ごとに情報を「Continuation Sheet (続葉)」に記載、最下部の□内にチェックを入れてください。

(6)「**4. Email Address for Correspondence for Multiple New Owners (if applicable)** : 複数の新権利者の通信のための電子メールアドレス(該当する場合)」

代理人が選任されておらず、複数の新権利者(譲受人)がいる場合は、国際事務局からの通知を受け取る電子メールアドレスを指定してください。

なお、代理人が選任されている場合には、国際事務局から名義人への全ての通知は代理人に対して送付されます。

(7)「**5. Entitlement of the New Owner(s)** : 新権利者の資格」

新権利者(譲受人)について、Nationality(国籍)、Domicile(住所)、Real and effective industrial or commercial establishment(工業上又は商業上の営業所)又は、Habitual residence(常居所)のそれぞれについて、あてはまる締約国の正式名称を記載してください。政府間機関の構成国である締約国の名称を記載する場合は、政府間機関の名称もあわせて記載してください。

(8)「**6. Scope of the Change in Ownership** : 所有権の変更の範囲」

● 「Total change : 全ての所有権の変更」

第1欄に記載した国際登録に含まれる全ての指定締約国及び全ての意匠について請求するときは、○内にチェックを入れてください。

● 「Partial change: 所有権の一部の変更」

第1欄に記載した国際登録に含まれる一部の指定締約国又は一部の意匠について請求するときは○内にチェックを入れるとともに、

(a)に所有権の変更を請求する意匠の意匠番号を記載してください。

(b)に所有権の変更を請求する指定締約国名を記載してください。

なお、(a)に意匠番号の記載がない場合には全ての意匠に関して、(b)に指定締約国の記載がない場合には全ての指定締約国に関して、所有権の変更の請求が行われたものと解されます。

(9)「**7. Preferred Language for Correspondence of the New Owner (optional) :**
新権利者の通信のための言語の選択(任意)」

新権利者(譲受人)が国際事務局との通信言語として希望する言語を英語・フランス語・スペイン語の中からひとつ選択し、該当の○にチェックを入れてください。

(10)「**8. Signature : 署名**」

「The signatory is the: 署名者」の欄で「Holder: 譲渡人」「Representative of the holder: 譲渡人代理人」「New Owner: 譲受人」「Representative of the new owner: 譲受人代理人」いずれかの署名者の立場にチェックを入れた上で、氏名、署名日、署名欄にそれぞれ記入してください。

なお、新権利者(譲受人)による署名の場合には、当該新権利者が名義人(譲渡人)の承継人である証明書を添付する必要があります。

(11)「**9. Appointment of a Representative of the New Owner (optional) :**
新権利者の代理人の選任(任意)」

新権利者(譲受人)は所有権の変更の記録のための請求と同時に、任意で代理人を選任することができます。下記の手続方法のうち、該当する○内にチェックを入れてください。

- ・ 本請求書【DM/2】に様式【DM/7】を添付する
- ・ 本請求書【DM/2】に委任状を添付する

(12)「**PAYMENT OF FEES : 手数料の支払**」

所有権の変更の記録の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

第2節 限定の記録の請求【DM/3】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の対象を一部の意匠に限定する場合には、公式様式【DM/3】により、国際事務局へ届け出ます。

限定の請求は必ず、国際登録に含まれる一部又は全ての指定締約国に関して、一部の意匠のみに関するものに限られます。全ての意匠に関する請求は、放棄の記録の請求(公式様式【DM/5】)により届け出る必要があります。

< 請求対象と請求方法 >

		意 匠	
		全て	一部
指定締約国	全て	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】
	一部	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】

限定の請求が適法になされた場合、国際事務局は国際登録簿に請求のなされた日付で限定を記録し、名義人に通知します。

限定の記録の請求は、1国際登録ごとに行います。

2. 【DM/3】の記載要領

公式様式【DM/3】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A LIMITATION」

(1) 「For use by the holder : 名義人用」

【DM/2】と同様に、必要に応じてContinuation Sheet (続葉) の枚数と書類の整理番号を記載してください。

(2) 「For use by WIPO :WIPO用」

この欄は国際事務局使用欄のため、空欄のままで結構です。

(3) 「1. International Registration Number : 国際登録番号」

限定の記録の請求に係る国際登録番号を記載してください(複数の国際登録番号を記載することはできません。)

(4) 「2. Name of the Holder : 名義人の氏名又は名称」

国際登録簿に記録されているとおりに記載してください。

(5) 「3. Designs : 意匠」

今後保護を求めない意匠の番号を記載してください。

(6)「4. Contracting Parties : 締約国」

第3欄で記載した意匠に関する限定の記録の請求が、全ての指定締約国に係るものである場合は上段の、一部の指定締約国のみに係るものである場合には下段の○内にチェックを入れるとともに、該当する指定締約国の□内にチェックを入れてください。

(7)「5. Signature : 署名」

署名者が名義人の場合は「Holder」に、代理人の場合は「Representative of the holder」の○にチェックの上、氏名、署名日、署名欄の各項目を埋めてください。

(8)「PAYMENT OF FEES : 手数料の支払」

限定の記録の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

第3節 国際登録の更新【DM/4】

1. 手続の概要

[協定17条、規則23～25]

1999年ジュネーブ改正協定においては、国際登録は最初の5年間有効であり、所定の手数料を支払うことにより5年ごとの更新を2回行うことができます。ただし、締約国の国内法令が、国内出願された意匠に関して15年を超える保護期間を定めている場合、当該締約国については、その国内法令で定める最大の保護期間を最長として、さらに5年ごとに更新を行うことができます。

1960年ハーグ改正協定においては、国際登録は最初の5年間有効であり、所定の手数料を支払うことにより5年の更新を1回行うことができます。ただし、締約国の国内法令が、国内出願された意匠に関して10年を超える保護期間を定めている場合、当該締約国については、その国内法令で定める最大の保護期間までを最長として、さらに5年ごとに更新を行うことができます。

更新は、一つの国際登録の番号で国際登録された一部の指定締約国のみ又は一部の意匠のみに関して請求することも可能です。

更新の請求は、国際事務局に届け出ます。請求に際しては以下の事項を記載すれば足りませんが、必要事項が記載された非公式様式【DM/4】を使用することもできます。

なお、一通の非公式様式【DM/4】に、複数の国際登録の番号を記載することはできません。

- ・国際登録の番号
- ・名義人の氏名(名称)及び住所(居所)
- ・全ての意匠及び全ての指定締約国に関して国際登録を更新するか、若しくは国際登録を更新しない指定締約国及び／又は意匠について
- ・名義人又はその代理人の署名
- ・支払う手数料額及び支払方法、又は国際事務局に開設された予納口座から必要な手数料を引き落とすための表示

更新の手数料は、遅くとも国際登録の存続期間の満了日までに支払わなければなりません。

存続期間の満了日の3か月以上前に手数料が支払われた場合には、当該手数料は存続期間の満了日の3か月前に支払われたとみなされます。例えば、手数料を存続期間の満了日の6か月前に支払い、その後手数料の改定により存続期間満了日の3か月前の時点で手数料不足が発生したときは、手数料の追納を求められます。

また、存続期間の満了日の経過後6か月以内においては、割増手数料(更新基本手数料の50%)を支払うことを条件に、更新の手数料を支払うことができます。

更新の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に更新を記録し、名義人に証明書を送付します。

更新の手続がなされない場合(更新手数料が不足している場合を含む)には、国際登録の効果はその保護期間の満了の日にさかのぼって消滅します。

なお、存続期間の満了の6か月前に、国際事務局から国際登録の名義人及び代理人(選任した場合)に送付される非公式の通知により、正確な満了日について注意喚起がなされますが、この非公式の通知書が名義人(又は代理人)の手に渡らなかったために期日までに手数料を支払うことができなかったという理由は一切認められません。

なお、更新の手続は、国際事務局が提供するオンラインツールである、eHague (https://webaccess.wipo.int/erenewal_dm/IndexController?lang=EN) を用いて行うこともできます(推奨)。指定締約国ごとに更新の請求をする意匠が異なる場合には、【DM/4】等の書面で行う手続に比べ、より簡易に更新の手続を行うことができます。また、eHagueでは、入力した情報に基づき更新にかかる手数料が自動的に計算されます。手数料の納付方法については、WIPOに開設している口座からの引き落とし、銀行振込、クレジットカード又はPayPal等により納付することが可能です。

2. 【DM/4】の記載要領

非公式の様式【DM/4】

「RENEWAL OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION」

(1)「For use by the holder : 名義人用」

【DM/2】と同様に、必要に応じてContinuation Sheet (続葉) の枚数と書類の整理番号を記載してください。

(2)「For use by WIPO :WIPO用」

この欄は国際事務局使用欄のため、空欄のままで結構です。

(3)「1. International Registration Number : 国際登録番号」

更新の請求に係る国際登録番号を記載してください(複数国際登録番号の記載不可)。

(4)「2. Name of the Holder : 名義人の氏名又は名称」

国際登録簿に記録されているとおりに記載してください。

(5)「3. Email Address of the Holder: 名義人の電子メールアドレス」

国際事務局との通信のための電子メールアドレスを記載してください。

(6)「4. Scope of the Renewal : 更新の範囲」

● 「Total renewal : 全ての更新」

国際登録に含まれている全ての意匠及び全ての指定締約国に関して更新を請求する場合、○内にチェックを入れてください。

● 「Partial renewal : 一部の更新」

国際登録に含まれている意匠又は指定締約国の一部に関して更新を請求する場合、○内にチェックを入れた上で、(a)又は(b)欄に必要な情報を記載します。

(a)「for the following designs : 意匠番号」

更新を請求する意匠の番号を記載してください。□にチェックした場合、第1欄に記載した国際登録に含まれる全ての意匠番号が更新対象となります。

「and for the following designated Contracting Parties : 指定締約国」

更新を請求する指定締約国を選択してください。冒頭の□にチェックを入れた場合、第1欄に記載した国際登録で指定した全ての指定締約国が更新対象となります。

(b)「for certain designs in certain designated Contracting Parties as follows:

特定の指定締約国における特定の意匠番号」

指定締約国ごとに更新の対象とする意匠が異なる場合は、本欄を用いて、更新対象の意匠番号と指定締約国を記載します。

(7)「5. Signature : 署名」

署名者が名義人の場合は「Holder」に、代理人の場合は「Representative of the holder」の○にチェックの上、氏名、署名日、署名欄の各項目を埋めてください。

(8)「PAYMENT OF FEES : 手数料の支払」

更新の請求に関して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び手数料の額を記載します。

第4節 放棄の記録の請求【DM/5】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録に含まれる一部又は全ての指定締約国に関して、**全ての意匠を放棄する**場合には、公式様式【DM/5】により、国際事務局へ届け出ます。

放棄の請求は必ず、全ての意匠に関するものに限られます。一部の意匠に関する請求は、限定の記録の請求(公式様式【DM/3】)により届け出る必要があります。

< 請求対象と請求方法 >

		意 匠	
		全て	一部
指定締約国	全て	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】
	一部	放棄の請求【DM/5】	限定の請求【DM/3】

放棄の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に放棄を記録し、名義人に通知します。

なお、名義人が同一であって、国際登録の放棄を請求する指定締約国が同一の場合に限り、複数の国際登録について1つの手続で請求することができます。

2. 【DM/5】の記載要領

公式様式【DM/5】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A RENUNCIATION」

※基本的な記載要領は、限定の記録の請求の公式様式【DM/3】と同様です。記載内容の異なる項目のみ以下に説明します。

(1)「1. International Registration Number(s): 国際登録番号」

各国際登録の名義人が同一であり、かつ同じ指定締約国について放棄の記録の請求を行う場合には、本欄に国際登録番号を複数記載することにより、1つの請求書で手続きすることができます。

(2)「3. Contracting Parties : 締約国」

放棄の記録の請求が、全ての指定締約国に係るものである場合は、上段の○内にチェックを入れてください。一部の指定締約国のみに係るものである場合には、下段の○内にチェックを入れるとともに、該当する指定締約国の□内にチェックを入れてください。

第5節 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の記録の請求 【DM/6】

1. 手続の概要

[協定16条、規則21]

国際登録の名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)に変更があった場合に請求します。

変更の請求が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に変更を記録し、名義人に通知します。

なお、名義人が同一である複数の国際登録について1つの手続で請求することができます。

※名義人の変更に起因する氏名(名称)の変更の請求は、本請求ではなく、所有権の変更の記録の請求(公式様式【DM/2】)により届け出る必要があります。

※メールアドレス及び/又は電話番号のみを変更した場合には、公式様式【DM/6】によらず、Contact Hagueで申請すれば十分であり、手数料もかかりません。

2. 【DM/6】の記載要領

公式様式【DM/6】

「REQUEST FOR THE RECORDING OF A CHANGE IN NAME AND/OR ADDRESS OF THE HOLDER」

※基本的な記載要領は、所有権の変更の記録の請求の公式様式【DM/2】と同様です。
記載内容の異なる項目のみ以下に説明します。

(1)「1. International Registration Number(s): 国際登録番号」

本欄に複数の国際登録番号を記載することにより、同一の名義人の複数の国際登録に関して、1つの請求書で手続きすることができます。

(2)「3. Change in Name and/or Address of the Holder : 名義人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更」

名義人について「Natural person: 自然人」又は「Legal entity: 法人」を選択した上で、変更があった情報のみを記載してください。

(3)「4. Email Address for Corresponding for Multiple Holders: 複数名義人の通信のための電子メールアドレス」

複数名義人で代理人がおらず、登録している通信のための電子メールアドレスを維持したい場合、変更したい場合又は新たに通信のための電子メールアドレスを設定したい場合は、本欄に記載する必要があります。ただし、代理人が任命されている場合は、代理人に対して全ての通知が送付されます。

第6節 代理人の選任 【DM/7】

[協定16条、規則3]

名義人が希望する場合には、国際事務局に対する代理人を随時選任することができます。

代理人として選任可能な者についての職業資格、国籍又は住所に関する要件は定められていませんが、1つの国際出願又は国際登録に関して選任できる代理人は1名のみです。

また、本手続において届け出ることができるのは国際事務局に対する代理人であり、各指定締約国において実体審査の結果拒絶理由が発見され、その国に不服を申し立てる等指定締約国に対して手続を行う際に在外者の直接手続が認められず、代理人の選

任が必要になる場合などには、別途各国における代理人選任手続が必要となります。

代理人を選任する際の公式様式はなく、以下の事項を記載した簡単な書簡を提出すれば選任手続をすることができますが、非公式様式【DM/7】を使用することも可能です。

(選任が有効になるためには、出願人が署名を行うか、委任状を添付する必要があります。)

なお、本手続に関する手数料は無料です。

代理人の選任が適法であった場合、国際事務局は国際登録簿に代理人の情報を記録し、出願人又は名義人及び選任された代理人の双方に通知します。

※変更の記録の請求(所有権の変更、限定、放棄、名義人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更)において新たな代理人が手続を行う場合、委任状若しくは非公式様式【DM/7】を添付する必要があります)。

第7節 代理人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更の記録の請求【DM/8】

[協定16条、規則3]

代理人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)に変更があった場合に請求します。公式様式はありませんが、非公式様式【DM/8】を使用することも可能です。

なお、本手続に関する手数料は無料です。

※メールアドレスの変更のみの場合、本様式によらずContact Hagueで申請してください。

第8節 代理人の選任の記録の取消し【DM/9】

[協定16条、規則3]

代理人の選任の記録を取り消す場合に請求します。公式様式はありませんが、非公式様式【DM/9】を使用することも可能です。

なお、本手続に関する手数料は無料です。

※代理人は1人しか記録されないため、新しい代理人が選任された場合は、国際事務局が職権により元の代理人の記録を取り消します。

※所有権の変更の請求において、新権利者(譲受人)が代理人を選任しなかった場合にも、国際事務局が職権により名義人(譲渡人)の代理人の記録を取り消します。

第9節 更正の請求

[規則22]

国際登録簿に記録された事項に誤記がある場合に請求します。

※国際事務局は、問い合わせフォーム「Contact Hague」での更正手続を強く推奨しています。

お問い合わせフォーム:Contact Hague
<https://www3.wipo.int/contact/en/hague/>

本手続に関する手数料は無料です。

第5章 国際事務局へ納付する手数料

第1節 国際事務局へ納付する手数料の額

国際出願や国際登録の更新、国際登録簿に記録された事項の変更、国際登録簿の抄本の提供等の請求に際しては、国際事務局に対して手数料を納付する必要があります。国際事務局に対する全ての手数料の納付は、スイスの通貨(スイスフラン)により行わなければなりません。 [規則27、28]

なお、国際出願及び国際登録の更新の請求に関する手数料を算出する際に、WIPOのウェブサイトに掲載されている手数料自動計算システムFee Calculatorを利用することができます。

<Hague System Fee Calculator>

<https://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>

※下記に記載のない手数料については、「【参考資料】3. 国際事務局へ納付する手数料一覧」を参照してください。

1. 国際出願の手数料

[規則12]

下記(1)～(4)の手数料の合計額を支払う必要があります。

(1) 基本手数料

- | | | |
|---------------|----|-----------|
| ・1意匠目 | …… | 397スイスフラン |
| ・2意匠目以降、意匠ごとに | …… | 50スイスフラン |

(2) 公表手数料

- | | | |
|---|----|-----------|
| ・複製物の数ごとに | …… | 17スイスフラン |
| ・(複製物を書面で提出する場合のみ)
複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁ごとに | …… | 150スイスフラン |

(3) 追加手数料

- | | | |
|---|----|---------|
| ・意匠の説明が100単語を超える場合に、
100単語を超えた1単語ごとに | …… | 2スイスフラン |
|---|----|---------|

(4) 指定手数料

① 標準指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

標準指定手数料には、等級1～3があります。締約国により適用される等級が異なりますので、詳細は「【参考資料】1. ハーグ協定の締約国一覧」を参照してください。

・等級1(いかなる実体審査も行わない締約国)		
1意匠目	……	42スイスフラン
2意匠目以降、意匠ごとに	……	2スイスフラン
・等級2(新規性に関する以外の実体審査を行う締約国)		
1意匠目	……	60スイスフラン
2意匠目以降、意匠ごとに	……	20スイスフラン
・等級3(締約国の官庁が職権により又は第三者による異議の申立てを受けて、新規性に関する審査を含む、実体審査を行う締約国)		
1意匠目	……	90スイスフラン
2意匠目以降、意匠ごとに	……	50スイスフラン

② 個別指定手数料(標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)

個別指定手数料の徴収を宣言している締約国は、2024月現在13の国及び政府間機関(OAPI(アフリカ知的所有権機関)、中国、EU、キルギス、韓国、モルドバ、日本、米国、ロシア、カナダ、イスラエル、メキシコ、トルクメニスタン)です。各締約国が定める額を支払う必要があります。

※具体的な個別指定手数料の額は、「【参考資料】2. 個別指定手数料一覧」を参照してください。

なお、個別指定手数料は為替変動等により金額が変更される場合があります。最新の情報は、WIPOのウェブサイトに掲載されておりますので、随時ご確認ください。

(<https://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>)

2. 国際登録の更新の請求の手数料

[規則24(1)]

下記(1)～(2)の手数料の合計額を支払う必要があります。

(1) 基本手数料

・1意匠目	……	200スイスフラン
・2意匠目以降、意匠ごとに	……	17スイスフラン

※国際登録の存続期間の満了日の経過後6か月以内に手数料を納付する場合には、さらに割増手数料として更新基本手数料の50%を支払う必要があります。

(2) 指定手数料

①標準指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合)

・1意匠目	……	21スイスフラン
・2意匠目以降、意匠ごとに	……	1スイスフラン

②個別指定手数料(標準指定手数料に代えて、個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合)

各締約国が定める額を支払う必要があります。「【参考資料】2. 個別指定手数料一覧」を参照してください。

3. 所有権の変更の記録の請求の手数料

名義人を変更する国際登録ごとに	……	144スイスフラン
-----------------	----	-----------

4. 名義人の氏名(名称)及び／又は住所(居所)の変更の記録の請求の手数料

・1国際登録につき	……	144スイスフラン
・同じ請求に含まれる追加の国際登録ごとに	……	72スイスフラン

5. 放棄の記録の請求の手数料

放棄する国際登録ごとに	……	144スイスフラン
-------------	----	-----------

6. 限定の記録の請求の手数料

限定する国際登録ごとに …… 144スイスフラン

第2節 手数料の納付方法

1. 納付の方法と留意点

WIPOにより公表されている国際事務局への手数料の納付方法は次のとおりです。

① WIPOに設けた予納口座からの引き落とし

口座を開設するには一定の要件が必要になります。要件、手続等の詳細につきましては、WIPOのウェブサイトにてご確認の上、詳細はWIPOにお問い合わせください。

(https://www.wipo.int/finance/en/current_account/)

② 銀行振込

出願人等がWIPOの銀行口座に送金して支払う手続です。銀行間における外国送金の方法、為替レート及び手数料等については最寄りの取引銀行にご確認ください(下記「2. 外国送金に関する注意事項」も併せてご参照ください)。

< 振込先 >

振込先銀行名: Credit Suisse
銀行の所在地: CH-1211 Geneva 70
受取人の名称: WIPO / OMPI
受取人の住所: 34, chemin des Colombettes, 1211 Geneva 20 Switzerland
口座の番号: CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFT/BIC code^{*1}: CRESCHZZ80A

※商標の国際出願(マドプロ出願)を行う際に手数料を納付するWIPO銀行口座と同じ口座になります。マドプロ出願と混同されないために次ページの注意事項にある記載を確実にすることをお勧めします。

③ 郵便口座への支払

欧州圏内のみ利用が可能な方法のため、日本からは利用できません。

④ クレジットカードによるオンライン支払

eHagueを通じた国際出願又は国際登録の更新の請求など、オンラインツールePay

^{*1} SWIFT(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) code : 銀行間通信コード

による手数料の電子納付の際に利用可能です。

2. 外国送金に関する注意事項

(1) 送金通貨

スイスフラン建てで送金してください。

[規則28(1)]

(2) 外国送金依頼書の記載の留意点

① 「受取人への連絡事項」欄(※金融機関により若干記載表現が異なります。)

銀行により記載できるメッセージ数に制限がありますが、次の項目を記載することが推奨されています。

＜国際登録番号付与前＞

- Hague
- DM1に記載したユーザーレファレンス番号

＜国際登録番号付与後＞

- Hague
- 国際登録番号

※メッセージ数に余裕がある場合で、支払者と出願人又は名義人が異なる場合は、本欄に、当該出願人・名義人の氏名又は名称を記載してもかまいません。

② 「送金目的」欄

例えば「Fee for Design international application」のように「意匠の国際出願に係る手数料の支払」である旨を記載してください。

③ 「送金者の氏名、住所」欄

後日、国際事務局から本欄の記載者あてに領収書が送付されますが、ローマ字記載がされていない場合には送付されませんのでご注意ください。

(3) その他の留意点

- 料金不足の場合は、WIPOから通知が届きますので、3か月以内に不足分を送金してください。送金が確認されない場合、当該申請は放棄されたものとみなされます。
- 電信で送金した場合、銀行に支払う電信料、送金手数料、外貨取扱い手数料等、1回の送金で数千円が必要となりますのでご注意ください。なお、振込先(国際事務局)

銀行分の手数料の支払いは不要ですが、経由銀行等で手数料が発生する場合には送金者が負担してください。詳細は、ご利用する金融機関にお問い合わせください。

- ・1回で複数の件数又は複数の種類の請求についての手数料を送金する場合には、詳細(請求ごとの額)を連絡してください。
- ・送金者に対して、国際事務局より約10日前後で支払の受領書(Receipt)が送付されます。送付されない場合には、WIPO Finance Servicesに連絡してください。
- ・下記WIPO国際事務局ホームページ「Payment follow-up」にContact Hagueへのリンクがあります。

<https://www.wipo.int/finance/en/hague.html>

第3節 国際事務局による手数料の払戻し

1. 不備が補正されない場合の手数料の払戻し

(1) 国際出願の手数料

国際事務局は、基本手数料に相応する額を控除した後、国際出願に関して支払われた手数料を次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則14(3)]

- ・国際出願について不備がある旨国際事務局より通知があった場合であって、その通知から3か月以内に必要な補正がされなかったことにより、当該出願が放棄されたものとみなされた場合。

(2) 更新の請求の手数料

国際事務局は、納付された更新の請求の手数料(基本手数料、標準指定手数料又は個別指定手数料、追納期間における割増料金)を次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則24(3)(b)]

- ・更新手数料の満額が支払われず、更新が記録されない場合。

(3) 国際登録簿に記録された事項の変更の記録の請求に係る手数料

国際事務局は、所有権の変更や名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変

更、限定、放棄など、変更の記録の請求に関して支払われた手数料の半額を、次の場合に限り支払者に払い戻します。 [規則21規則(5)]

- ・変更の記録の請求について不備がある旨国際事務局より通知があった場合であって、その通知から3か月以内に必要な補正がなされなかったことにより、当該請求が放棄されたものとみなされた場合。

2. 過誤納の手数料の返還

原因がなく誤って支払った場合には、支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。

金額を誤って必要以上に支払った場合には、規定の料金を超える部分については支払者が国際事務局に直接請求することにより返還されます。

返還する際に必要な手数料は、受取人が負担することになります。

返還の請求は、WIPO 国際事務局のホームページの Refund 請求フォームより行うことができます (<https://www3.wipo.int/finance/en/refund.jsp>)。

第4節 国際事務局から指定締約国への送金

国際出願又は国際登録の更新の請求において出願人(名義人)が国際事務局へ支払った指定手数料は、国際登録又は国際登録簿への更新の記録が行われた後に、国際事務局から各指定締約国へ移転されます。 [協定7条(3)、規則29]

- ①国際意匠登録出願が拒絶理由(意匠法第17条各号)に該当する場合
- ②国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合
- ③国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合

上記②③において、後に他の手続や処分の確定により拒絶理由を通知する必要がある場合や、拒絶の通報によって通知した拒絶理由は解消されたが他に拒絶理由を発見した場合等には、特許庁から出願人又は国内代理人へ直接「拒絶理由通知」を送付します。[意法19条(特法50条)]

通知された拒絶理由について、特許庁へ意見書の提出や、必要に応じて手続補正書の提出を行うことができます。

拒絶の通報や拒絶理由通知に対する意見書や手続補正書等の提出によっても拒絶理由が解消しない場合には、「拒絶の査定」を行います。拒絶の査定は特許庁から出願人又は国内代理人へ直接送付されます。[意法17条]

拒絶の査定を受けた者は、その査定の謄本の送達があった日から3か月以内に拒絶査定不服審判を請求することができます。[意法46条]

一方、拒絶理由が発見されない場合、又は意見書や手続補正書等の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合には、「登録の査定」を行います。[意法18条]

登録の査定の後、特許庁は意匠原簿へ意匠権の設定の登録を行い、登録証を交付します。登録の査定及び登録証は、特許庁から出願人又は国内代理人へ直接送付されます。[意法60条の13、20条2項、62条1項]

設定登録の後、特許庁は意匠公報の発行を行うと共に、「保護の付与の声明」又は「拒絶後の保護の付与の声明」による国際事務局への通報を行います。この通報は、国際意匠公報に「Statements of Grant of Protection」公報として掲載され、国際事務局から出願人又は国際事務局に対する代理人へ送付されます。

[意法20条3項、規則18の2、18(4)]

拒絶査定不服審判において請求成立の審決がなされた場合にも、同様に意匠権の設定の登録、登録証の交付と、国際事務局への通報が行われます。

なお、国際意匠登録出願又は設定登録後の意匠権に関し、出願人の名義の変更又は意匠権の移転や、出願人又は意匠権者の氏名(名称)・住所(居所)の変更などの申請を行いたい場合には、特許庁に対してではなく国際事務局へ直接届出を行う必要があります。

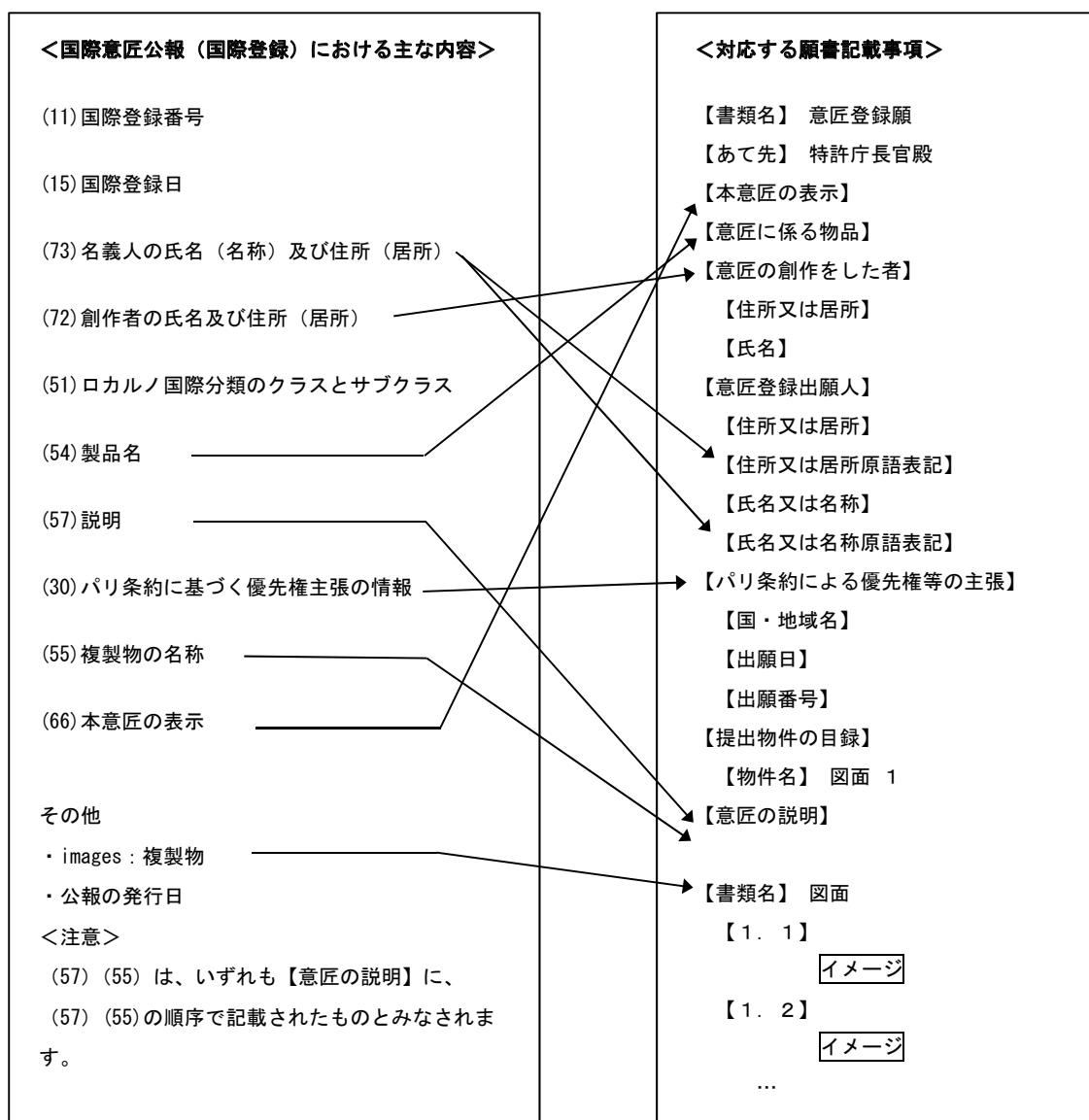
※詳細は第4章「国際事務局に対する主な手続」を参照してください。

第2節 意匠登録出願との取扱いの違い

1. 国際登録簿の記録事項と国際意匠登録出願の出願内容の関係

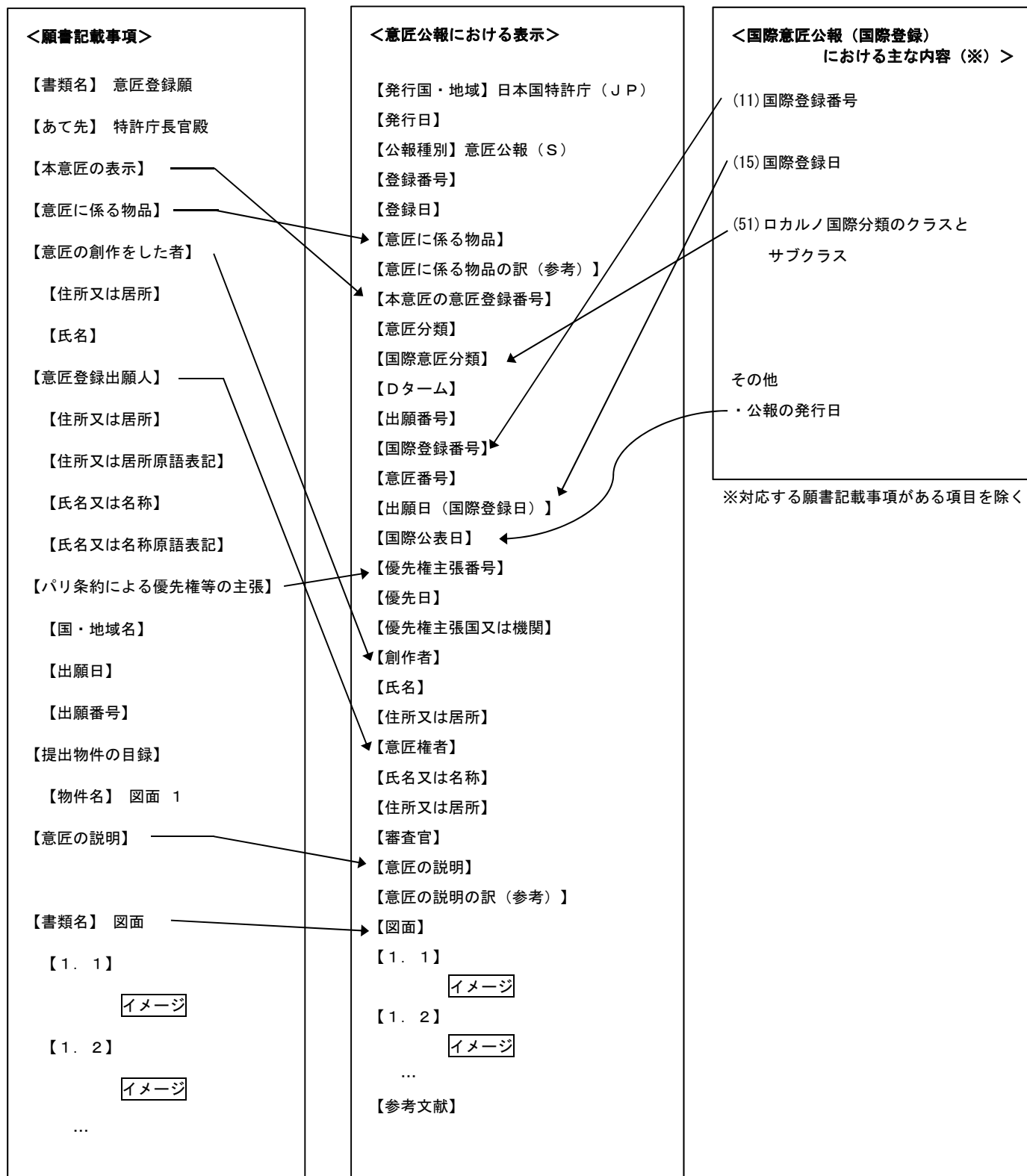
国際意匠登録出願においては、直接日本国特許庁に対して意匠登録出願の願書及び図面を提出することなく、国際登録簿に日本を指定締約国とする国際出願の内容が登録され国際意匠公報によって公表されたことをもって、特許庁に対して出願したものとみなされます。よって特許庁では、国際意匠公報に掲載された国際登録簿への登録内容を、意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項として取り扱うこととなります。[意法60条の6]

国際登録簿に登録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項の対応関係は、下記のとおりです。



また、意匠公報の掲載内容と願書又は図面に記載すべき事項及び国際登録簿に登録された項目の対応関係は、下記のとおりです。国際意匠登録出願においても、国内出願と同様に、我が国において意匠権の設定の登録があった場合、意匠公報が発行されます。

【参考資料4】



2. 国際登録簿の記録事項の変更と特許庁における取扱い

以下の事項は、国際事務局に対して国際登録簿への変更の記録を請求すべき事項とされています。[規則21(1)]

- ①国際登録の所有権の変更
- ②国際登録の名義人の氏名(名称)・住所(居所)の変更
- ③国際登録の一部又は全部の限定・放棄 これらの事項については、国際登録簿へ変更の記録がなされることにより、特許庁に対して名義変更や名称変更・出願取下げ等の申請が適正に行われたものとして取り扱い、以下の効力が生じます。

[意法60条の11、60条の14、60条の19 2項]

- ①意匠登録を受ける権利の承継、国際登録を基礎とした意匠権の移転
- ②出願人の氏名(名称)や住所(居所)の変更、登録名義人の氏名(名称)や住所(居所)に関する表示変更
- ③国際意匠登録出願の取下げ、意匠権の消滅

※日本国特許庁に上記変更の記録の請求を行った場合、手続却下になりますのでご注意ください。

なお、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判において識別番号を用いて手続を行う際には、国際事務局に対する手続に加えて、特許庁に対し識別番号に係る出願人の氏名(名称)や住所(居所)の変更の届出を行う必要があります。

※詳細は第5節「審判」を参照してください。

3. 秘密意匠制度の不適用

秘密意匠制度とは、意匠権の設定の登録の日から最長3年間、その意匠を秘密にすることを請求することができる制度です。[意法14条]

国際意匠登録出願においては、我が国における審査に先駆けて国際事務局により国際登録の内容が公表されることとなり、意匠公報の発行までその意匠を秘密にしておくことは不可能であるため、国際意匠登録出願の出願人については、秘密意匠制度は適用されません。[意法60条の9]

なお、ジュネーブ改正協定においては、国際出願時に、国際事務局に対して公表の延期を請求することができる旨が規定されています。延期することができる期間は指定締約国ごとに異なりますが、日本を指定締約国とする場合においては、出願日又は優先日から最長30か月の延期を行うことが可能です。[協定5条(5)、11条]

4. 関連意匠制度

関連意匠制度とは、同一出願人の意匠登録出願に係る場合であって、類似する意匠のうちから選択した一の意匠を本意匠とし、それに類似する意匠をその関連意匠として、意匠登録を受けることができる制度です。関連意匠は、基礎意匠（最初の本意匠）の出願日以降10年を経過する日前に出願されたものである必要があります。

[意法10条]

国際意匠登録出願を含む本意匠・関連意匠の組合せは、下記のいずれも可能です。

		本 意 匠	
		意匠登録出願 (国内出願)	国際意匠登録出願
関連意匠	意匠登録出願 (国内出願)	○	○
	国際意匠登録出願	○	○

第3節 日本国特許庁への手続の原則

1. 日本国特許庁への手続開始時期

国際出願は、国際登録及び国際公表されることによりはじめて日本国特許庁に対する意匠登録出願とみなされます。 [意法60条の6 1項]

よって、国際意匠登録出願に関して特許庁へ各種証明書の提出や代理人等の届出が可能となるのは、**国際公表以後**となります。国際公表前に提出された書面は受理することができません。

2. 意匠ごとの手続

複数の意匠を含む国際出願は、日本においては意匠ごとに1件の国際意匠登録出願とみなされます。 [意法60条の6 2項]

よって、国際意匠登録出願に関して特許庁へ手続を行う場合には、**意匠ごと**に書面を作成し提出する必要があります。

3. 手続の方法

(1) 手続書面の提出方法

国際意匠登録出願に係る手続は、書面（窓口への持参若しくは郵送）での提出又は電子特殊申請により行うことができます。なお、いずれの方法によって手続を行っても、磁気ディスクへの記録に要する手数料（電子化手数料）はかかりません。

※拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る手続を除く。詳細は第5節「審判」を参照してください。

① 書面による提出

書面の用紙はA4の大きさとし、縦長にして、折らずに片面のみを用います。用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはなりません。また、各用紙はなるべく左綴じとし、容易に分離しやすく綴じ直すことができるように、例えばステープラー等を用いて綴じて提出してください。

[意施規様式]

② 電子特殊申請による提出

一送付票では一手続のみ可能です（多件一通手続はできません。）。

[特例法施規13条2項]

電子署名は不要です。

(2) 手続の言語

① ②～④の場合を除き、書面は原則として日本語で記載しなければなりません。

[意施規19条1項(特施規2条)]

②書面に出席人の氏名(名称)及び住所(居所)を記載する場合には、**国際登録簿に記載された文字と同一の文字による原語表記と日本語の表記を併記**しなければなりません。

[意施規2条の3、意施規様式]

<記載例>

【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2

【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland

【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション

【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation

③書面に創作者の氏名及び住所(居所)を記載する場合には、日本語(漢字・ひらがな・カタカタ)ではなく**ラテン文字**(ローマ字を含む)を使用して記載しなければなりません。

[意施規2条の4、細則301(c)]

④書面に下記の項目を記載する場合には、英語で記載しなければなりません。

[意施規2条の5]

- ・意匠に係る物品
- ・意匠に係る物品の説明
- ・意匠の説明

(3) 手続書面への記載内容

①書面には識別番号を記載することはできません。住所(居所)は省略せずに記載する必要があります。

[例施規2条]

※拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る手続に関する書面を除く。
詳細は第5節「審判」を参照してください。

②出願番号は、国際公表後、特許庁のホームページ記事「国際意匠登録出願に係る国際登録番号と出願番号対応一覧の掲載について」において通知しています。

なお、特許庁が通知する拒絶の通報等にも出願番号が記載されています。

国際公表直後で出願番号が確認できない場合には、出願番号の欄を「出願日」とし、「令和××年○月○日提出の意匠登録願」のように国際登録の年月日を記載し、「出願日」の次に「整理番号」の欄を設けて「ー」と記載するとともに、「その他」の欄を設け

て「国際登録番号DM／〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように、国際登録番号と意匠の番号を記載してください。 [意施規様式]

＜出願番号が特許庁のホームページ等で通知されている場合＞

【出願番号】 意願20××－500001

＜出願番号が通知されていない場合＞

【出願日】 令和××年5月10日提出の意匠登録願

【整理番号】 ー

…

【その他】 国際登録番号DM／012345、意匠番号8

4. 代理人による手続

日本国内に住所又は居所を有しない出願人は、特許庁へ意匠法の規定に基づく手続(証明書や意見書・補正書の提出、料金返還請求等)を直接行うことはできず、**日本国内に住所又は居所を有する代理人(意匠管理人)**を選任して手続を行う必要があります。 [意法68条2項(特法8条)]

代理人を選任する場合、代理権を証明する書面(委任状)とその訳文を「代理人受任届」等に添付して特許庁へ届け出てください。(委任状は写しの提出も許容されます。)提出済みの包括委任状がある場合には、包括委任状番号を記載することにより、代理権を証明する書面(委任状)の提出に代えることができます。

なお、選任した代理人の住所変更手続は、事件ごとに届出を行う必要があります。

[意施規19条1項(特施規9条、9条の2、9条の3)]

代理人受任届（記載見本）

【書類名】 代理人受任届
【提出日】 令和××年10月 1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【手続をした者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【受任した代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面及び訳文 各1

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注3) 【手続をした者】【受任した代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注4) 【手続をした者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注5) 代理人が弁理士又は弁護士の場合は【受任した代理人】欄の【住所又は居所】の次に【弁理士】又は【弁護士】と記載してください。

(注6) 弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人が代理人として手続を行う場合、【受任した代理人】欄の【代表者】の次に【代理関係の特記事項】を

設け、「業務を執行する社員は弁護士 ○○○○(氏名)」と記載してください。複数人いる場合、項目は繰り返さずに名前を列記ください。

(注7)代理権を証明する書面には訳文を添付してください。

(注8)包括委任状を援用するときは、【提出物件の目録】の欄の次に【包括委任状番号】の欄を設けて、包括委任状の番号を記載してください。

(注9)代理権を証明する書面の提出が間に合わない場合には、【受任した代理人】欄の次に【その他】欄を設けて「代理権を証明する書面は、追って補充する。」と記載してください。この場合、【提出物件の目録】の欄は設ける必要はありません(後日、手続補正書(方式)に訳文とともに添付して提出してください。)。

(注10)代理人が辞任を届け出るときは、【書類名】を「代理人辞任届」とし、【受任した代理人】の欄を【辞任した代理人】としてください。

代理権を証明する書面（記載見本）

委任状

私は弁理士 国際 太郎を代理人と定めて下記事項を委任する。

1. 意願 20××-5××××××× に関する一切の件
2. 上記事件につき、復代理人を選任及び解任する件、拒絶査定不服若しくは補正却下の決定に対する審判を請求する件、並びに、放棄、取下げ若しくは出願変更をする件
3. 上記各項に関し、行政不服審査法に基づく諸手続を行う件、及び取下げをする件

〇〇〇〇年〇月〇日

住所 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
2 Rue de Sekiton, Geneva 99,
Switzerland

名称 エービーシー コーポレーション
ABC Corporation

代表者 代表取締役社長 ■■■■

(注1) 上記の委任事項は例です。委任事項は名義人と代理人で決定してください。

(注2) 外国語で記載された委任状には翻訳文を添付してください。

(注3) 委任者である名義人の氏名又は名称は、国際登録簿に記録された氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 名義人が自然人の場合は名義人、名義人が法人の場合は代表権限のある者の記名が必要です。なお、当該者の押印／署名は不要です。

(注5) 委任状の原本の写しの提出も可能です。

代理人住所(居所)変更届 (記載見本)

住所(居所)変更届	
(令和××年12月 1日)	
特許庁長官 殿	
1. 事件の表示 意願20XX-5XXXXX	
2. 住所(居所)を変更した者	
事件との関係	代理人
旧住所又は旧居所	東京都千代田区霞が関3-4-3
新住所又は新居所	東京都千代田区霞が関1-3-1
氏名又は名称	国際 太郎
住所(居所)を変更した者	
事件との関係	代理人
旧住所又は旧居所	東京都千代田区霞が関3-4-3
新住所又は新居所	東京都千代田区霞が関1-3-1
氏名又は名称	意匠 花子

代理人氏名(名称)変更届 (記載見本)

氏名(名称)変更届	
(令和××年12月 1日)	
特許庁長官 殿	
1. 事件の表示 意願20XX-5XXXXX	
2. 氏名(名称)を変更した者	
事件との関係	代理人
住所又は居所	東京都千代田区霞が関3-4-3
旧氏名又は旧名称	特許業務法人JPO事務所
新氏名又は新名称	弁理士法人JPO事務所

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 本手続において、識別番号は使用できません。

(注3) 多件一通による手続が可能です(電子特殊申請による提出を除く)。

5. 手続の却下と補正指令

(1) 不適法な手続の却下

特許庁に対して行った手続が不適法な手続であって、補正によって不備を解消することができないものについては、特許庁長官により却下されます。

[意法68条2項(特法18条の2)]

例えば、在外者が意匠管理人によらないで行った手続や、定められた期間外に行った手続などが対象となります。

① 却下理由の通知

却下を行う際には、「却下理由通知書」によってその理由が通知され、相当の期間を指定して弁明を記載した書面を提出する機会が与えられます。

② 弁明書の提出

却下理由通知に対しては、指定された期間内に弁明書を提出することができます。

[意施規19条1項(特施規11条の4)]

③ 手続の却下

指定した期間内に弁明書の提出がない場合、又は提出があっても却下理由が解消されないときは、当該手続が却下されます。

弁明書（記載見本）

【書類名】 弁明書
（【提出日】 令和××年 1 1 月 1 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願 2 0 × × − 5 × × × × ×
【弁明をする者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 9 9, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
9 9, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 − 4 − 3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
（【発送番号】 ○○○○○○ ）
【弁明の内容】

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【弁明をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【弁明をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4) 【発送番号】の欄には、却下理由通知に記載された発送の番号を記載することができます。

(2) 手続の補正指令と却下

特許庁に対して行った手続が、意匠法や意匠法が準用する特許法等の法令の規定や、法令で定める方式に違反しているときは、特許庁長官により手続の補正が命じられます。
[意法68条2項(特法17条3項)]

例えば、代理人受任届に「代理権を証明する書面」の添付がない場合などが対象となります。

① 手続補正指令書

手続の補正は「手続補正指令書」によって命じられます。

② 手続補正書の提出

手続補正指令書に対しては、指定された期間内に手続補正書を提出することができます。
[意施規15条1項]

※手続補正書の具体的な記載例については、第4節「3. 手続の補正」を参照してください。

③ 手続の却下

指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続が却下されます。
[意法68条2項(特法18条)]

手続補正書（方式）（記載見本）
(手続補正指令に応答する場合の手続補正書記載例)

【書類名】 手続補正書（方式）
（【提出日】 令和××年１１月 １日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願２０××－５×××××
【補正をする者】
【住所又は居所】 スイス国、 ジュネーブ ９９、 リュ ドゥ セキトン ２
【住所又は居所原語表記】 ２ Rue de Sekiton, Geneva
９９, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関３－４－３
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
（【発送番号】 ○○○○○○ ）
【手続補正１】
【補正対象書類名】 代理人受任届
【補正対象項目名】 委任状
【補正方法】 追加
【補正の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】 委任状及び訳文 各１

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【補正をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【補正をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4) 【発送番号】の欄には、手続補正指令書に記載された発送の番号を記載することができます。

第4節 日本国特許庁への具体的手続

1. 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続

新規性喪失の例外の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面と、適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を提出する必要があります。

[意法4条]

(1) 新規性喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面

国際公表された日から30日以内に「新規性喪失の例外適用申請書」を特許庁へ提出してください。

[意法60条の7 1項、意施規1条の2、1条の3]

なお、国際出願時に願書様式(【DM/1】)に新規性喪失の例外の適用を申請する旨を記載した場合には、特許庁へ申請書を提出する必要はありません。

(2) 新規性喪失の例外の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面

国際公表された日から30日以内に「新規性の喪失の例外証明書提出書」に証明する書面を添付して、特許庁へ提出してください。

[意法60条の7 1項、意施規1条、1条の2]

なお、国際出願時にANNEX IIを用いて日本国特許庁に対して新規性喪失の例外証明書を提出した場合は、特許庁に対して再度同じ証明書を提出する必要はありません。

[意法60条の7 2項]

新規性喪失の例外適用申請書（記載見本）

※国際出願時に願書様式（【DM/1】）に新規性喪失の例外の適用を申請する旨を記載し、国際公表時の公報の” (82) Statements contained in the international application” 欄に日本に対して適用を申請する旨の記録がある場合には、この申請書を提出する必要はありません。

【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書

【特記事項】 意匠法第60条の7第1項の規定により意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願

（【提出日】 令和××年10月 1日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 意願20××-5×××××

【意匠登録出願人】

【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2

【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland

【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション

【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【弁理士】

【氏名又は名称】 国際 太郎

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

新規性の喪失の例外証明書提出書（記載見本）

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書
（【提出日】 令和××年１０月 １日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願２０××－５×××××
【提出者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ ９９, リュ ドゥ セキトン ２
【住所又は居所原語表記】 ２ Rue de Sekiton, Geneva
９９, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関３－４－３
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【提出物件の目録】
【物件名】 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 １
【物件名】 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書（訳文） １

- （注１）本手続は書面による提出（窓口への持参若しくは郵送）又は電子特殊申請により行います。
- （注２）【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】
【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- （注３）出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が
通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願
日】の次に【整理番号】の欄を設けて「－」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設
けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。
- 【事件の表示】
【出願日】 令和××年８月１日提出の意匠登録願
【整理番号】 －
...
【その他】国際登録番号DM／012345、意匠番号8
- （注４）【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録
簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- （注５）証明書が外国語で書かれたものである場合には、その訳文を添付してください。

2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続

パリ条約等による優先権を主張しようとする者は、国際出願時に願書様式(【DM/1】)の「**13.Priority Claim**」に必要事項を記載した上で、優先権を証明する書面の特許庁に対して提出する必要があります。 [意法60条の10(特法43条)]

優先権情報及び国際公表日は、WIPOホームページ「International Designs Bulletin」又は「Hague Express」から確認することができます。

特許庁では、優先権主張のある国際意匠登録出願の出願人には、国際公表後速やかに、優先権証明書の提出に関するリマインダー通知「IMPORTANT NOTICE FOR THE HAGUE USERS」(サービス通知)を出願人本人宛に送付しています。

[[参考資料5]]

(1) 優先権を証明する書面

優先権証明書は、**国際公表された日から3か月以内に**「優先権証明書提出書」に添付して、特許庁へ提出してください。

[意施規12条の2、19条3項(特施規27条の3の3 1項)]

(2) 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス(DAS)を利用する場合

[意法60条の10(特法43条5項)]

① 国際出願時にアクセスコードを記載していた場合

国際出願時に記載したアクセスコードを含む優先権情報に不備がなく、DASで優先権証明書を取得できた場合は、優先権証明書の提出手続は不要です。記載内容に不備があり優先権証明書を取得できなかった場合は、国際公表後速やかに、優先権証明書の提出に関するリマインダー通知を出願人に対して送付します。

② 国際出願時にアクセスコードを記載しなかった場合

国際公表された日から3か月以内に日本国特許庁に対してアクセスコードを補充する手続補正書を提出することができます。

(3) 国際出願時にANNEX Vを用いて優先権証明書を提出した場合

国際出願時にANNEX Vを用いて適法な優先権証明書を提出した場合は、優先権証明書の提出手続は不要です。[意施規19条 3項(特施規27条の3の3 2項)]

(4) 法定期間内に優先権証明書の提出がなかった場合

国際公表日から3か月以内に優先権証明書が提出されていない又はDASで優先権証明書を取得できていない若しくはANNEX Vで提出された優先権証明書が不適法の案件については、日本国特許庁から出願人又は国内代理人宛てに優先権証明書未提出通知を送付します。この通知書を受けた者は、通知の日から2か月以内に限り、日本国特許庁に対して、優先権証明書提出書又はDASのアクセスコードを補充する手続補正書を提出することができます。

[意法60条の10(特43条6項、同条7項)]

優先権証明書提出書（記載見本）

【書類名】 優先権証明書提出書
（【提出日】 令和××年10月 1日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【提出者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
（【最初の出願の表示】）
（【国・地域名】）
（【出願日】）
（【出願番号】）
【提出物件の目録】
【物件名】 優先権証明書及び訳文 各1

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「－」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 －

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

- (注4) 【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注5) 国際出願時に願書様式(【DM/1】)に優先権主張の基礎とする出願の番号を記載できなかった場合には、【最初の出願の表示】欄を設けて記載してください。
- (注6) 証明書が外国語で書かれたものである場合には、その訳文を添付してください。訳文には、基礎出願番号、基礎出願日、発行官庁名(国名含む)を記載してください。
- (注7) 優先権証明書の写しの提出も可能です。
- (注8) 優先権証明書を援用するときは、【提出物件の目録】の【物件名】ごとに【援用の表示】の欄を設けて、以下のように記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 優先権証明書及び訳文 各 1

【援用の表示】令和××年6月3日提出の意願20××－5×××××に係る優先権証明書提出書に添付した優先権証明書及び訳文を援用する。

3. 手続の補正

手続の補正は、事件が審査、審判、再審に係属中であればいつでも行うことができます。

[意法60条の24]

(1) 特許庁に対して手続の補正を行うことができない事項

国際意匠登録出願においては、願書様式(【DM/1】)に記載し国際登録簿に登録された以下の項目に関しては、特許庁に対して補正の手続を行うことができません。誤記を訂正したい場合には、国際事務局に対して更正の請求を行ってください。

[規則22]

＜特許庁に対して補正の手続を行うことができない項目＞

- ・国際登録の名義人に関する項目(国際意匠登録出願の出願人に係る【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】)
- ・パリ条約による優先権等の主張に係る項目(【国・地域名】、【出願日】、【出願番号】)

(2) 手続補正書

手続の補正は「手続補正書」により行います。

[意施規15条1項]

手続補正書（記載見本）

【書類名】 手続補正書
（【提出日】 令和××年１２月 １日）
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願２０××－５×××××
【補正をする者】
【住所又は居所】 スイス国， ジュネーブ ９９， リュ ドゥ セキトン ２
【住所又は居所原語表記】 ２ Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関３－４－３
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
（【発送番号】 ○○○○○○ ）
【手続補正１】
【補正対象書類名】 意匠登録願
【補正対象項目名】 ○○○
【補正方法】 ○○
【補正の内容】

（注１）本手続は書面による提出（窓口への持参若しくは郵送）又は電子特殊申請により行います。

（注２）【補正をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

（注３）【補正をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

（注４）【発送番号】の欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。

（注５）【補正対象書類名】欄は「意匠登録願」「図面」のように、【補正対象項目名】欄は「意匠に係る物品」「意匠の説明」「本意匠の表示」のように、【補正方法】欄は「変更」「追加」「削除」のように記載してください。

（注６）「意匠に係る物品」「意匠に係る物品の説明」「意匠の説明」を補正対象項目とする場合には、【補正の内容】は英語で記載してください。

(3) 手続補正書の作成例

①DAS のアクセスコードを補充又は補正する場合

国際出願時に DAS のアクセスコードを記載していなかった場合、あるいは国際出願時に記載したアクセスコードに誤りがある場合は、所定の期間内(「2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続」を参照)に、日本国特許庁に対してアクセスコードを補充又は補正するための手続補正書を提出することができます。

アクセスコードに不備はなく、その他の優先権情報(【国・地域名】【出願日】【出願番号】)に誤記があった場合は、日本国特許庁に対してその誤記に対する補正の手続を行うことができないため、国際事務局に対して更正の請求を行ってください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 パリ条約による優先権等の主張

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 ○○○○○○

【出願日】 ○○○○年○月○日

【出願番号】 □□□□□□

【出願の区分】 意匠登録

【アクセスコード】 △△△△

【優先権証明書提供国 (機関)】 世界知的所有権機関

【その他】 意匠法第 60 条の 10 第 2 項で準用する特許法第 43 条第 5 項の規定による書面の提出

(注1) 台湾智慧財産局への出願を基礎として優先権主張をしている案件について、二庁間での優先権証明書類の電子的交換(二庁間 PDX)を利用する場合、【優先権証明書提供国(機関)】は「台湾」と記載してください。

(注2) 意匠の国際登録出願(ハーグ出願)を基礎出願とする場合は、【出願番号】の欄には国際登録番号ではなく WIPO 整理番号を記載してください。

(注3)欧州連合知的財産庁への出願を基礎として優先権主張をしている案件について DAS を利用する場合、基礎出願番号の枝番号の記載が必要です。枝番号がないものは DAS による証明書の取得ができませんのでご注意ください。なお、枝番号を手続補正書にて追加する場合は【その他】欄に下記のように上申してください。

例) 【その他】・・・国際登録簿に記録されている基礎出願番号と一部相違していますが、DAS を取得するための正しい出願番号は本手続補正書に記載したとおりです。

②【意匠の創作をした者】の欄を補正する場合

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠の創作をした者を記載する場合には、意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所の記載は、実施細則第301節(c)に定める外国語で記載しなければなりません。[意施規2条の4]

(i) 意匠の創作をした者を追加する場合

国際出願時に願書様式(【DM/1】)に意匠の創作をした者を1人も記載しなかった場合(国際公表時公報の”(72) Name and address of creator of designs”欄がない場合)であって、新たに創作者名を追加したいときには、【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に意匠の創作をした者を記載してください。また、【その他】欄を設けて、追加の理由(願書に創作者を記載しなかった経緯等)を具体的に記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の創作をした者

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo, 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Taro

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo, 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Jiro

【その他】 … (変更の理由を記載する) …

(ii) 意匠の創作をした者を追加・削除・変更する場合

国際出願時に意匠の創作をした者を記載し、国際公表時公報の”(72) Name and address of creator of designs”欄にその記録があるが、新たに別の創作者名を追加したい/一部の者を削除したいときには、【補正方法】欄に「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠の創作をした者全員を記載し、【その他】欄を設けて、変更(追加・削除)の理由を具体的に記載してください。なお、意匠の創作をした者全員の宣誓書(創作者を削除するときは、削除する者も含め全員の宣誓書)を添付する必要があります。宣誓書は、原本の提出のほか、原本の提出に代えてその写しを提出することも可能です。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の創作をした者

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Taro

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda
-ku Tokyo 100-8915, JAPAN

【氏名】 ISYO Jiro

【その他】 … (変更の理由を記載する) …

【提出物件の目録】

【物件名】 意匠の創作をした者の相互の宣誓書及び訳文 各 1

(宣誓書の記載例)

宣誓書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記の出願について、私ども、◎◎◎◎及び△△△△が真の意匠の創作をした者であり、□□□□は意匠の創作をした者ではないことをここに宣誓します。

記

1. 出願番号 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
2. 意匠に係る物品 〇〇〇〇〇〇

意匠の創作をした者

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 ◎◎◎◎

意匠の創作をした者

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 △△△△

住所（居所） 〇〇〇…

氏名 □□□□

③【意匠に係る物品】の欄を補正する場合

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠に係る物品を記載する場合には、**英語**で記載しなければなりません。 [意施規2条の5]

【補正方法】欄には「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠に係る物品を記載してください。

【書類名】 手続補正書

…（略）

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠に係る物品

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠に係る物品】 V e h i c l e

④【意匠の説明】の欄を補正する場合

国際出願願書の「**9.Description**」及び「**10.Legends**」欄に記入し、国際公表時公報の”(57)Description of the characteristic features of the design(s), or matter for which protection is not sought”欄、又は”(55) Legend(s) to indicate a specific view of the product, preceded by the corresponding design number and reproduction number s.”欄に記録された事項を変更したいときは、【意匠の説明】欄を補正します。

国際意匠登録出願について手続補正書に意匠の説明を記載する場合には、**英語**で記載しなければなりません。 [意施規2条の5]

(i) 意匠の説明を追加する場合

新たに意匠の説明を追加する場合には、【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に意匠の説明を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) Perspective; 1. 2) Front・・・・

(注) 国際公表時公報の(55)又は(57)欄のいずれかに記録がある場合は、【補正方法】は「変更」と記載します。

(ii) 意匠の説明の内容を変更する場合

意匠の説明の内容を変更する場合には、【補正方法】欄に「変更」と記載し、【補正の内容】欄に変更後の意匠の説明を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 意匠の説明

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【意匠の説明】 The parts shown by means of broken lines in the reproductions are not part of the claimed design. 1. 1) P
erspective; 1. 2) Front・・・・

(57) Description

(55) Legends

(注)【意匠の説明】欄は手続補正書の内容で上書きされるため、国際公表時公報の(55)又は(57)欄のいずれかに既に記載があり、その記載に変更がない場合であっても手続補正書上の【意匠の説明】欄に記載しておく必要があります。

⑤【本意匠の表示】の欄を補正する場合

国際公表時公報の”(66)Data relating to the principal design”欄に関する事項を変更したいときは、【本意匠の表示】欄を補正します。

(i) 国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に補正する場合

国際意匠登録出願を関連意匠の国際意匠登録出願に変更する場合には、新たに本意匠の表示を追加する補正を行います。【補正方法】欄に「追加」と記載し、【補正の内容】欄に【本意匠の表示】欄を設けて、本意匠とする意匠の出願番号又は登録番号を記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 本意匠の表示

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【本意匠の表示】

【出願番号】 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

※登録番号を記載する場合には、【出願番号】を【登録番号】とし、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」と記載してください。

(ii) 関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に補正する場合

関連意匠の国際意匠登録出願を国際意匠登録出願に変更する場合には、本意匠の表示を削除する補正を行います。【補正方法】欄に「削除」と記載してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 本意匠の表示

【補正方法】 削除

⑥図面を補正する場合

国際意匠登録出願において、国際出願時に国際事務局へ提出した複製物の内容を変更したい場合には、図面を補正してください。

なお、国際公表時公報の”(57)Description of the characteristic features of the design(s), or matter for which protection is not sought”欄、又は”(55) Legend(s) to indicate a specific view of the product, preceded by the corresponding design number and reproduction numbers.”欄に記録された事項にも変更が及ぶ場合は、【意匠の説明】欄も補正します。

(i) 図面を全図変更する場合

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 全図

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書類名】 図面

【1. 1】

図面イメージ

【1. 2】

図面イメージ

【1. 3】

図面イメージ

… (省略) …

(ii) 図面を図単位で補正する場合(図面を変更する場合)

【書類名】	手続補正書
… (略) …	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	図面
【補正対象項目名】	1. 1
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【1. 1】	
	図面イメージ

(iii) 図面を図単位で補正する場合(図面を追加する場合)

【書類名】	手続補正書
… (略) …	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	意匠登録願
【補正対象項目名】	意匠の説明
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【意匠の説明】	1. 1) P e r s p e c t i v e ; 1. 9) R e f e r e n c e v i e w
【手続補正 2】	
【補正対象書類名】	図面
【補正対象項目名】	1. 9
【補正方法】	追加
【補正の内容】	
【1. 9】	
	図面イメージ

追加した意匠について言及

⑦国際意匠登録出願が産業技術力強化法第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である場合

国際意匠登録出願においては、国際出願時に願書様式(【DM/1】)に産業技術力強化法第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載することができないため、下記のように手続補正書を作成し、国際公表後に特許庁に対して提出してください。

【書類名】 手続補正書

… (略)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 意匠登録願

【補正対象項目名】 その他

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【その他】 国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和○年度、○○省、○○事業、産業技術力強化法第 17 条第 1 項の適用を受けるもの）

4. 意見書

国際意匠登録出願について拒絶すべき旨の理由があるときは、国際事務局からの拒絶の通報又は特許庁からの拒絶理由通知により拒絶の理由が通知されます。これに対して意見がある場合には、指定された期間内に「意見書」を提出することができます。
[意法19条(特法50条)、意施規13条1項]

意見書（記載見本）

【書類名】 意見書
（【提出日】 令和××年12月 1日）
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【意匠登録出願人】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
（【発送番号】 ○○○○○○ ）
【意見の内容】 ○○○…
（【証拠方法】）
【提出物件の目録】
【物件名】 意匠登録第○○○○○○○○号意匠公報写し 1
【物件名】 ○○○辞典 1

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【あて先】欄は、審査官の命令による場合には、命令を発した審査官名を記載してください。
- (注3) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注4) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【発送番号】の欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。

(注6)【意見の内容】欄は次の要領で記載してください。

a) 論点をふまえて平易かつ明りょうに記載してください。

b) 文字数に制限はありませんが、なるべく簡潔に記載してください。

(注7)【証拠方法】欄には、【意見の内容】欄で述べている内容を、公報、辞典等の物件を証拠方法として補充する場合に記載することができます。

(注8)【提出物件の目録】欄は、【意見の内容】又は【証拠方法】の欄で述べている物件を提出するときに記載します。参考資料を提出したい場合は、【提出物件の目録】欄を設け提出してください。

5. 特徴記載書

事件が特許庁に係属しているときには、国際意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した「特徴記載書」を提出することができます。 [意施規6条]

特徴記載書（記載見本）

【書類名】 特徴記載書
【提出日】 令和××年12月 1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【意匠登録出願人】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【意匠の特徴】 ○○○・・・
【説明図】

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4)【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【意匠の特徴】欄には、意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記載してください。

- a) 意匠の特徴を平易かつ明りょうに記載してください。
- b) 文字数は1,000字以内とし、簡潔に記載してください。
- c) 「【意匠の特徴】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはなりません。

(注6)【説明図】欄には、意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記載することができます。

- a) 図は、複数ページにわたって記載してはなりません。
- b) 図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはなりません。複数の図形を記載する場合も同様です。

(注7)【意匠の特徴】又は【説明図】欄の記載を補正するときは、新たな特徴記載書を作成して提出しなければなりません。

6. 過誤納の手数料等の返還の請求

国際意匠登録出願に関する手続であって、その手続の際に特許庁へ納付した手数料が適正金額を超えて過大であった場合、又はその手続が不適法な手続として却下処分となった場合には、過誤納分の手数料について返還を求めることができます。

[意法67条7項、8項]

(1) 返還の請求期間

①過誤納の手数料： 手数料を納付した日から1年以内

②不適法な手続として却下処分となった手続に係る手数料：

手数料を納付した日から1年以内

(却下処分の謄本の送達が生じた日から6か月を経過した後であったときは、その却下処分の謄本の送達が生じた日から6か月以内)

(2) 既納手数料返還請求書

過誤納の手数料等の返還の請求は「既納手数料返還請求書」により行います。

[意施規18条の4]

既納手数料返還請求書（記載見本）

【書類名】 既納手数料返還請求書
【提出日】 令和××年１０月 １日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願２０××－５×××××
【返還請求人】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ ９９, リュ ドゥ セキトン ２
【住所又は居所原語表記】 ２ Rue de Sekiton, Geneva
 ９９, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関３－４－３
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【返還請求対象書類】
【書類名】 期間延長請求書
【提出日】 令和××年９月１日
【納付済金額】 ２５００
【適正納付金額】 ２１００
【返還請求金額】 ４００
【返還金振込先】
【金融機関名】 ○○銀行 ○○支店
【口座種別】 普通預金
【口座番号】 ○○○○○○
【フリガナ】 コクサイ タロウ
【口座名義人】 国際 太郎

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【返還請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 【返還請求人】欄に国際意匠登録出願の出願人を記載する場合、【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に登録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【納付済金額】【適正納付金額】【返還請求金額】欄には、「円」や「,」等を付さず、アラビア数字のみで金額を記載してください。

(注5)【返還金振込先】としては、返還請求人又はその代理人の金融機関の口座を記載してください。金融機関名は正確に、必ず支店名まで記載してください。

7. 個別指定手数料の返還の請求

国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その確定日から6か月以内に、特許庁に対して個別指定手数料の返還を請求することができます。

「国際意匠登録出願が取り下げられたとき」とは、特許への変更出願(特許法第46条第4項)、実用新案への変更出願(実用新案法第10条第5項)、補正却下後の新出願(意匠法第17条の3第2項)や国際登録の限定・放棄(同法第60条の14第1項)等に基づき国際意匠登録出願が取り下げられたものとみなされた場合を指します。

なお、意匠法第60条の14第2項に基づき設定登録された意匠権が消滅した場合においては、返還請求の対象とはなりません。 [意法60条の22]

※返還請求の対象については、第5節「2. (2) 無効審判が確定した場合②」も参照して下さい。

(1) 返還する個別指定手数料の金額

返還する個別指定手数料の金額は、国際事務局にスイスフランで納付した個別指定手数料(更新時のものを含む。)を特許庁が国際事務局から受領したときにおいて日本円に換算した額から、1万5300円を控除した額(意匠登録料に相当する額)となります。

[手数料令2条の3、2条の4]

例1) 国際登録から5年以内に拒絶査定が確定した場合

・国際出願時の個別指定手数料として603スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額: 81,405円(為替レート: 135円/スイスフラン)

返還金額 : 81,405円 - 15,300円 = 66,105円

例2) 国際登録から7年目に拒絶査定が確定した場合

・国際出願時の個別指定手数料として603スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額: 81,405円(為替レート: 135円/スイスフラン)
・更新時の個別指定手数料として683スイスフランを国際事務局へ納付した
→特許庁が国際事務局から受領した額: 88,790円(為替レート: 130円/スイスフラン)

返還金額 : $\frac{81,405円}{\text{出願時}} - 15,300円 + \frac{88,790円}{\text{更新時}} = 154,895円$

出願時

更新時

(2) 個別指定手数料返還請求書

個別指定手数料の返還の請求は、「個別指定手数料返還請求書」により行います。
[意施規18条の5]

個別指定手数料返還請求書（記載見本）

【書類名】 個別指定手数料返還請求書
【提出日】 令和××年10月 1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【返還請求人】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【返還原因】 拒絶査定確定
【納付済金額】 603
【返還金振込先】
【金融機関名】 ○○銀行 ○○支店
【口座種別】 普通預金
【口座番号】 ○○○○○○
【フリガナ】 コクサイ タロウ
【口座名義人】 国際 太郎

(注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。

(注2) 【返還請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。

(注3) 【返還請求人】欄に国際意匠登録出願の出願人を記載する場合、【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に登録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注4) 【返還原因】の欄には、「国際登録の限定に基づくみなし取下げ」「特許への出願変更に基づ

づくみなし取下げ」「拒絶の査定の確定」「拒絶の審決の確定」のように返還請求の原因を記載してください。

(注5)【納付済金額】欄には、国際事務局に納付した個別指定手数料(出願時・更新時)のスイスフラン表示の額を記載します。「スイスフラン」や「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示してください。

(注6)【返還金振込先】としては、返還請求人又はその代理人の金融機関の口座を記載してください。金融機関名は正確に、必ず支店名まで記載してください。

(3) 返還金額等の通知

個別指定手数料の返還の請求が適法に行われた場合には、特許庁は返還請求人又はその代理人に対して、返還する日本円額や日本円額に換算した際の為替レート等を通知します。

(参考)過去の日本国における個別指定手数料

国際登録日	個別指定手数料
2016 年 6 月 30 日以前	意匠ごとに 582 スイスフラン
2016 年 7 月 1 日～2020 年 3 月 31 日	意匠ごとに 665 スイスフラン
2020 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	意匠ごとに 682 スイスフラン
2022 年 4 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	意匠ごとに 603 スイスフラン
2022 年 12 月 1 日～2024 年 2 月 29 日	意匠ごとに 507 スイスフラン
2024 年 3 月 1 日以降	意匠ごとに 436 スイスフラン

8. その他の手続書類(上申書、協議の結果届、期間延長請求書、早期審査に関する事情説明書)

上申書 (記載見本)

【書類名】 上申書
【提出日】 令和××年12月 1日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【上申をする者】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【上申の内容】 ○○○…

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【上申をする者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【上申をする者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

協議の結果届（記載見本）

【書類名】 協議の結果届
【提出日】 令和××年１２月 １日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願２０××－５×××××
【意匠登録出願人】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ ９９, リュ ドゥ セキトン ２
【住所又は居所原語表記】 ２ Rue de Sekiton, Geneva
９９, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関３－４－３
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【協議命令の日付】 令和××年１１月１日
【協議の相手】
【住所又は居所】 出願人と同一
【氏名又は名称】 出願人と同一
【出願番号】 意願２０××－５×××××
【協議の結果】 本願を、協議対象の意匠登録出願「意願２０××－５×××××」
を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願に補正する。

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4) 【協議命令の日付】欄には、「協議の結果届」を届け出る旨を指令している協議指令書の発送日を記載してください。
- (注5) 協議対象の出願が同一出願人によるものである場合には、【協議の相手】欄の【住所又は居所】及び【氏名又は名称】欄には「出願人と同一」と記載することができます。
- (注6) 協議対象が複数人の場合、【協議の相手】欄から【出願番号】欄までを人数分繰り返し設け、記載してください。
- (注7) 【協議の結果】欄には「協議対象である「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」を意匠登録を受ける意匠と定め、本願はWIPO国際事務局に限定の手続を行うこととする。」や「協議対象の意匠登録出願「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」を、本願を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願とする。」のように、本願の協議結果を記載してください。

期間延長請求書（記載見本）

本手続は、出願人が在外者・国内居住者の別を問わず、拒絶の通報、拒絶理由通知又は協議指令書に対して1回提出することができます。

指定期間内の場合は「期間延長請求書」を提出することによって、指定期間の満了日から2月の延長が可能です。手数料は2,100円です。

指定期間を経過している場合は、経過後2か月以内に「期間延長請求書（期間徒過）」を提出することで、指定期間の満了日から2か月の延長が可能です。手数料は応答する対象書面（拒絶の通報、拒絶理由通知、協議指令書）の内容によって異なり、内容が拒絶理由の場合は7,200円、協議指令の場合は4,200円が必要となります。

特許 印紙 (2,100円)	「期間延長請求書（期間徒過）」の場合の手数料は、 拒絶理由：7,200円 協議指令：4,200円
期間徒過後の提出の場合、【書類名】は 「期間延長請求書（期間徒過）」	
【書類名】 期間延長請求書 ←	
【提出日】 令和××年10月 1日	
【あて先】 特許庁長官 殿 (特許庁審査官 殿)	
【事件の表示】	
【出願番号】 意願20××-5×××××	
【請求人】	
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドゥ セキトン 2	
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva 99, Switzerland	
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション	
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation	
【代理人】	
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3	
【弁理士】	
【氏名又は名称】 国際 太郎	
(【発送番号】 〇〇〇〇〇)	
【請求の内容】 指定期間の2か月の延長を求める。	
(【手数料の表示】)	

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【請求人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】
【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 【請求人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注4) 【発送番号】欄には、拒絶理由通知等に記載された発送の番号を記載することができます。
- (注5) 書面による提出(窓口への持参又は郵送)の場合は、以下のとおり記載してください。
特許印紙を貼るときは、その下にその額を括弧内に記載してください。

現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、「納付済証(特許庁提出用)」に記載された納付書番号を記載します。また、手続書面に「納付済証(特許庁提出用)」を添付して提出してください。

【手数料の表示】

【納付書番号】 99123456788

電子現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、納付番号を記載します。

【手数料の表示】

【納付番号】 1234-5678-9012-3456

特許庁窓口におけるクレジットカード納付制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 2100

また、【請求人】もしくは【代理人】欄に【識別番号】を記載ください。

- (注6) 電子特殊申請による提出の場合は、インターネット出願ソフトにより作成する「送付票」に納付方法、納付金額等必要事項を記載するとともに、申請書類において以下のとおり記載してください。

予納制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、【予納台帳番号】欄には予納台帳番号を、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 2100

電子現金納付制度により手数料を納付したときは、【手数料の表示】欄を設け、納付番号を記載します。

【手数料の表示】

【納付番号】 1234-5678-9012-3456

口座振替制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【振替番号】及び【納付金額】の項目を設け、【振替番号】には振替番号を、【納付金額】には手数料の表示を記載します。

【手数料の表示】

【振替番号】 12345678

【納付金額】 2100

指定立替納付制度により手数料を納付するときは、【手数料の表示】欄を設け、【指定立替納付】及び【納付金額】の項目を設け、【納付金額】欄には手数料の金額を記載します。

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 2100

早期審査に関する事情説明書（記載見本）

日本及びその他の国・政府間機関を指定締約国とする国際出願に基づく国際意匠登録出願は、「外国関連出願」（出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願）として、早期審査の対象とすることができます（https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/kokusaiisy_ou_soukisinri.html）。

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 令和××年１０月 １日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 意願２０××－５×××××

【提出者】

【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ ９９, リュ ドゥ セキトン ２

【住所又は居所原語表記】 ２ Rue de Sekiton, Geneva
９９, Switzerland

【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション

【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関３－４－３

【弁理士】

【氏名又は名称】 国際 太郎

【早期審査に関する事情説明】

１．日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示

（１）証拠の表示

本願は、日本及びその他の国・政府間機関を指定締約国とする国際出願に基づく国際意匠登録出願であるため、省略する。

２．先行意匠調査

３．自己の意匠登録出願中の意匠の記載

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「－」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 －

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

- (注3) 【提出者】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注4) 【提出者】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に登録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。
- (注5) 【早期審査に関する事情説明】欄の「証拠の表示」については、日本国特許庁が国際事務局から受領する「公表の写し」等に国際出願の指定締約国等の情報が記載されているため、日本国特許庁以外の特許庁への出願の事実を疎明する書面の提出並びに「外国特許庁名」、「出願日」及び「出願番号」の各欄の記載を省略することが可能です。
- (注6) 早期審査の申請を、「外国関連出願」としてではなく、「実施関連出願」又は「震災復興関連出願」として行う場合の【早期審査に関する事情説明】欄の記載要領は、国内出願と同じです。https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html)
- (注7) 【早期審査に関する事情説明】欄の「先行意匠調査」及び「自己の意匠登録出願中の意匠の記載」の項目に関する記載要領等は、「意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」を参照してください。
(https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/document/isyou_soukisinri/isyou_soukisinri_2020.pdf)

第5節 審判

1. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判

(1) 審査段階との手続方法の違い

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続においては、以下の点について「第3節 日本国特許庁への手続の原則」等に記載した手続方法と異なります。注意して手続を行ってください。

① 識別番号を用いた手続

国際意匠登録出願に関する拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判においては、識別番号を用いて手続を行います。識別番号とは、手続をする者に対し特許庁長官が付与する9桁のアラビア数字からなるコードです。

a. 識別番号の付与(申請人登録)

審判の請求人や所有権の変更後の新たな出願人(譲受人)が識別番号を付与されていない場合には、その者の氏名(名称)・住所(居所)等の情報を登録して識別番号を付与し、その番号を通知します。譲受人に対する識別番号の付与は、国際事務局への所有権の移転の申請後に譲受人が初めて日本国特許庁へ代理人選任届の提出等の手続を行った際に行います。

なお、審判の請求等の手続を行う前に識別番号付与請求書を特許庁長官に提出することにより、事前に識別番号の付与を請求することもできます。 [例施規3条]

b. 識別番号の表示

識別番号の付与を受けている者が拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判の手続を行う場合には、手続書類に識別番号を記載してください。

なお、識別番号を記載した場合には、その者の住所又は居所(日本語表記及び原語表記)の記載を省略することができます。 [例施規2条]

c. 申請人登録情報の変更の届出

識別番号の付与を受けた者は、氏名(名称)・住所(居所)を変更したときは遅滞なくその旨を届け出なければなりません。 [例施規4条1項]

国際意匠登録出願においては、国際登録簿に登録された出願人の氏名(名称)・住所(居所)の変更は国際事務局へ届け出る必要がありますが、識別番号を使用するにあたって申請人登録された氏名(名称)・住所(居所)も変更する必要がある場合には、併せて特許庁に対しても変更の届出を行ってください。

氏名（名称）変更届（記載見本）

氏名（名称）変更届	
（令和 年 月 日）	
特許庁長官 殿	
1 氏名（名称）を変更した者	
識別番号	
住所又は居所	
旧氏名又は旧名称	
新氏名又は新名称	㊞
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	

住所（居所）変更届（記載見本）

住所（居所）変更届	
（令和 年 月 日）	
特許庁長官 殿	
1 住所（居所）を変更した者	
識別番号	
旧住所又は旧居所	
郵便番号	
新住所又は新居所	
氏名又は名称	㊞
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	

②オンラインシステムを使用した手続

国際意匠登録出願に関する拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判においては、意匠登録出願と同様にオンラインシステムを使用して手続を行うことができます。オンラインシステムを使用して行うことのできる手続を「特定手続」といいます。

[特例法3条1項、例施規10条]

a. オンラインシステムを使用した手続の方法

オンラインシステムを使用して特定手続を行うためには、インターネット環境の準備に加え、インターネット出願ソフトの入手や電子証明書の購入が必要となります。事前準備や書類の作成方法等の詳細については、「電子出願ソフトサポートサイト」や「インターネット出願ソフト操作マニュアル」を参照してください。

<参考>

電子出願ソフトサポートサイト

<https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>

インターネット出願ソフト操作マニュアル

https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/index.html

b. 手数料の納付

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判の手続において手数料を納付する場合には、手続書面に特許印紙を貼付する方法に加え、予納制度、現金納付、電子現金納付、口座振替又は指定立替納付(クレジットカードによる納付)を利用することができます。

<参考>

手数料の納付方法

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/outline/payment/index.html>

c. 注意点

・ 文字の制限

オンラインシステムを使用した手続においては、日本工業規格X0208号で定められている文字しか使用することができません。出願人や創作者の氏名(名称)・住所(居所)に当該規格外の文字を含む場合には、当該規格に含まれる文字に置き換えて記載し、その前に「▲」、後ろに「▼」を付してください。

・ 指定特定手続を書面で行う場合

特定手続のうち特例法第7条第1項に定める手続(指定特定手続)を、オンラインシステムを使用せず書面の提出により行うときは、その書面に記載されている事項を電子化するための費用(電子化手数料)を納付する必要があります。

[例施規30条、特例法40条1項1号]

③ 手続書類への審判番号の記載

特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の請求書を受理したときは審判の番号を付し、その番号を通知します。

[意施規19条8項(特施規48条1項)]

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続書類に事件の番号を記載する場合には、出願番号に加えて審判番号も記載してください。

なお、審判番号の通知が届いていない状況で書類を作成する場合には、「審判請求日」として審判請求をした年月日を記載してください。

＜審判番号が通知されている場合＞

【審判事件の表示】

【審判番号】 不服2020－000001

【出願番号】 意願2019－590001

【審判事件の表示】

【審判番号】 補正2020－500001

【出願番号】 意願2019－590001

＜審判番号が通知されていない場合＞

【事件の表示】

【審判請求日】 令和××年 4月 1日

【出願番号】 意願20××－590001

(2) 審判請求

① 拒絶査定不服審判の請求

拒絶査定不服審判は、拒絶査定の謄本の送達があった日から3か月以内に請求することができます。

[意法46条]

② 補正却下決定不服審判の請求

補正却下決定不服審判は、補正却下の決定の謄本の送達があった日から3か月以内に請求することができます。

[意法47条]

審判請求書（記載見本）

【書類名】 審判請求書

（【提出日】 令和××年 ××月 ××日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】 意願20××-5×××××

【審判の種別】 拒絶査定不服審判事件

【審判請求人】

【識別番号】 ○○○○○○○○○

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-5

【住所又は居所原語表記】 3-4-5 Kasumigaseki,
Chiyoda-ku, Tokyo 100-8913, JAPAN

【氏名又は名称】 意匠 花子

【氏名又は名称原語表記】 ISYO Hanako

【代理人】

【識別番号】 ○○○○○○○○○

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-6

【弁理士】

【氏名又は名称】 意匠 一郎

（【電話番号】 ○○-○○○○-○○○○）

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】 ○○○○○○）

（【納付金額】 55000）

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

【物件名】 委任状 1

【援用の表示】 意願○○○○-○○○○○○に添付した委任状を援用します。

（注1）【審判の種別】欄には、「拒絶査定不服審判事件」又は「補正却下決定不服審判事件」と記載してください。

（注2）【審判請求人】【代理人】欄に識別番号を記載した場合には、【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することができます。

（注3）【審判請求人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

2. 無効審判

(1) 審判請求

無効審判は、意匠権の設定登録後であればいつでも(意匠権の消滅後でも)請求することができます。 [意法48条]

※無効審判の手続については、第3節「日本国特許庁への手続の原則」も参照してください。

(2) 無効審決が確定した場合

① 無効の通報と国際意匠公報の発行

国際登録を基礎とした意匠権について、意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠原簿へ確定登録が行われた後、国際事務局に対して「無効の通報」の送付を行います。

この通報の情報は国際登録簿へ記録され、国際事務局によって無効の国際意匠公報が発行されます。 [協定15条(2)、規則20、26(1)(iii)]

② 無効審決が確定した年の翌年以後の登録料

国際登録を基礎とした意匠権については、意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料(個別指定手数料のうち登録料に相当する額)は、請求による返還の対象となりません。

[意法60条の21第3項、60条の22、45条(特法111条1項2号)]

審判請求書（様式記載見本）

特 許
印 紙

(55,000 円)

審判請求書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件

2. 請求人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

氏名（名称） 意匠 太郎

3. 代理人

住所（居所） 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

（電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

氏名（名称） 代理 一郎

4. 被請求人

住所（居所） 3-4-5 Kasumigaseki, Chiyoda-
ku, Tokyo 100-8913, JAPAN

氏名（名称） I S Y O H a n a k o

5. 請求の趣旨

6. 請求の理由

7. 証拠方法

8. 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法に係る承諾

9. 添付書類又は添付物件の目録

(注1) 本手続は書面による提出（窓口への持参若しくは郵送）又は電子特殊申請により行います。

(注2) 請求人及び代理人の欄に識別番号を記載して、住所（居所）の記載を省略することはできません。

(注3) 被請求人の欄の住所（居所）及び氏名（名称）には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

第6節 登 録

1. 意匠権の設定の登録

国際意匠登録出願は、「意匠登録をすべき旨の査定又は審決」があったときに意匠登録原簿に意匠権の設定の登録が行われます。この意匠権を「国際登録を基礎とした意匠権」といいます。[意法60条の13、20条2項]

国際登録を基礎とした意匠権の5年分の登録料は、国際出願時に個別指定手数料として国際事務局へ納付済みであるため、登録査定後、設定登録のために特許庁に対して納付を行う必要はありません。[意法60条の21]

2. 意匠登録証

意匠権の設定登録が行われた後に、意匠権者に対し意匠登録証を交付します。[意法62条]

意匠登録証は日本語と英語の併記で作成されますが、意匠に係る物品・意匠権者・意匠の創作をした者についてはアルファベット表記で作成されます。

3. 国際登録を基礎とした意匠権に関する特例

※国際事務局への届出の方法については、第4章「国際事務局に対する主な手続」を参照してください。

(1) 国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿

国際登録を基礎とした意匠権に係る意匠登録原簿には、国際登録事項記録部が設けられ、設定登録後に当該意匠権に関して国際登録簿に登録された事項(所有権の変更や限定・放棄など)が記録されます。[意登令1条2項、意登施規3条の2 1項、4項]

(2) 意匠権の消滅、放棄、限定

国際登録が消滅すると、その国際登録を基礎とした意匠権は消滅したものとみなされます。消滅の効果は、国際登録簿に当該国際登録の消滅が記録された日から生じます。[意法60条の14 2項、3項]

また、国際登録を基礎とした意匠権の消滅(存続期間の満了によるものを除く)は、国際登録簿に登録されたところによります。[意法60条の19 2項]

よって、国際登録を基礎とした意匠権を放棄又は限定する場合には、国際事務局に対して国際登録を消滅させるための手続(放棄又は限定の請求)を行ってください。

(3) 意匠権の移転

国際登録を基礎とした意匠権の移転は、国際登録簿に登録されたところによります。

[意法60条の19 2項]

よって、国際登録を基礎とした意匠権を移転する場合には、国際事務局に対して所有権の変更の申請の手続を行ってください。

[規則21(1)(a)(i)]

なお、基礎意匠及びその関連意匠の意匠権は分離して移転することができません。基礎意匠の意匠権又はその関連意匠の意匠権のうち、どちらか片方が国際登録を基礎とする意匠権、もう片方が(国際登録を基礎としない)意匠権である場合には、国際登録を基礎とする意匠権については国際事務局へ、(国際登録を基礎としない)意匠権については特許庁へそれぞれ移転の手続を行う必要がありますので、ご注意ください。

[意法22条]

(4) 意匠権者の氏名(名称)又は住所(居所)の表示変更

国際登録を基礎とした意匠権の意匠権者の氏名(名称)又は住所(居所)を変更したい場合には、国際事務局に対して手続を行ってください。

[規則21(1)(a)(ii)]

(5) 国際登録を基礎とした意匠権の存続期間と国際登録の更新

① 国際登録を基礎とした意匠権の存続期間

＜国際登録日が2020年3月31日以前の案件の場合＞

日本における意匠権は、その設定の登録の日から20年間存続させることができます。

[旧意法21条]

＜国際登録日が2020年4月1日以降の案件の場合＞

日本における意匠権は、その設定の登録の日からはじまり、国際登録日から25年間存続させることができます。

[意法21条、60条の6 1項]

上記(2)のとおり、国際登録を基礎とする意匠権は国際登録が消滅すると消滅したものとみなされてしまうことから、日本において権利を存続させたい期間について、国際登録を維持する必要があります。

② 国際登録の更新

国際登録を維持するためには、国際登録日から5年ごとに、国際事務局に対して更新

の申請と所定の手数料(基本手数料と指定締約国ごとの指定手数料)の支払を行う必要があります。
[協定17条(2)]

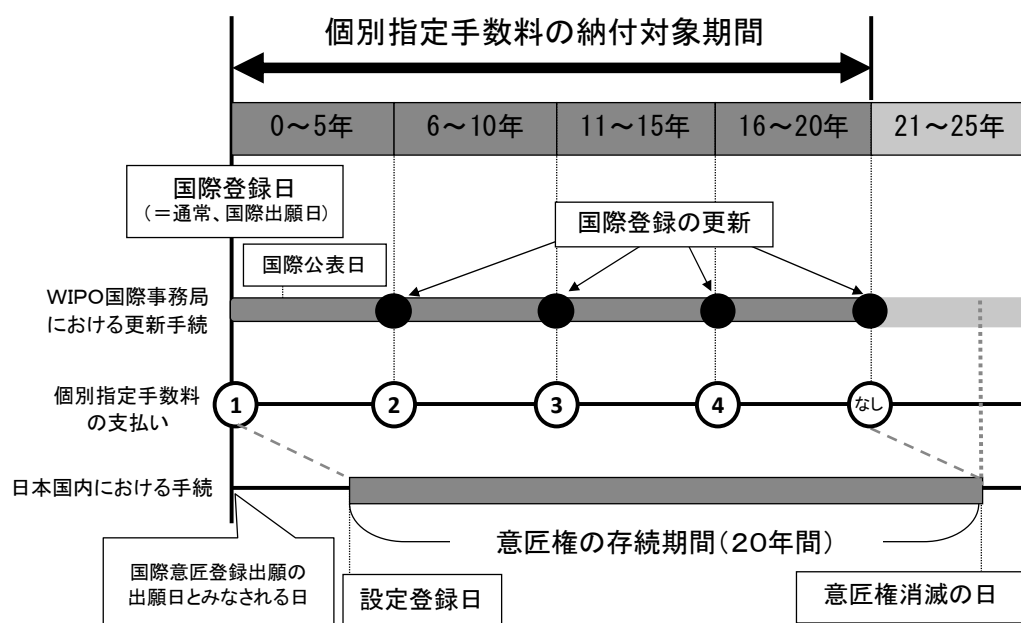
国際登録日によって、更新手続における日本の個別指定手数料の支払いに関し、下記の違いがありますのでご注意ください。

< 国際登録の更新と個別指定手数料の支払 >

● 国際登録日が2020年3月31日以前の案件

4回目の更新手続において、日本の個別指定手数料の支払は不要です。

[旧意法第60条の21第2項]



※ 個別指定手数料と、意匠権の登録料との関係

国際出願時 : 個別指定手数料として、意匠権の存続期間のうち最初の5年分の登録料を納付

国際登録から 5年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち 6～10年目の分の登録料を納付

10年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち11～15年目の分の登録料を納付

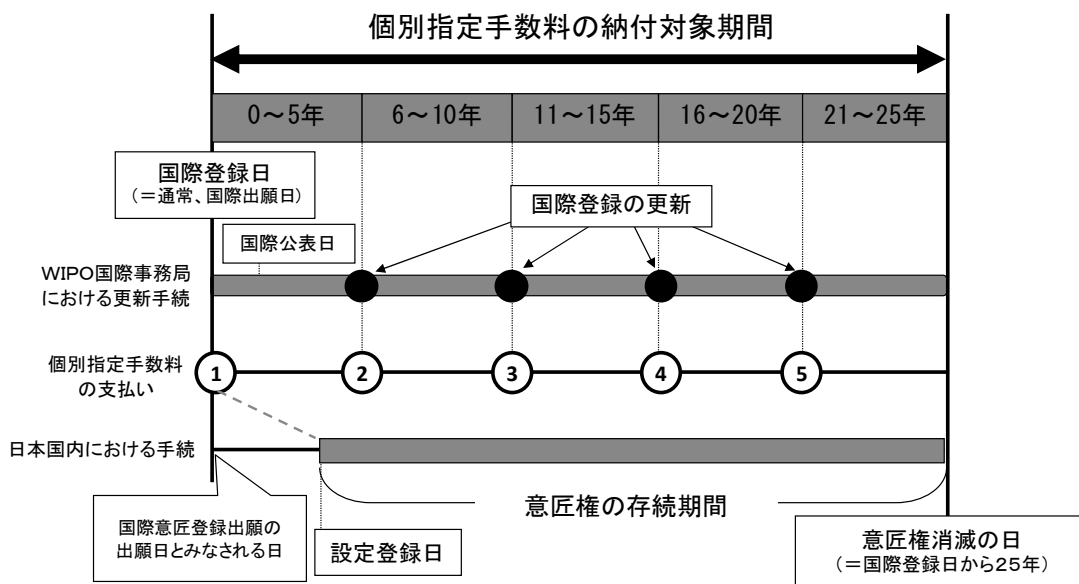
15年目の更新時: // 、意匠権の存続期間のうち16～20年目の分の登録料を納付

20年目の更新時: 日本の個別指定手数料は不要(20年分の登録料を納付済のため)

●国際登録日が2020年4月1日以降の案件

各更新手続(1～4回目)において、日本の個別指定手数料の支払いが必要です。

[意法第60条の21第2項]



第7節 意匠公報の発行

国際意匠登録出願について意匠権の設定登録があったときは、意匠登録出願(国内出願)と同様に意匠公報が発行されます。 [意法20条3項、【参考資料4】]

※意匠登録出願(国内出願)に関して発行されている他の公報(審決公報や協議不成立意匠出願公報等)についても、同様に発行されます。 [意法66条]

(1) 発行形態、発行周期

意匠公報は、インターネット利用 (<https://www.gazette.jpo.go.jp/sciidl010>) により原則毎日発行します。

(2) 発行言語

国際意匠登録出願に係る意匠公報は、基本的には日本語により作成されますが、「意匠に係る物品」及び「意匠の説明」の内容については英語で記載した上で、特許庁による参考訳文が付されます。

なお、この訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、意匠権の権利範囲に対しては影響を与えません。

第8節 手続書類等の閲覧・交付・証明の請求

1. 閲覧及び交付の請求

何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関する書類の閲覧を請求することができます。また、特例法の規定に基づきファイルに記録された事項及び磁気テープをもって調製されている意匠原簿に記録された事項の閲覧及び交付を請求することができます。
[意法63条、特例法12条]

ただし、以下の①ないし③に該当する者以外は、閲覧及び交付の請求をすることができません。

- ① 国際意匠登録出願に関する書類については、意匠権の登録がされていない出願（拒絶査定不服審判に係属中であっても同様）の場合は、出願人、出願人代理人、審判請求人、審判請求人代理人及び利害関係人（※）
（※）利害関係人
 - （イ）閲覧等につき、出願人の同意を得た者
 - （ロ）拒絶理由通知の理由中に引例された出願について、拒絶理由通知を受けた出願人又はその代理人
 - （ハ）登録前に出願人からその意匠の実施について警告等を受けた者
 - （ニ）その意匠と同一又は類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人
- ② 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるものは、書類の提出者及び提出者の同意を得た者
- ③ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるものは、書類を提出した者

(1) 書類の閲覧

国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権に係る書類（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係るものを除く）のうち、国際登録日が2016年12月31日以前（出願番号の西暦が2016年以前）の案件は、書類の閲覧手続の対象です。閲覧するためには、特許庁の閲覧窓口において「閲覧請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。

手数料額は、1件につき1,500円です。
[手数料令3条1項8号ロ]

※国際登録日が2016年12月31日以前（出願番号の西暦が2016年以前）の案件について閲覧請求を行う場合は、必ず事前に出願課特許行政サービス室閲覧担当（03-3581-1101（代表）、内線：2756）までお問い合わせください。

(2) ファイルに記録されている事項の閲覧

ファイルに記録されている拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る書類は、オンラインシステム又は書面によって、閲覧の請求を行うことができます。

① オンラインシステムによる閲覧請求

「ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。請求後、準備が整うと、オンラインシステムを使用して閲覧書類を受信し、一定期間閲覧することができます。

手数料額は、1件につき600円です。

[手数料令5条1項2号]

② 書面による閲覧請求

特許庁の閲覧窓口において「ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求すると、特許庁に設置された専用端末を用いて閲覧することができます。

手数料額は、1件につき900円です。

[手数料令5条1項2号]

(3) ファイルに記録されている事項の書類の交付

ファイルに記録されている事項については、オンラインシステム又は書面によって、書類の交付請求を行うことができます。

① オンラインシステムによる交付請求

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項については、オンラインシステムによる交付請求の対象です。「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」又は「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,000円です。

[手数料令5条1項4号]

② 書面による交付請求

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項、及び、国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権に係る書類のうち国際登録日が2017年1月1日以降(出願番号の西暦が2017年以降)の案件に係る事項は、書面による交付請求の対象です。

特許庁の閲覧窓口において「ファイル記録事項記載書類の交付請求書」又は「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。また、申請書を郵送で提出することもできます。書類の交付は、

特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,300円です。 [手数料令5条1項4号]

(4) 磁気テープをもって調製されている意匠(登録)原簿の閲覧

意匠(登録)原簿の閲覧の請求は、オンラインシステム又は書面によって行うことができます。

① オンラインシステムによる閲覧請求

「登録事項の閲覧請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。請求後、準備が整うと、オンラインシステムを使用して閲覧書類を受信し、一定期間閲覧することができます。

手数料額は、1件につき600円です。 [手数料令5条1項3号]

② 書面による閲覧請求

特許庁の閲覧窓口において「登録事項の閲覧請求書」に必要事項を記載し、適正の額の印紙を添付して請求すると、特許庁に設置された専用端末を用いて閲覧することができます。

手数料額は、1件につき800円です。 [手数料令5条1項3号]

(5) 磁気テープをもって調製されている意匠(登録)原簿の交付

意匠(登録)原簿の交付の請求は、オンラインシステム又は書面によって行うことができます。

① オンラインシステムによる交付請求

「登録事項記載書類の交付請求書」又は「認証付登録事項記載書類の交付請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき800円です。 [手数料令3条1項9号]

② 書面による交付請求

特許庁の閲覧窓口において「登録事項記載書類の交付請求書」又は「認証付登録事項記載書類の交付請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。また、申請書を郵送で提出することもできます。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,100円です。 [手数料令3条1項9号]

2. 証明の請求

何人も、特許庁長官に対し、証明の請求を行うことができます。 [意法63条]

証明可能な書類は、国内法令に基づき当事者が特許庁に対してなされた手続であって、受理され、かつ、保管されているもの、また、特許庁から発せられた当該事件に係る書類等で確認できるものとなります。

なお、国際意匠登録出願に係る優先権証明書等の交付の請求は、国際事務局に対して行ってください。

(1) 書類の証明

国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権に係る書類(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係るものを除く)のうち、国際登録日が2016年12月31日以前(出願番号の西暦が2016年以前)の案件の場合は、書類の証明の対象です。証明を請求するためには、「証明請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。手数料額は、1件につき1,400円です。 [手数料令3条1項6号]

※国際登録日が2016年12月31日以前(出願番号の西暦が2016年以前)の案件について証明請求を行う場合は、必ず事前に出願課特許行政サービス室閲覧担当(03-3581-1101(代表)、内線:2756)までお問い合わせください。

(2) ファイルに記録されている事項の証明

① オンラインシステムによる証明の請求

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項については、オンラインシステムによる証明請求の対象です。「証明請求書」を作成し、オンラインシステムを使用して特許庁へ提出します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,100円です。 [手数料令3条1項6号]

② 書面による証明の請求

拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る事項、及び、国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権に係る書類のうち国際登録日が2017年1月1日以降(出願番号の西暦が2017年以降)の案件に係る事項は、書面による証明請求の対象です。「証明請求書」に必要事項を記載し、適正な手数料を納付して請求します。書類の交付は、特許庁の窓口で受け取るか、郵送で受け取る方法で行います。

手数料額は、1件につき1,400円です。 [手数料令3条1項6号]

国際事務局へ行う手続の様式

国際出願の願書 【DM/1】

APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION

IMPORTANT

We strongly recommend that you file your international application online using **eHague**.

Warning: When using form DM/1, an extra publication fee of 150 Swiss francs applies per additional page of reproductions.

If using this form:

1. All fields are **mandatory** unless indicated otherwise.
2. Complete this form electronically; WIPO does not accept handwritten forms.
3. Avoid printing and scanning this form. Upload the completed and signed form directly to WIPO through **Contact Hague**.
4. One international application may contain **up to 100 designs** in the same class of the **Locarno Classification**.
5. **Reproductions** must be prepared according to **standard requirements**.
6. **Security clearance** is required by certain domestic laws:
 - designs created in the **Russian Federation**, by **Russian legal entities or nationals**, are subject to a security clearance procedure by the **national Office** to ensure that they do not contain state secrets; and
 - for designs created in the **United States of America**, the applicant must obtain a license from the **national Office** before filing outside of the United States of America.
7. Use the **Hague System Fee Calculator** to calculate the cost of your international application or consult **Hague System Fees and Payments**.
8. For more information on Contracting Parties and their Offices, refer to **Hague System Member Profiles**. For more information on the completion of this form, refer to the **Guide to the Hague System**.

ANNEXES

Annex I – submit a Declaration of Inventorship, or, if not possible, a *Substitute Statement in Lieu of a Declaration of Inventorship* (mandatory if designating the **United States of America**).

Annex II – submit documentation concerning exception to lack of novelty (designation of **China, Japan** and/or the **Republic of Korea**) (refer to item 15).

Annex III – identify information known to be material to the eligibility for protection of the design(s) concerned (designation of the **United States of America**).

Annex IV – submit a micro entity certification in order to benefit from a reduction of the individual designation fee (designation of the **United States of America**) (refer to item 18).

Annex V – submit documentation in support of a priority claim (designation of **China, Japan** and/or the **Republic of Korea**) (refer to item 13).



国際登録のための出願

重要

eHague を利用した国際出願オンラインで出願することを強く推奨する。

注意： DM/1 様式を使用した場合、更に 150 スイスフランの公表手数料が複製物の追加ページに適用される。

本様式を使用する場合には：

1. 別段の表示がない限り、全ての項目は**必須**である。
2. 本様式は電子的に記載すること； WIPO は手書きの様式を受理しない。
3. 本様式を印刷及びスキャンすることは避けること。 **Contact Hague** を通じて、WIPO に対し直接、記載及び署名した様式をアップロードしてください。
4. 1 つの国際出願には、**ロカルノ分類**が同一の分類であれば 100 意匠まで含めることができる。
5. **複製物**は**基準の要件**に従って作成されなければならない。
6. **安全保障調査**は特定の国内法に基づき要求される：
 - ・ **ロシア**において**ロシアの法人又は国民**により創作された意匠は、当該意匠が国家機密を含まないことを確実にするため、当該国内官庁による安全保障調査手続の対象となる；
 - 及び
 - ・ **米国**において創作された意匠のため、出願人は国外へ出願する前に当該**国内官庁**から許可を得なければならない。
7. 国際出願の費用を計算するために**Hague System Fee Calculator**を利用、又は、**Hague System Fees and Payments**を参照すること。
8. 締約国及び当該締約国官庁に関する更なる情報は、**Hague System Member Profiles**を参照すること。本様式の記載に関する更なる情報は、**Guide to the Hague System**を参照すること。

ANNEX 様式

Annex I - 発明者の宣誓書、又はそれが不可能な場合は、発明者の宣誓書に代わる代替陳述書を提出する（**米国**指定の場合は必須）。

Annex II - 新規性喪失の例外に関する書類を提出する（**中国、日本及び／又は韓国**指定）（第 15 欄参照）。

Annex III - 意匠の保護の適格性について、知る情報を特定する（**米国**指定）。

Annex IV - 個別指定手数料の減額の利益を享受するために、極小規模事業体の証明書を提出する（**米国**指定）（第 18 欄参照）。

Annex V - 優先権の主張に関する補足書類を提出する（**中国、日本及び／又は韓国**指定）（第 13 欄参照）。

APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION

For use by the applicant

Reference (*optional*):

Number of continuation sheets (*if any*):

This international application is accompanied by the following Annex(es):

☐ I☐ II☐ III☐ IV☐ V

For use by the Office of indirect filing

Office transmitting the international application (*if applicable*):

Name of the Office:

Office reference:

Date of receipt of the international
application by the Office:

Day/month/year

Signature and/or seal of the Office:

For use by WIPO



国際登録のための出願

出願人用

整理番号（任意）：

続葉の枚数（あれば）：

この国際出願は次の ANNEX 様式を含む：

☐ I
 ☐ II
 ☐ III
 ☐ IV
 ☐ V

間接出願の官庁用

官庁を経由した国際出願（該当する場合）：

官庁の名称：

官庁の整理番号：

官庁が国際出願を受理した日：

日／月／年

官庁の署名及び／又は印章の押印：

WIPO 用

1. Applicant

- ☐ If there are several applicants, check this box and provide the information required under items 1, 2 and 3 below, for each additional applicant on a **continuation sheet**.

The applicant is a:

☐

Natural person:

☐

Legal entity:

Family (last) name

Given (first) name

Official designation (legal nature)

Address:

E.g. street, house number (*if any*)

Postal code:

City:

Region/state (*optional*):

Country:

Email address:

WIPO will send all communications to this email address, unless an email address for correspondence is indicated in item 4 (only for multiple applicants), or a representative is appointed. Please ensure that the email address is accurate and kept up to date.

Telephone (*optional*):

Include the country and area code, e.g. +41 22 338 7575

2. Entitlement to File

The applicant must be a national of, or have a domicile, habitual residence or real and effective industrial/commercial establishment in a **Contracting Party**. You must indicate the corresponding **Contracting Party(ies)** in each field. If a field is not applicable, write "None". For Contracting Parties that are also members of an intergovernmental organization (IGO) (European Union or African Intellectual Property Organization), indicate both entities (example: "France, European Union") in all relevant fields. As regards member states of IGOs that are themselves not Contracting Parties, only indicate the name of the IGO.

Nationality:

Domicile:

Real and effective industrial or commercial establishment:

Habitual residence:

Only for Contracting Parties bound by the 1999 Act

1. 出願人

- ☐ 2人以上の出願人がいる場合には、当該ボックスにチェックをし、**続葉**に、下記の第1、2及び3欄において求められる情報を出願人ごとに記載する。

出願人：



自然人：



法人：

姓

名

公式名称（法的性質）

住所又は居所

例：通り、番地（あれば）

郵便番号：

都市名：

地域／州名（任意）：

国名：

電子メールアドレス：

第4欄に通信のための電子メールアドレスがない（複数の出願人がいる場合のみ）、又は代理人の選任がない限り、WIPOは全ての通信を本電子メールアドレスに送る。本電子メールアドレスは正確、かつ、最新の情報を保つことを確実にしてください。

電話番号（任意）：

国コード及び市外局番を含める。例. +41 22 338 7575

2. 出願の資格

出願人は**締約国**の国籍、又は、住所、常居所、若しくは、現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する者でなければならない。各項目に対応する締約国を指定しなければならない。該当しない項目については、“NONE”と書くこと。政府間機関（IGO）（欧州連合又はアフリカ知的所有権機関（OAPI））の構成国でもある締約国は、該当する全ての項目に双方（例：フランス、欧州連合）を記載する。政府間機関の構成国が締約国でない場合には、当該政府間機関の名称のみを記載する。

国籍：

住所：

現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所：

常居所：

1999年改正協定により拘束される締約国のみ

3. Applicant's Contracting Party (only if the 1999 Act applies)

Indicate the Contracting Party or one of the Contracting Parties bound by the 1999 Act and provided in item 2 above, to be considered as the applicant's Contracting Party. If no Contracting Party is indicated in the box below, and the international application is filed through the Office of a Contracting Party indicated in item 2, that Contracting Party is deemed to be the applicant's Contracting Party.

Applicant's Contracting Party:

4. Email Address for Correspondence for Multiple Applicants (*if applicable*)

Complete this item if there are **multiple applicants**, and **no representative** is appointed.

Note: If there is only one applicant or a representative is appointed, the information provided under this item will be disregarded.

Email address:

WIPO will send all communications to this email address only. Please ensure that it is accurate and kept up to date.

5. Appointment of a Representative (*optional*)

The person identified below is hereby appointed as the representative of the applicant.

Only **one representative** may be appointed. **Note:** a legal firm is regarded as one representative. If both a natural person and a legal entity are indicated, the representative will be recorded with the name of the legal entity preceding the name of the natural person.

The representative is a:

☐

Natural person:

☐

Legal entity:

Family (last) name

Given (first) name

Official designation (legal nature)

Address:

E.g. street, house number (*if any*)

Postal code:

City:

Region/state (*optional*):

Country:

Email address:

If a representative is appointed, WIPO will send all communications to this email address. Please ensure that it is accurate and kept up to date.

Telephone (*optional*):

Include country and area code, e.g. +41 22 338 7575

3. 出願人の締約国（1999 年改正協定の場合のみ適用）

1999 年改正協定に拘束され、第 2 欄において出願人の締約国とみなされる旨言及された締約国又は複数の締約国の中の一つを指定すること。出願人の締約国が表示されていない、また第 2 欄に表示された締約国の官庁を経由した国際出願の場合は、その締約国の表示を出願人の締約国とみなす。

出願人の締約国：

4. 複数の出願人の通信のための電子メールアドレス（該当する場合）

複数の出願人がいて、かつ、代理人が選任されていない場合は、本項目を記載すること。

注意：出願人が一人のみ又は代理人が選任されている場合は、本項目の情報は無視する。

電子メールアドレス：

WIPO は全ての通信を本電子メールアドレスのみに送る。本電子メールアドレスは正確、かつ、最新の情報を保つことを確実にしてください。

5. 代理人の選任（任意）

以下の者は、出願人の代理人として選任された。

一名の代理人のみ選任できる。注意：法律事務所は一名の代理人としてみなす。自然人名及び法人名の両方が記載されていた場合には、代理人名は法人名、自然人名の順に記載される。

代理人：



自然人：



法人：

姓

名

公式名称（法的性質）

住所又は居所：

例：通り、番地（あれば）

郵便番号：

都市名：

地域／州（任意）：

国名：

電子メールアドレス：

代理人が選任されている場合、WIPO は全ての通信を本電子メールアドレスに送る。本電子メールアドレスは正確、かつ、最新の情報を保つことを確実にしてください。

電話番号（任意）：

国コード及び市外局番を含める。例. +41 22 338 7575

6. Number of Designs, Reproductions and/or Specimens

Unity of design is a requirement in **Brazil, China, Estonia, Kyrgyzstan, Mexico, Romania, the Russian Federation, the Syrian Arab Republic, Tajikistan, the United States of America** and **Viet Nam**. If this application includes more than one design and designates any of these Contracting Parties, WIPO strongly recommends that you refer to the **Guide to the Hague System, International Application – Item 6** and the **Guidance on multiple designs**. If designating **China**, also refer to item 16.

Total number of designs (*maximum of 100*):

Total number of reproductions:

Total number of A4 pages comprising reproductions:

Total number of specimens (*if any*):

6. 意匠、複製物及び／又は見本の数

意匠の単一性はブラジル、中国、エストニア、キルギス、メキシコ、ルーマニア、ロシア、シリア、タジキスタン、米国及びベトナムにおいては要件である。出願が2以上の意匠を含み、当該締約国を指定する場合、WIPOは **Guide to the Hague System, International Application – Item 6** 及び **Guidance on multiple designs** を参照することを強く推奨する。中国を指定する場合には、第16欄も参照すること。

意匠の総数（最大 100）：

複製物の総数：

複製物を含む A4 用紙のページ総数：

見本（あれば）の総数：

7. Designated Contracting Parties

Select all **Contracting Parties** where you seek protection. Each designated Contracting Party must be bound by an Act (the **1999 Act** and/or the **1960 Act**) to which at least one of the Contracting Parties indicated in item 2 is also bound (a list of Contracting Parties is annexed to this form).

Important: Additional Contracting Parties cannot be designated in the same application after filing.

- | | |
|--|--|
| ☐ AL Albania | ☐ KR Republic of Korea |
| ☐ AM Armenia | ☐ LI Liechtenstein |
| ☐ AZ Azerbaijan | ☐ LT Lithuania |
| ☐ BA Bosnia and Herzegovina | ☐ LV Latvia |
| ☐ BG Bulgaria | ☐ MA Morocco |
| ☐ BJ Benin | ☐ MC Monaco |
| ☐ BN Brunei Darussalam | ☐ MD Republic of Moldova |
| ☐ BR Brazil | ☐ ME Montenegro |
| ☐ BW Botswana | ☐ MK North Macedonia |
| ☐ BX Benelux | ☐ ML Mali |
| ☐ BY Belarus | ☐ MN Mongolia |
| ☐ BZ Belize | ☐ MU Mauritius |
| ☐ CA Canada | ☐ MX Mexico |
| ☐ CH Switzerland | ☐ NA Namibia |
| ☐ CI Côte d'Ivoire | ☐ NE Niger |
| ☐ CN China | ☐ NO Norway |
| ☐ DE Germany | ☐ OA African Intellectual Property Organization (OAPI) |
| ☐ DK Denmark | ☐ OM Oman |
| ☐ EE Estonia | ☐ PL Poland |
| ☐ EG Egypt | ☐ RO Romania |
| ☐ EM European Union | ☐ RS Serbia |
| ☐ ES Spain | ☐ RU Russian Federation |
| ☐ FI Finland | ☐ RW Rwanda |
| ☐ FR France | ☐ SG Singapore |
| ☐ GA Gabon | ☐ SI Slovenia |
| ☐ GB United Kingdom | ☐ SM San Marino |
| ☐ GE Georgia | ☐ SN Senegal |
| ☐ GH Ghana | ☐ SR Suriname |
| ☐ GR Greece | ☐ ST Sao Tome and Principe |
| ☐ HR Croatia | ☐ SY Syrian Arab Republic |
| ☐ HU Hungary | ☐ TJ Tajikistan |
| ☐ IL Israel | ☐ TM Turkmenistan |
| ☐ IS Iceland | ☐ TN Tunisia |
| ☐ IT Italy | ☐ TR Türkiye |
| ☐ JM Jamaica | ☐ UA Ukraine |
| ☐ JP Japan | ☐ US United States of America |
| ☐ KG Kyrgyzstan | ☐ VN Viet Nam |
| ☐ KH Cambodia | ☐ WS Samoa |
| ☐ KP Democratic People's Republic of Korea | |

7. 締約国の指定

保護を求める全ての締約国を選択すること。指定する各締約国は、第 2 欄に記載された締約国の少なくとも一つを拘束し（締約国の一覧は本様式に添付されている）、協定（1999 年改正協定及び／又は 1960 改正協定）に拘束される国でなければならない。

重要：同じ出願において、締約国を出願後に追加で指定することはできない。

- | | |
|--|--|
| ☐ AL Albania | ☐ KR Republic of Korea |
| ☐ AM Armenia | ☐ LI Liechtenstein |
| ☐ AZ Azerbaijan | ☐ LT Lithuania |
| ☐ BA Bosnia and Herzegovina | ☐ LV Latvia |
| ☐ BG Bulgaria | ☐ MA Morocco |
| ☐ BJ Benin | ☐ MC Monaco |
| ☐ BN Brunei Darussalam | ☐ MD Republic of Moldova |
| ☐ BR Brazil | ☐ ME Montenegro |
| ☐ BW Botswana | ☐ MK North Macedonia |
| ☐ BX Benelux | ☐ ML Mali |
| ☐ BY Belarus | ☐ MN Mongolia |
| ☐ BZ Belize | ☐ MU Mauritius |
| ☐ CA Canada | ☐ MX Mexico |
| ☐ CH Switzerland | ☐ NA Namibia |
| ☐ CI Côte d'Ivoire | ☐ NE Niger |
| ☐ CN China | ☐ NO Norway |
| ☐ DE Germany | ☐ OA African Intellectual Property Organization (OAPI) |
| ☐ DK Denmark | ☐ OM Oman |
| ☐ EE Estonia | ☐ PL Poland |
| ☐ EG Egypt | ☐ RO Romania |
| ☐ EM European Union | ☐ RS Serbia |
| ☐ ES Spain | ☐ RU Russian Federation |
| ☐ FI Finland | ☐ RW Rwanda |
| ☐ FR France | ☐ SG Singapore |
| ☐ GA Gabon | ☐ SI Slovenia |
| ☐ GB United Kingdom | ☐ SM San Marino |
| ☐ GE Georgia | ☐ SN Senegal |
| ☐ GH Ghana | ☐ SR Suriname |
| ☐ GR Greece | ☐ ST Sao Tome and Principe |
| ☐ HR Croatia | ☐ SY Syrian Arab Republic |
| ☐ HU Hungary | ☐ TJ Tajikistan |
| ☐ IL Israel | ☐ TM Turkmenistan |
| ☐ IS Iceland | ☐ TN Tunisia |
| ☐ IT Italy | ☐ TR Türkiye |
| ☐ JM Jamaica | ☐ UA Ukraine |
| ☐ JP Japan | ☐ US United States of America |
| ☐ KG Kyrgyzstan | ☐ VN Viet Nam |
| ☐ KH Cambodia | ☐ WS Samoa |
| ☐ KP Democratic People's Republic of Korea | |

8. Product Indication

Indicate for each design the product which constitutes the design or in relation to which the design is to be used.

Special note: Products belonging to **class 32 of the Locarno Classification** are not eligible for protection under the national laws of **Canada, China (only 32-01 is excluded), Israel, Mexico** and the **Republic of Korea** (protection would be refused by their respective Offices).

Locarno Class to which the design(s) belong(s) (*optional*):

No. of the design (in numerical order)	Total number of reproductions	Product(s)	Subclass (optional)

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

9. Description (*if applicable*)

General note: Only describe the **characteristic features** of the designs that appear in the reproductions. Matter shown in a reproduction but for which protection is not sought may also be indicated here (and/or in the reproduction by means of dotted or broken lines or coloring). The description can disclose the operation or possible use of the design so long as it is not technical. Furthermore, omission of a specific view may be indicated. If the description exceeds 100 words, an additional fee of two Swiss francs per word exceeding 100 applies.

Special note for some Contracting Parties: If designating the **Syrian Arab Republic**, you must include a brief description of the reproduction or of the characteristic features of the design. If designating **China, Romania** or **Viet Nam**, you must include a brief description of the characteristic features of the design. If designating the **Russian Federation**, the Office recommends that you include a brief description of the characteristic features of the design.

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

10. Legends (*optional*)

Recommended, especially when designating **China, Japan** and/or the **United States of America**. For more information, refer to **Guidance on Reproductions**.

Associate the number in the margin of the reproduction with the corresponding code:

1 Perspective	3 Back	5 Bottom	7 Right	9 Unfolded	11 Cross-Sectional
2 Front	4 Top	6 Left	8 Reference	10 Exploded	12 Enlarged
00 Other (<i>limited to 50 characters</i>)					

No. (e.g. 1.1)	Code (e.g. 2)	Legend (indicate only when code 00 is selected)	No. (e.g. 1.1)	Code (e.g. 2)	Legend (indicate only when code 00 is selected)

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

8. 製品名の表示

意匠を構成する製品又は意匠が使用される予定の製品を意匠毎に表示する。

特別注意事項：カナダ、中国（32-01のみ除外）、イスラエル、メキシコ及び韓国の国内法に基づき、ロカルノ分類の第32類に属する製品は、保護を受ける資格がない（保護は当該官庁により拒絶される）。

意匠が属するロカルノ分類（任意）：

意匠番号（昇順）	複製物の総数	製品名	サブクラス（任意）

☐

所定のスペースで足りない場合には、当該ボックスにチェックをし、続葉を使用する。

9. 説明（該当する場合）

一般注意事項：複製物に現れる意匠の**特徴のみ**説明する。複製物に表示された事項について、当該説明に保護を求めないことを明示することができる（及び／又は、複製物において、点線、破線若しくは着色により明示することができる）。当該説明が技術的でない限りは、意匠の操作又は用途を開示することができる。更に、特定の図の省略について記載することもできる。当該説明が100単語を超えた場合には、100単語を超えた1単語ごとに2スイスフランの追加手数料を支払う。

一部の締約国に関する特別注意事項：シリアを指定する場合には、複製物又は意匠の特徴の簡潔な説明を含めなければならない。中国、ルーマニア又はベトナムを指定する場合には、意匠の特徴の簡潔な説明を含めなければならない。ロシアを指定する場合には、当該官庁は意匠の特徴の簡潔な説明を含めることを推奨している。

☐

所定のスペースで足りない場合には、当該ボックスにチェックをし、続葉を使用する。

10. 凡例（任意）

特に中国、日本及び／又は米国を指定する場合には、記載が推奨されている。更なる情報については、**Guidance on Reproductions**を参照。

複製物の余白に記載の番号と対応するコードとの関連付け：					
1 斜面図	3 背面図	5 底面図	7 右側面図	9 展開図	11 断面図
2 正面図	4 平面図	6 左側面図	8 参考図	10 分解図	12 拡大図
00 その他（50文字以内）					

番号 （例. 1.1）	コード （例. 2）	凡例 （コード00を選択した場合のみ記載）	番号 （例. 1.1）	コード （例. 2）	凡例 （コード00を選択した場合のみ記載）

☐

所定のスペースで足りない場合には、当該ボックスにチェックをし、続葉を使用する。

11. Identity of the Creator *(if applicable)*

If **Brazil, Finland, Ghana, Hungary, Iceland, Mauritius, Mexico, Romania** and/or the **United States of America** are designated in item 7, you must indicate the identity of the creator. In respect of the designation of Brazil, Finland, Ghana, Hungary, Iceland, Mauritius and/or Mexico, the person indicated in item 11 declares to be the creator of the design. Where the person identified as the creator is a person other than the applicant, it is hereby stated that the present international application has been assigned by the creator to the applicant. If the **United States of America** is designated in item 7, you must also submit an oath or declaration of inventorship using Annex I. If **Bulgaria, China, Japan, the Republic of Korea, the Russian Federation, Serbia, Tajikistan** and/or **Türkiye** are designated in item 7, it is strongly recommended that you indicate the identity of the creator (refer to the **Guide to the Hague System**, “Identity of the creator”).

No. of the design (in numerical order)	Creator(s)
<i>Leave blank if the identity of the creator relates to all designs.</i>	Creator 1 Family (last) name, given (first) name Address (e.g. street, house number, postal code) City Region/state <i>(optional)</i> Country
	Creator 2 Family (last) name, given (first) name Address (e.g. street, house number, postal code) City Region/state <i>(optional)</i> Country
	Creator 3 Family (last) name, given (first) name Address (e.g. street, house number, postal code) City Region/state <i>(optional)</i> Country

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

11. 創作者の特定（該当する場合）

第 7 欄において**ブラジル、フィンランド、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、モーリシャス、メキシコ、ルーマニア及び／又は米国**を指定する場合には、創作者の特定を表示しなければならない。**ブラジル、フィンランド、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、モーリシャス及び／又はメキシコ指定に関して**、第 11 欄に記載された者は、意匠の創作者であることを宣言することになる。創作者として特定された者が出願人以外である場合には、これにより当該国際出願は創作者から出願人へ譲渡されたことを宣言したこととなる。第 7 欄において**米国**を指定する場合には、ANNEX I を用いて発明者の宣誓書又は宣言書の提出をしなければならない。第 7 欄において**ブルガリア、中国、日本、韓国、ロシア、セルビア、タジキスタン及び／又はトルコ**を指定する場合には、創作者の特定の表示を強く推奨する（Guide to the Hague System の“Identity of the creator”を参照）。

意匠番号（番号順）	創作者
創作者の特定が全ての意匠に関連する場合には空欄とすること	創作者 1 姓、名 住所又は居所（例. 通り、番地、郵便番号） 都市名 地域／州名（任意） 国名
	創作者 2 姓、名 住所又は居所（例. 通り、番地、郵便番号） 都市名 地域／州名（任意） 国名
	創作者 3 姓、名 住所又は居所（例. 通り、番地、郵便番号） 都市名 地域／州名（任意） 国名



所定のスペースで足りない場合には、当該ボックスにチェックをし、**続葉**を使用する。

12. Claim (if applicable)

Applicable only when designating the **United States of America** and/or **Viet Nam**.

United States of America:

The ornamental design for as shown and described.

Indicate the article in which the design is embodied in or applied to. If multiple designs for the same article are contained in this international application, the article should be written in singular form.

Viet Nam:

By designating Viet Nam in item 7, the applicant is making the following claim: "Application for overall protection for design(s) as shown and described."

13. Priority Claim (if applicable)

Indicate the number of each design for which priority is claimed. If no design is indicated, then the priority claim will relate to all designs included in this application.

Brazil, China, Japan, Mexico, the Republic of Korea, the Russian Federation, Türkiye and the United States of America require submission of priority documents directly to their Offices. For more information, refer to the **Guide to the Hague System, International Application – Item 13**.

Office or country of earlier filing	No. of earlier filing (if available)	Date of earlier filing	DAS code (if available) Refer to Guide to the Hague System, WIPO Digital Access Service – Item 13	No. of the design in numerical order (e.g. design 1, design 2)	Annex V provided Only if China, Japan or the Republic of Korea is designated
		Day/month/year			
					☐ Yes
					☐ Yes
					☐ Yes

By providing this information, the applicant claims the priority of the earlier filing(s) indicated above.

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

14. International Exhibition (if applicable)

You may benefit from temporary protection for designs exhibited at an international exhibition under Article 11 of the Paris Convention (for more information, refer to the **Database on Temporary Protection for Designs Shown at International Exhibitions**). By providing this information, the applicant claims that one or more designs were shown at an official, or officially recognized, international exhibition.

Place where the exhibition was held:

Name of the exhibition:

Date on which products were first exhibited:

Day/month/year

No. of the design:

Indicate the number of each design shown at the exhibition in numerical order. If no design is indicated, it is understood that all designs were shown.

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

12. クレーム（該当する場合）

米国及び／又はベトナムを指定する場合のみ該当。

米国：

表示された

の装飾的意匠。

意匠が具現化又は適用される物品名を記載すること。この国際出願に同一の物品名のために複数の意匠を含める場合には、単数形で記載すること。

ベトナム：

第 7 欄においてベトナムを指定することにより、出願人は次のクレームを主張することになる：“表示された意匠の全体的保護のための出願。”

13. 優先権の主張（該当する場合）

優先権の主張の対象となる意匠の番号をそれぞれ記載すること。意匠の記載がない場合には、優先権の主張が当該出願に含まれる全ての意匠に関連するものとする。

ブラジル、中国、日本、メキシコ、韓国、ロシア、トルコ及び米国は、当該官庁に対して直接、優先権書類の提出が要求される。更なる情報は、Guide to the Hague System の International Application – Item 13 を参照すること。

先の出願の 官庁又は国名	先の出願の 出願番号 (可能であれば)	先の出願 の出願日	アクセスコード (可能であれば) Guide to the Hague System の WIPO Digital Access Service – Item 13 を参照すること	意匠番号 番号順 (例 意匠 1、意匠 2)	ANNEX V の添付あり
		日／月／年			中国、日本又は 韓国を指定する 場合のみ
					☐ はい
					☐ はい
					☐ はい

当該情報を提供することにより、出願人は上記のとおり先の出願人の優先権を主張する。

☐

所定のスペースで足りない場合には、当該ボックスにチェックをし、続葉を使用する。

14. 国際博覧会（該当する場合）

パリ条約第 11 条に基づいて、国際博覧会で展示した意匠の仮保護の利益を享受することができる。当該情報を提供することにより、出願人は一又は二以上の意匠が、公の又は公と認められた国際博覧会において開示されたことを主張する。

博覧会が開催された場所：

博覧会の名称：

製品が最初に展示された日
付：

日／月／年

意匠番号：

博覧会において開示された意匠番号をそれぞれ昇順に記載すること。意匠の記載がない場合には、全ての意匠が開示されたと理解される。

☐

所定のスペースで足りない場合には、当該ボックスにチェックをし、続葉を使用する。

15. Exception to Lack of Novelty (if applicable)

If designating **China, Japan** and/or the **Republic of Korea**, you may benefit from an exception to lack of novelty due to prior disclosure. For more information, refer to the **Guide to the Hague System, International Application – Item 15**.

(a) Contracting Party(ies) concerned: ☐ **China** ☐ **Japan** ☐ **Republic of Korea**

(b) The applicant claims to benefit from exceptional treatment provided for in the design law of the Contracting Parties concerned, for the following designs contained in the present application.

☐ **all** designs, or

☐ **the following** designs (e.g. design 1, design 2):

You must submit supporting documentation via Annex II (see check box below) or directly to the Office concerned.

☐ Check this box if Annex II is attached.

16. Main or Principal Design (if applicable)

If designating **China, Japan** and/or the **Republic of Korea**, WIPO strongly recommends to refer to the **Guide to the Hague System, International Application – Item 16**.

China: main design

If designating **China**, you may include a maximum of 10 similar designs for the same product in the international application. If more than one design is included, you **must** indicate one of them as the **main design**.

The applicant indicates the following design as the **main design** (e.g. design 1):

Japan and/or the Republic of Korea: principal and related designs

If designating **Japan** and/or the **Republic of Korea**, designs may be registered as related to a principal design.

(a) Contracting Party(ies) concerned: ☐ **Japan** ☐ **Republic of Korea**

(b) The applicant requests that the following designs contained in the present application be registered as **related designs**:

☐ **all** designs, or

☐ **the following** designs (e.g. design 1, design 2):

15. 新規性喪失の例外（該当する場合）

中国、日本及び／又は韓国を指定する場合には、事前開示による新規性喪失の例外の利益を享受することができる。更なる情報は、Guide to the Hague System の International Application – Item 15 を参照すること。

(a) 関連する締約国：☐ 中国 ☐ 日本 ☐ 韓国

(b) 出願人は、当該出願に含まれる以下の意匠に関し、関連する締約国の意匠法が規定する例外的な取扱いの利益を享受することを主張する。

☐ 全ての意匠、又は

☐ 以下の意匠（例. 意匠 1、意匠 2）

Annex II（以下、チェックボックスを参照）に添付して補足書類を提出又は当該官庁に対して直接提出しなければならない。

☐ Annex II を添付する場合は、当該ボックスにチェックをすること

16. 主な意匠又は本意匠（該当する場合）

中国、日本及び／又は韓国を指定する場合には、WIPO は Guide to the Hague System の International Application – Item 16 を参照することを強く推奨する。

中国：主な意匠

中国を指定する場合には、国際出願において同一の製品に対し最大 10 の類似意匠を含めることができる。2 以上の意匠を含める場合には、そのうちの一つを**主な意匠**として表示しなければならない。

出願人は次の意匠を**主な意匠**として表示する（例. 意匠 1）：

日本及び／又は韓国：本意匠及び関連意匠

日本及び／又は韓国を指定する場合には、本意匠との関連として意匠を登録することができる。

(a) 請求する締約国：☐ 日本 ☐ 韓国

(b) 出願人は、本願に含まれる次の意匠を**関連意匠**として登録することを請求する：

☐ 全ての意匠、又は

☐ 以下の意匠（例. 意匠 1、意匠 2）

(c) Information concerning the **principal design** to which the designs indicated under item (b) are related (Note: The principal design must be subject of an application or a registration with the Office of the Contracting Party concerned):

(i) The **principal design** is the subject of:

☐ the present international application

☐ a prior international application designating Japan and/or the Republic of Korea

WIPO Reference Number (e.g.123456789, WIPO12345)

☐ a prior international registration designating Japan and/or the Republic of Korea

International Registration Number

☐ a prior national application filed with the Office of Japan and/or the Republic of Korea

Application Number/Applicant's reference

☐ a prior national registration at the Office of Japan and/or the Republic of Korea

National registration Number

(ii) If the above national or international application or registration contains several designs, indicate **the number of the design to be considered as the principal design**:

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

17. Publication of the International Registration (*optional*)

Publication will take place **12 months** after the date of the international registration, unless the applicant selects one of the options below:

☐ immediate publication (upon recording of the international registration)

☐ publication at a chosen time: months from the filing date.

Important: International registrations must be published within **30 months** of the filing date or, where priority is claimed, of the priority date.

- If you designate Belarus, Belize, Benelux, Brazil, Brunei Darussalam, Cambodia, Croatia, Denmark, Estonia, Finland, Greece, Hungary, Iceland, Israel, Jamaica, Mexico, Monaco, Norway, OAPI, Poland, the Russian Federation, Samoa, Slovenia, Suriname, Syrian Arab Republic, Ukraine, United Kingdom, the United States of America, Viet Nam (1999 Act), or **any Contracting Party under the 1960 Act**, the chosen time cannot exceed **12 months**.
- If Singapore is designated, the chosen time cannot exceed **18 months** from the filing date.

(c) (b) 欄に表示された**本意匠**に関する情報（注意：本意匠は請求する締約国の官庁の出願又は登録でなければならない）：

(i) **本意匠**は次のとおり：

☐ 本国際出願

☐ 日本及び／又は韓国を指定した先の国際出願

WIPO 整理番号（例. 123456789, WIPO12345）

☐ 日本及び／又は韓国を指定した先の国際登録

国際登録番号

☐ 日本及び／又は韓国の官庁に出願した先の国内出願

国内出願番号／出願人の整理番号

☐ 日本及び／又は韓国の官庁で登録された先の国内登録

国内登録番号

(ii) 上記国内若しくは国際出願又は登録が複数の意匠を含む場合には、**本意匠とみなされる意匠番号**を記載する：

☐ 所定のスペースで足りない場合には、当該ボックスにチェックをし、続葉を使用する。

17. 国際登録の公表（任意）

公表は、出願人が以下を選択する場合を除き、国際登録の日から **12 か月**後となる：

☐ 即時公表（国際登録の記録の後）

☐ 選択した時期での公表： 出願日から 月。

重要：国際登録は、出願日から、又は優先権の主張がある場合には、優先日から起算して最長 **30 か月**までに公表されなければならない。

－ ベラルーシ、ベリーズ、ベネルクス、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、ジャマイカ、メキシコ、モナコ、ノルウェー、OAPI、ポーランド、ロシア、サモア、スロベニア、スリナム、シリア、ウクライナ、英国、米国、ベトナム（1999 年改正協定）又は **1960 年改正協定に基づく締約国**を指定した場合は、選択する時期は 12 か月を超えることができない。

－ シンガポールを指定した場合は、選択する時期は出願日から **18 か月**を超えることができない。

18. Reduction of the Individual Designation Fee (if applicable)

Applicable only when designating **Israel, Mexico** and/or **the United States of America**. Check the applicable boxes.

Israel

- ☐ The applicant is a natural person, a small entity whose yearly revenue does not exceed the amount set in the Israeli Design Regulations, or a higher education institution recognized by Israeli law, and no priority is claimed under item 13.

Important: For determination of entitlement to a fee reduction, visit the **Israel Patent Office website**.

Mexico

- ☐ The applicant declares under oath to fall into one of the categories (a creator who is a natural person, a micro or small entity, a public or private higher education institution, or a public scientific or technological research institute) referred to in the first paragraph of the Fourth General Provision of the Agreement setting forth the fees for services provided by the Mexican Institute of Industrial Property (IMPI); 50 percent reduction of the corresponding amount applies.

Important: Applicants who wish to determine whether they are entitled to micro or small enterprise status should consult the “**Agreement establishing the classification of micro, small and medium-sized enterprises**” (in Spanish).

United States of America

- ☐ The applicant asserts **small entity status** within the meaning of Section 41(h) of Title 35 of the United States Code and Section 3 of the Small Business Act, and applicable regulations of the United States Patent and Trademark Office (USPTO).
- ☐ The applicant certifies **micro entity status** within the meaning of Section 123 of Title 35 of the United States Code and applicable regulations of the USPTO. The applicant must submit the micro entity certification form PTO/SB/15A or PTO/SB/15B using Annex IV.

Important: For determination of entitlement to micro or small entity status, visit the **USPTO website**.

19. Signature

The signatory is the:

☐ Applicant

☐ Representative of the applicant

(If signed by the **representative**, item 5 above must be completed.)

Full name:

As indicated in item 1 or 5 above.

Date:

Day/month/year

Signature:

Text string signatures (e.g. /John Doe/) are recommended. Signatures may be handwritten, printed, stamped, typed or in another electronic form (image, digital or computer generated).

18. 個別指定手数料の減額（該当する場合）

イスラエル、メキシコ及び／又は米国を指定する場合のみ該当。該当するボックスにチェックする。

イスラエル

- ☐ 出願人が自然人、年間収益がイスラエルの意匠規則で定める額を超えない小規模事業体、又はイスラエルの法律により認められている高等教育機関であり、かつ、第 13 欄において優先権の主張をしていない。

重要：手数料の減額に係る資格の決定については、Israel Patent Office website を参照すること。

メキシコ

- ☐ 出願人は、メキシコ産業財産庁（IMPI）により提供されたサービス別料金を定める合意に係る総則第 4 部第一段落によるカテゴリー（自然人である創作者、極小規模事業体又は小規模事業体、公／私的高等教育機関、又は、公的機関若しくは技術研究機関）の一に該当する宣誓に基づいて宣言する；対応する手数料の 50 パーセントの減額が適用される。

重要：極小規模事業体又は小規模事業体の資格を有するか否かの決定を希望する出願人は、“Agreement establishing the classification of micro, small and medium-sized enterprises”（スペイン語）を参照すること。

米国

- ☐ 出願人は、合衆国法典第 35 巻第 41 条 (h) 及び米國小規模事業法第 3 条、ならびに米国特許商標庁（USPTO）規則の適用条件を満たす小規模事業体であることを主張する。
- ☐ 出願人は、合衆国法典第 35 巻第 123 条及び USPTO 規則の適用条件を満たす極小規模事業体であることを証明する。出願人は、ANNEX IV を用いて、極小規模事業体に関する証明書様式 PTO/SB/15A 又は PTO/SB/15B を提出しなければならない。

重要：小規模事業体又は極小規模事業体の資格の決定については、USPTO website を参照すること。

19. 署名

署名者：



出願人



出願人の代理人

（代理人が署名する場合には、第 5 欄は記載しなければならない。）

氏名又は名称：

第 1 欄又は第 5 欄のとおり記載する。

日付：

日／月／年

署名：

テキスト文字列署名（例。/John Doe/）が推奨されている。署名は、手書き、印刷、押印、タイプ打ち又は別の電子形式（イメージ、デジタル又はコンピューター生成）も可。

PAYMENT OF FEES

- ☐ The applicant has requested deferred publication (more than 12 months indicated under item 17) and wishes to pay the publication fees at a later date. (Note: The publication fee must be paid no later than three weeks prior to the expiry of the deferment period.)

1. **Total in Swiss francs** (use the **Fee Calculator** or the Fee Calculation Sheet):

2. **Instructions to debit from a Current Account at WIPO**

WIPO is hereby instructed to debit the required amount of fees from the following Current Account at WIPO (if this item is completed, it is not necessary to complete items 3 or 4 below):

Holder of the account:

Account number:

Identity of the party giving the instruction:

Full name or authorized user name

3. **Payment received and acknowledged by WIPO**

This must refer to a payment which you have previously sent to WIPO and wish to use for this application.

Identity of the party which made the payment:

Full name of the bank account holder

WIPO receipt number:

Receipt number of your previous payment(s)

4. **Bank transfer**

Identity of the party making the payment:

Full name of the bank account holder

- ☐ Payment made to WIPO bank account
WIPO, Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70
IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Swift/BIC: CRESCHZZ80A

Payment identification:	
	As indicated in the payment, e.g. Hague, user reference
day/month/year:	

- ☐ Payment made to WIPO postal account (within Europe only)
WIPO, SWISS POST/Postfinance,
Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern
IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

Payment identification:	
	As indicated in the payment, e.g. Hague, user reference
day/month/year:	

5. **Payment made to the Office (applicable to indirect filings only)**

- ☐ Payment made to the USPTO

手数料の支払

☐ 出願人は、公表の延期（第 17 欄で選択した時期が 13 か月以上であること）を請求し、公表手数料を後日支払うことを希望する。（注意：公表手数料は、公表の延期の満了の 3 週間前までに支払われなければならない。）

1. スイスフランの総額（Fee Calculator 又は Fee Calculation Sheet を利用すること）：

2. WIPO 口座からの引き落としについての指示

WIPO は、必要額の手数料を以下の WIPO 口座から引き落すよう指示を受ける（本欄を記載した場合には、以下第 3 欄又は第 4 欄を記載する必要はない）。

口座名義人：

口座番号：

指示をする当事者の特定：

氏名（名称）又は認証されたユーザー名

3. WIPO より受理及び受領された支払

WIPO に対して送金済みの支払を参照し、本願のために使用することを希望しなければならない。

支払を行う当事者の特定：

銀行口座の名義人の氏名（名称）

WIPO 受付番号：

支払済みの受付番号

4. 銀行振込

支払を行う当事者の特定：

銀行口座の名義人の氏名（名称）

☐ WIPO の銀行口座への支払
WIPO, Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70
IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Swift/BIC: CRESCHZZ80A

支払の特定：

支払に記載したとおり、
例. ハーグ、ユーザーの整理番号

日／月／年：

☐ WIPO の郵便口座への支払
（欧州圏内のみ）

WIPO, SWISS POST/Postfinance,
Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern
IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

支払の特定：

支払に記載したとおり、
例. ハーグ、ユーザーの整理番号

日／月／年：

5. 官庁への支払（間接出願の場合のみ適用）

☐ USPTO への支払

Applicants from **Least Developed Countries (LDCs)** may benefit from a 90% reduction in fees.

For one design: 397

For each additional design: 50 x designs =

17 x reproductions =

150 x pages showing reproductions (counting from page 2) =

2 x words exceeding 100 =

For the first design: 42 x Contracting Parties =

For each additional design: 2 x designs x Contracting Parties =

For the first design: 60 x Contracting Parties =

For each additional design: 20 x designs x Contracting Parties =

For the first design: 90 x Contracting Parties =

For each additional design: 50 x designs x Contracting Parties =

注意：本シートはユーザーの利便性のために提供される。**Fee calculator**を使用することを推奨する。

後発開発途上国（LDC）の出願人は、手数料において 90%の減額の利益を享受することができる。

1 意匠目：397

1 の追加意匠につき：50 x 意匠数 =

17	x		複製物数	=	
150	x		複製物が表される 1 ページあたりの手数料 (2 ページ目から計算される)	=	

$$2 \times \boxed{} 100 \text{ 単語を超えた単語数} = \boxed{}$$

(アルバニア、アゼルバイジャン、ベリーズ、ベネルクス、ベニン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギリシャ、イタリア、リヒテンシュタイン、マリ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ニジェール、北マケドニア、オマーン、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シンガポール、スロベニア、スペイン、スリナム、トルコ、英国)

1 意匠目: 42 x 締約国数 =

2 意匠目以降: 2 x 意匠数 x 締約国数 =

(アルメニア、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、カンボジア、クロアチア、デンマーク、エストニア、ドイツ、ハンガリー、ラトビア、モーリシャス、モロッコ、ノルウェー、ポーランド、スイス、チュニジア、ウクライナ)

1 意匠目: 60 x 締約国数 =

2 意匠目以降: 20 x 意匠数 x 締約国数 =

(ブルネイ、北朝鮮、フィンランド、ジョージア、ガーナ、アイスランド、ジャマイカ、リトアニア、ナミビア、韓国(ロカルノ分類が第1、2、3、5、9、11又は19類に属する意匠)、ルーマニア、セルビア、シリア、タジキスタン、ベトナム)

1 意匠目: 90 x 締約国数 =

2 意匠目以降: 50 x 意匠数 x 締約国数 =

Individual designation fee

Canada

370 x designs =

China

497 =

European Union

59 (first design) + 59 (per additional design) x designs =

Israel

106 (standard amount) x designs =

63 (reduced amount (item 18)) x designs =

Japan

436 x designs =

Kyrgyzstan

129 (first design) + 64 (per additional design) x designs =

Mexico

(The individual designation fee for Mexico comprises two parts, the first part to be paid at the time of filing of the international application and the second part upon notification by IMPI)

98 (first design) (standard amount) + 3 (per additional design) x designs =

49 (first design) (reduced amount (item 18)) + 1 (per additional design) x designs =

OAPI

Single design: 73 (standard amount) or 8 (for applicants from least developed countries) =

Multiple designs: 110 (standard amount) or 12 (for applicants from least developed countries) =

Republic of Korea

(designs belonging to Locarno class 4, 6, 7, 8, 10, 12 to 18, or 20 to 32)

162 x designs =

Republic of Moldova

73 (first design) + 7 (per additional design) x designs =

Russian Federation

107 (first design) + 22 (per additional design) x designs =

Turkmenistan

589 (first design) + 36 (per additional design) x designs =

United States of America

(The individual designation fee for the United States of America comprises two parts, the first part to be paid at the time of filing of the international application and the second part upon invitation by the USPTO)

941 (standard amount) or 377 (for a small entity (item 18)) or 188 (for a micro entity (item 18)) =

TOTAL

個別指定手数料

カナダ

370 x 意匠数 =

中国

497 =

欧州連合

59 (1 意匠目) + 59 (2 意匠目以降) x 意匠数 =

イスラエル

106 (標準手数料) x 意匠数 =

63 (減額手数料 (第 18 欄)) x 意匠数 =

日本

436 x 意匠数 =

キルギス

129 (1 意匠目) + 64 (2 意匠目以降) x 意匠数 =

メキシコ

(メキシコの個別指定手数料は二つの部分に分かれている。第一の部分は国際出願時に、第二の部分は IMPI による通知に応じて支払う。)

98 (1 意匠目) (標準手数料) + 3 (2 意匠目以降) x 意匠数 =

49 (1 意匠目) (減額手数料 (第 18 欄)) + 1 (2 意匠目以降) x 意匠数 =

OAPI

単一の意匠: 73 (標準手数料) 又は 8 (後発開発途上国出身の出願人) =

複数の意匠: 110 (標準手数料) 又は 12 (後発開発途上国出身の出願人) =

韓国

(ロカルノ分類が第 4、6、7、8、10、12 から 18 類、又は第 20 類から第 32 類に属する意匠)

162 x 意匠数 =

モルドバ

73 (1 意匠目) + 7 (2 意匠目以降) x 意匠数 =

ロシア

107 (1 意匠目) + 22 (2 意匠目以降) x 意匠数 =

トルクメニスタン

589 (1 意匠目) + 36 (2 意匠目以降) x 意匠数 =

米国

米国の個別指定手数料は二つの部分に分かれている。第一の部分は国際出願時に、第二の部分は USPTO による通知に応じて支払う。

941 (標準手数料) 又は 377 (小規模事業者 (第 18 欄)) 又は 188 (極小規模事業者 (第 18 欄)) =

総額

CONTRACTING PARTIES OF THE HAGUE AGREEMENT

The table below provides indications of the Act or Acts binding each Contracting Party and the kind of designation fees payable.

A numeral (1, 2 or 3) indicates the applicable level of standard designation fees. The letters "IF" indicate that individual designation fees are applicable (amounts of all fees are indicated in the Fee Calculation Sheet). If left blank, then the Contracting Party is not bound by the corresponding Act.

Contracting Parties of the Hague Agreement		Acts of the Hague Agreement	
		1999 Act	1960 Act
(AL) Albania		1	1
(AM) Armenia		2	
(AZ) Azerbaijan		1	
(BA) Bosnia and Herzegovina		1	
(BG) Bulgaria		2	2
(BJ) Benin			1
(BN) Brunei Darussalam		3	
(BR) Brazil		2	
(BW) Botswana		1	
(BX) Benelux		1	1
(BY) Belarus		2	
(BZ) Belize		1	1
(CA) Canada		IF	
(CH) Switzerland		2	2
(CI) Côte d'Ivoire			1
(CN) China		IF	
(DE) Germany		2	2
(DK) Denmark		2	
(EE) Estonia		2	
(EG) Egypt		1	
(EM) European Union (EU)		IF	
(ES) Spain		1	
(FI) Finland		3	
(FR) France		1	1
(GA) Gabon			1
(GB) United Kingdom		1	
(GE) Georgia		3	3
(GH) Ghana		3	
(GR) Greece		1	1
(HR) Croatia		2	2
(HU) Hungary		2	2
(IL) Israel		IF	
(IS) Iceland		3	
(IT) Italy		1	1
(JM) Jamaica		3	
(JP) Japan		IF	
(KG) Kyrgyzstan		IF	IF
(KH) Cambodia		2	
(KP) Democratic People's Republic of Korea		3	3
(KR) Republic of Korea		IF/3	
(LI) Liechtenstein		1	1
(LT) Lithuania		3	
(LV) Latvia		2	

ハーグ協定の締約国

以下の一覧表は、各締約国を拘束する改正協定が何かを示しており、更にはどの種別の指定手数料が適用されるかを示している。

数字（1,2,3）は標準指定手数料の適用等級を表示する。"IF"は、個別指定手数料が適用されていることを表示する（全ての手数料の総額は、手数料計算シートに表示される）。空欄の場合は、当該対応する改正協定には拘束されないことを意味する。

ハーグ協定の締約国		ハーグ協定の改正協定	
		1999 年改正協定	1960 年改正協定
(AL) Albania		1	1
(AM) Armenia		2	
(AZ) Azerbaijan		1	
(BA) Bosnia and Herzegovina		1	
(BG) Bulgaria		2	2
(BJ) Benin			1
(BN) Brunei Darussalam		3	
(BR) Brazil		2	
(BW) Botswana		1	
(BX) Benelux		1	1
(BY) Belarus		2	
(BZ) Belize		1	1
(CA) Canada		IF	
(CH) Switzerland		2	2
(CI) Côte d'Ivoire			1
(CN) China		IF	
(DE) Germany		2	2
(DK) Denmark		2	
(EE) Estonia		2	
(EG) Egypt		1	
(EM) European Union (EU)		IF	
(ES) Spain		1	
(FI) Finland		3	
(FR) France		1	1
(GA) Gabon			1
(GB) United Kingdom		1	
(GE) Georgia		3	3
(GH) Ghana		3	
(GR) Greece		1	1
(HR) Croatia		2	2
(HU) Hungary		2	2
(IL) Israel		IF	
(IS) Iceland		3	
(IT) Italy		1	1
(JM) Jamaica		3	
(JP) Japan		IF	
(KG) Kyrgyzstan		IF	IF
(KH) Cambodia		2	
(KP) Democratic People's Republic of Korea		3	3
(KR) Republic of Korea		IF/3	
(LI) Liechtenstein		1	1
(LT) Lithuania		3	
(LV) Latvia		2	

Contracting Parties of the Hague Agreement		Acts of the Hague Agreement	
		1999 Act	1960 Act
(MA) Morocco		2	2
(MC) Monaco		1	1
(MD) Republic of Moldova		IF	IF
(ME) Montenegro		1	1
(MK) North Macedonia		1	1
(ML) Mali			1
(MN) Mongolia		1	1
(MU) Mauritius		2	
(MX) Mexico		IF	
(NA) Namibia		3	
(NE) Niger			1
(NO) Norway		2	
(OA) African Intellectual Property Organization (OAPI)		IF	
(OM) Oman		1	
(PL) Poland		2	
(RO) Romania		3	3
(RS) Serbia		3	3
(RU) Russian Federation		IF	
(RW) Rwanda		1	
(SG) Singapore		1	
(SI) Slovenia		1	1
(SM) San Marino		1	
(SN) Senegal			1
(SR) Suriname		1	1
(ST) Sao Tome and Principe		1	
(SY) Syrian Arab Republic		3	
(TJ) Tajikistan		3	
(TM) Turkmenistan		IF	
(TN) Tunisia		2	
(TR) Türkiye		1	
(UA) Ukraine		2	2
(US) United States of America		IF	
(VN) Viet Nam		3	
(WS) Samoa		1	

ハーグ協定の締約国		ハーグ協定の改正協定	
		1999 年改正 協定	1960 年改正 協定
(MA) Morocco		2	2
(MC) Monaco		1	1
(MD) Republic of Moldova		IF	IF
(ME) Montenegro		1	1
(MK) North Macedonia		1	1
(ML) Mali			1
(MN) Mongolia		1	1
(MU) Mauritius		2	
(MX) Mexico		IF	
(NA) Namibia		3	
(NE) Niger			1
(NO) Norway		2	
(OA) African Intellectual Property Organization (OAPI)		IF	
(OM) Oman		1	
(PL) Poland		2	
(RO) Romania		3	3
(RS) Serbia		3	3
(RU) Russian Federation		IF	
(RW) Rwanda		1	
(SG) Singapore		1	
(SI) Slovenia		1	1
(SM) San Marino		1	
(SN) Senegal			1
(SR) Suriname		1	1
(ST) Sao Tome and Principe		1	
(SY) Syrian Arab Republic		3	
(TJ) Tajikistan		3	
(TM) Turkmenistan		IF	
(TN) Tunisia		2	
(TR) Türkiye		1	
(UA) Ukraine		2	2
(US) United States of America		IF	
(VN) Viet Nam		3	
(WS) Samoa		1	

願書記載見本
【DM/1】

APPLICATION FOR INTERNATIONAL REGISTRATION

For use by the applicant

Reference (*optional*):

Hague2024-001

Number of continuation sheets (*if any*):

1

This international application is accompanied by the following Annex(es):



I



II



III



IV



V

For use by the Office of indirect filing

Office transmitting the international application (*if applicable*):

Name of the Office:

特許庁が記入します。

Office reference:

特許庁が記入します。

Date of receipt of the international
application by the Office:

特許庁が記入します。

Day/month/year

Signature and/or seal of the Office:

特許庁が記入します。

For use by WIPO

WIPOが使用するため、記載不要です。

1. Applicant

※出願人の氏名・名称、住所・居所、郵便番号、都市名、国名、メールアドレスを記載する。

- ☐ If there are several applicants, check this box and provide the information required under items 1, 2 and 3 below, for each additional applicant on a **continuation sheet**.

The applicant is a:

※出願人が複数いる場合は、第 1 欄のチェックボックスにチェックする。



Natural person:



Legal entity:

Family (last) name

Given (first) name

ABC CO. LTD.

Official designation (legal nature)

Address:

3-4 XYZ-nishi 1-chome, Osaka-shi

E.g. street, house number (if any)

Postal code:

000-0000

City:

Osaka

Region/state (optional):

Country:

Japan

※メールアドレスの欄には、国際事務局からの通知を確実に受領できる電子メールアドレスを記載する。

Email address:

ZZZZZ@YYY.com

WIPO will send all communications to this email address, unless an email address for correspondence is indicated in item 4 (only for multiple applicants), or a representative is appointed. Please ensure that the email address is accurate and kept up to date.

Telephone (optional):

+81 6 0000 0000

※電話番号を記載する場合は、国コードから記載する。

Include the country and area code, e.g. +41 22 338 7575

2. Entitlement to File

The applicant must be a national of, or have a domicile, habitual residence or real and effective industrial/commercial establishment in a **Contracting Party**. You must indicate the corresponding **Contracting Party(ies)** in each field. If a field is not applicable, write "None". For Contracting Parties that are also members of an intergovernmental organization (IGO) (European Union or African Intellectual Property Organization), indicate both entities (example: "France, European Union") in all relevant fields. As regards member states of IGOs that are themselves not Contracting Parties, only indicate the name of the IGO.

Nationality:

Japan

Domicile:

Japan

Real and effective industrial or commercial establishment:

Japan

Habitual residence:

Japan

Only for Contracting Parties bound by the 1999 Act

※出願の資格の根拠となる「国籍」、「住所」、「商業上又は工業上の営業所」、「常居所」についてそれぞれの資格に該当する締約国（又は政府間機関）をすべて記載する。

3. Applicant's Contracting Party (only if the 1999 Act applies)

Indicate the Contracting Party or one of the Contracting Parties bound by the 1999 Act and provided in item 2 above, to be considered as the applicant's Contracting Party. If no Contracting Party is indicated in the box below, and the international application is filed through the Office of a Contracting Party indicated in item 2, that Contracting Party is deemed to be the applicant's Contracting Party.

Applicant's Contracting Party: Japan

※第2欄に記載した出願の資格の根拠となる締約国（又は政府間機関）のうち1つだけ記載する（必須）。

4. Email Address for Correspondence for Multiple Applicants (if applicable)

Complete this item if there are **multiple applicants**, and **no representative** is appointed.

Note: If there is only one applicant or a representative is appointed, the information provided under this item will be disregarded.

Email address:

WIPO will send all communications to this email address. Please ensure that it is accurate and kept up to date.

※第1欄に記載した出願人の宛先（出願人が複数いる場合は筆頭出願人の宛先）と異なる住所やメールアドレスを、通信の宛先として指定したい場合は、本欄に記載する。
※ただし、第5欄においてIB代理人が選任されている場合は、WIPO国際事務局からの通信は全て当該代理人に送付される。

5. Appointment of a Representative (optional)

The person identified below is hereby appointed as the representative of the applicant.

Only **one representative** may be appointed. **Note:** a legal person and a legal entity are indicated, the representative will be the name of the natural person.

※国際事務局との手続に関する代理人（IB代理人）の選任をする場合、必要事項を記載する。

The representative is a:



Natural person:



Legal entity:

SUZUKI

Family (last) name

Zzzz

Given (first) name

Official designation (legal nature)

Address:

4-3 Kasumigaseki 3-chome Chiyoda-ku

E.g. street, house number (if any)

Postal code:

100-8915

City:

Tokyo

Region/state (optional):

Country:

Japan

※メールアドレスの欄には、国際事務局からの通知を確実に受領できる電子メールアドレスを記載する。

Email address:

zzzz@aaaa.com

If a representative is appointed, WIPO will send all communications to this email address. Please ensure that it is accurate and kept up to date.

Telephone (optional):

+81 3 0000 0000

Include country and area code, e.g. +41 22 338 7575

6. Number of Designs, Reproductions and/or Specimens

Unity of design is a requirement in **Brazil, China, Estonia, Kyrgyzstan, Mexico, Romania, the Russian Federation, the Syrian Arab Republic, Tajikistan, the United States of America and Viet Nam**. If this application includes more than one design and designates any of these Contracting Parties, WIPO strongly recommends that you refer to the **Guide to the Hague System, International Application – Item 6** and the **Guidance on multiple designs**. If designating **China**, also refer to item 16.

Total number of designs (*maximum of 100*):

2

Total number of reproductions:

12

Total number of A4 pages comprising reproductions:

6

Total number of specimens (*if any*):

※ブラジル・中国・エストニア・キルギス・メキシコ・ルーマニア・ロシア・シリア共和国・タジキスタン・米国・ベトナムを指定する場合、意匠の単一性の要件が課されるため、国際登録後に分割等の国内手続が必要となる場合がある。

7. Designated Contracting Parties

Select all **Contracting Parties** where you seek protection. Each designated Contracting Party must be bound by an Act (the **1999 Act** and/or the **1960 Act**) to which at least one of the Contracting Parties indicated in item 2 is also bound (a list of Contracting Parties is annexed to this form).

Important: Additional Contracting Parties cannot be designated in the same application after filing.

- | | | |
|--|--|--|
| ☐ AL Albania | ☐ KR Republic of Korea | ※国際出願時に指定締約国を明示する。
出願後の追加はできない。
※日本を指定すること（自国指定）も可能。 |
| ☐ AM Armenia | ☐ LI Liechtenstein | |
| ☐ AZ Azerbaijan | ☐ LT Lithuania | |
| ☐ BA Bosnia and Herzegovina | ☐ LV Latvia | |
| ☐ BG Bulgaria | ☐ MA Morocco | |
| ☐ BJ Benin | ☐ MC Monaco | |
| ☐ BN Brunei Darussalam | ☐ MD Republic of Moldova | |
| ☐ BR Brazil | ☐ ME Montenegro | |
| ☐ BW Botswana | ☐ MK North Macedonia | |
| ☐ BX Benelux | ☐ ML Mali | |
| ☐ BY Belarus | ☐ MN Mongolia | |
| ☐ BZ Belize | ☐ MU Mauritius | |
| ☐ CA Canada | ☐ MX Mexico | |
| ☐ CH Switzerland | ☐ NA Namibia | |
| ☐ CI Côte d'Ivoire | ☐ NE Niger | |
| ☐ CN China | ☐ NO Norway | |
| ☐ DE Germany | ☐ OA African Intellectual Property Organization (OAPI) | |
| ☐ DK Denmark | ☐ OM Oman | |
| ☐ EE Estonia | ☐ PL Poland | |
| ☐ EG Egypt | ☐ RO Romania | |
| ☐ EM European Union | ☐ RS Serbia | |
| ☐ ES Spain | ☐ RU Russian Federation | |
| ☐ FI Finland | ☐ RW Rwanda | |
| ☐ FR France | ☐ SG Singapore | |
| ☐ GA Gabon | ☐ SI Slovenia | |
| ☐ GB United Kingdom | ☐ SM San Marino | |
| ☐ GE Georgia | ☐ SN Senegal | |
| ☐ GH Ghana | ☐ SR Suriname | |
| ☐ GR Greece | ☐ ST Sao Tome and Principe | |
| ☐ HR Croatia | ☐ SY Syrian Arab Republic | |
| ☐ HU Hungary | ☐ TJ Tajikistan | |
| ☐ IL Israel | ☐ TM Turkmenistan | |
| ☐ IS Iceland | ☐ TN Tunisia | |
| ☐ IT Italy | ☐ TR Türkiye | |
| ☐ JM Jamaica | ☐ UA Ukraine | |
| ☐ JP Japan | ☐ US United States of America | |
| ☐ KG Kyrgyzstan | ☐ VN Viet Nam | |
| ☐ KH Cambodia | ☐ WS Samoa | |
| ☐ KP Democratic People's Republic of Korea | | |

8. Product Indication

Indicate for each design the product which constitutes

Special note: Products belonging to **class 32 of the Locarno Classification** under the national laws of **Canada, China (only 32-01 is excluded)** would be refused by their respective Offices).

※複数の意匠を含める場合は、全ての意匠がロカルノ分類の同じクラス（類）に属していなければならない。
※カナダ・中国（32-01のみ除外）・イスラエル・メキシコ・韓国では、ロカルノ分類の32類に属する製品（物品性を伴わないロゴ、表面模様等）についての意匠は保護が受けられない。

Locarno Class to which the design(s) belong(s) (optional): 02

No. of the design (in numerical order)	Total number of reproductions	Product(s)	Subclass (optional)
1	6	Helmet	03
2	6	Helmet	03

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

9. Description (if applicable)

General note: Only describe the **characteristic features** of the designs that appear in the reproductions. Matter shown in a reproduction but for which protection is not sought may also be indicated here (and/or in the reproduction by means of dotted or broken lines or coloring). The description can disclose the operation or possible use of the design so long as it is not technical. Furthermore, omission of a specific view may be indicated. If the description exceeds 100 words, an additional fee of two Swiss francs per word exceeding 100 applies.

Special note for some Contracting Parties: If you provide a description of the reproduction or of the character of the design, you must include a brief description of the design. For the **International Federation**, the Office recommends that you include

複製物（図面/写真）の意匠の特徴についての記載。
※シリア共和国・中国・ルーマニア・ベトナムを指定する場合は、出願された意匠の複製物又は特徴の簡潔な説明が必須。ロシアを指定した場合は記載を推奨。
※意匠の説明中に、ディスクレーム及び部分意匠等、保護請求範囲の除外部分を示すことが可能。
※意匠の説明が100単語を超える場合は追加手数料（1単語ごとに2スイスフラン）が発生する。

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

10. Legends (optional)

Recommended, especially when design information, refer to **Guidance on Reproduction**

Associate the number in the margin of the reproduction with the number in the legend

1 Perspective 3 Back

2 Front 4 Top

00 Other (limited to 50 characters)

※「No.」には複製物に付した番号を記載する。なお、複製物に付す番号は、意匠の番号と複製物の番号をドットでつないだものとする。

例) 国際出願に含まれる意匠のうち

・ 1 つ目の意匠の 1 番目の図の場合 : 1.1

・ 2 つ目の意匠の 6 番目の図の場合 : 2.6

1.1



2.6



No. (e.g. 1.1)	Code (e.g. 01)	Leg (Indicate only when necessary)
1.1	01	
1.2	02	
1.3	03	
1.4	04	
1.5	05	
1.6	06	
1.7	07	

※「Code」には対応する図の表示の番号を記載する。

なお、該当する図の表示が用意されたコードにはない場合、Code 欄には「00」と記載し、Legend 欄に 50 を超えない文字数で複製物の説明を記載する。

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

11. Identity of the Creator (if applicable)

※米国を指定した場合、
本欄の記載に加えてAnnex Iの提出が必須。

If **Brazil, Finland, Ghana, Hungary, Iceland, Mauritius, Mexico** designated in item 7, you must indicate the identity of the creator. In respect of the designation of **Brazil, Finland, Ghana, Hungary, Iceland, Mauritius and/or Mexico**, the person indicated in item 11 declares to be the creator of the design. Where the person identified as the creator is a person other than the applicant, it is hereby stated that the present international application has been assigned by the creator to the applicant. If the **United States of America** is designated in item 7, you must also submit an oath or declaration of inventorship using Annex I. If **Bulgaria, China, Japan, the Republic of Korea, the Russian Federation, Serbia, Tajikistan** and/or **Türkiye** are designated in item 7, it is strongly recommended that you indicate the identity of the creator (refer to the **Guide to the Hague System, "Identity of the creator"**).

No. of the design (in numerical order)	Creator(s)
<i>Leave blank if the identity of the creator relates to all designs.</i>	Creator 1 XXX, Yaaa Family (last) name, given (first) name c/o ABC CO. LTD., 3-4 XYZ-nishi 1-chome, Oskaka-shi, 000-0000 Address (e.g. street, house number, postal code) Osaka City Region/state (optional) Japan Country
	Creator 2 Family (last) name, given (first) name Address (e.g. street, house number, postal code) City Region/state (optional) Country
	Creator 3 Family (last) name, given (first) name Address (e.g. street, house number, postal code) City Region/state (optional) Country

※ブラジル・フィンランド・ガーナ・ハンガリー・アイスランド・モーリシャス・メキシコ・ルーマニア・米国・ブルガリア・中国・日本・韓国・ロシア・セルビア・タジキスタン・トルコを指定する場合は、記載が必要。

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

12. Claim (if applicable)

Applicable only when designating the **United States of America** and/or **Viet Nam**.

United States of America:

The ornamental design for **a downhill helmet**

Indicate the article in which the design is embodied. If designs for the same article are contained in this application, the article should be written in singular form.

※米国を指定する場合は、記載が必須。
※製品名を単数形で記載。

Viet Nam:

By designating Viet Nam in item 7, the applicant is making the following claim: "Application for overall protection for design(s) as shown and described."

13. Priority Claim (if applicable)

Indicate the number of each design for which priority is claimed. The number should relate to all designs included in this application.

※出願後の優先権主張の追加は、現在のところ不可。

Brazil, China, Japan, Mexico, the Republic of Korea, the Russian Federation, Türkiye and the United States of America require submission of priority documents directly to their Offices. For more information, refer to the **Guide to the Hague System, International Application – Item 13**.

Office or country of earlier filing	No. of earlier filing (if available)	Date of earlier filing	DAS code (if available)	No. of the design	Annex V provided
		Day/month/year			
Japan	202X012345 D	07/06/2024	ABCD		☐ Yes
					☐ Yes
					☐ Yes

※意匠番号の記載がない場合には、当該出願の全ての意匠に関する優先権主張とみなされる。

By providing this information, the applicant claims the priority of

☐ If the space provided is not sufficient, check this box

※中国・日本・韓国に優先権証明書を出す場合は、**Annex V**により国際出願時に提出可能。
※日本への優先権証明書の提出方法は、①Annex Vの利用、②DASの利用、③国際公表日から3か月以内に日本国特許庁に直接提出のいずれかが可能。

14. International Exhibition (if applicable)

You may benefit from temporary protection for designs exhibited at an international exhibition under Article 11 of the Paris Convention (for more information, refer to the **Database on Temporary Protection for Designs Shown at International Exhibitions**). By providing this information, the applicant claims that one or more designs were shown at an official, or officially recognized, international exhibition.

Place where the exhibition was held:

Name of the exhibition:

Date on which products were first exhibited:

Day/month/year

No. of the design:

Indicate the number of each design shown at the exhibition in numerical order. If no design is indicated, it is understood that all designs were shown.

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

15. Exception to Lack of Novelty (if applicable)

If designating **China**, **Japan** and/or the **Republic of Korea**, you may benefit from an exception to lack of novelty due to prior disclosure. For more information, refer to the **Guide to the Hague System, International Application – Item 15**.

(a) Contracting Party(ies) concerned: ☐ China ☒ Japan ☐ Republic of Korea

(b) The applicant claims to benefit from exceptional treatment under the Contracting Parties concerned, for the following application.

※新規性喪失の例外適用を申請する指定締約国のチェックボックスにチェックする。

☐ all designs, or

☒ the following designs (e.g. design 1, design 2):

※チェックボックスにチェックをし、本件出願のうち一部の意匠のみ適用を申請する場合には、該当する意匠番号を記載する。

design 1

You must submit supporting documentation via Annex II (see check box below) or directly to the Office concerned.

☐ Check this box if Annex II is attached.

※中国・日本・韓国に新規性喪失の例外証明書を提出する場合には、Annex IIにより国際出願時に提出可能。

※日本への証明書の提出方法は、①Annex IIの利用、②国際公表日から30日以内に日本国特許庁に直接提出のいずれかが可能。

16. Main or Principal Design (if applicable)

If designating **China**, **Japan** and/or the **Republic of Korea**, **Hague System, International Application – Item 16**.

China: main design

If designating **China**, you may include a maximum of 10 similar designs for the same product in the international application. If more than one design is included, you **must** indicate one of them as the **main design**.

The applicant indicates the following design as the **main design** (e.g. design 1):

Japan and/or the Republic of Korea: principal and related designs

If designating **Japan** and/or the **Republic of Korea**, designs may be registered as related to a principal design.

(a) Contracting Party(ies) concerned: ☒ Japan ☐ Republic of Korea

(b) The applicant requests that the following designs considered as **related designs**:

☐ all designs, or

☒ the following designs (e.g. design 1, design 2):

※当該出願に含まれる意匠の全てを関連意匠とする場合は上のチェックボックスにチェックをする。当該出願に含まれる意匠の一部が関連意匠となる場合には下のチェックボックスにチェックをし、関連意匠とする意匠番号を記載する。

(c) Information concerning the **principal design** to which the designs indicated under item (b) are related (Note: The principal design must be subject of an application or a registration with the Office of the Contracting Party concerned):

(i) The **principal design** is the subject of:

☐ the present international application

☐ a prior international application designating J

WIPO Reference Number (e.g.123456789, WIPO1234

☐ a prior international registration designating J

International Registration Number

☐ a prior national application filed with the Office of Japan and/or the Republic of Korea

Application Number/Applicant's reference

☐ a prior national registration at the Office of Japan and/or the Republic of Korea

National registration Number

(ii) If the above national or international application or registration contains several designs indicate **the number of the design to be considered**

(ii) には、(i) で示した先の出願/登録に複数の意匠が含まれている場合、本意匠となる意匠の意匠番号を記載する。

☐ If the space provided is not sufficient, check this box and use a **continuation sheet**.

17. Publication of the International Registration (optional)

Publication will take place **12 months** after the date of the international registration, unless the applicant selects one of the options below:

☒ immediate publication (upon recording of the international registration)

☐ publication at a chosen time: months from the filing date.

Important: International registrations n of the priority date.

- If you designate Belarus, Belize, Finland, Greece, Hungary, Ice Federation, Samoa, Slovenia, S America, Viet Nam (1999 Act), c **12 months**.
- If Singapore is designated, the c

※即時公表又は希望する公表時期を記載することができる。
本欄で請求しない場合は、国際登録から 12 か月後に国際公表される。
※publication at a chosen time欄で、通常の公表期間より短い期間（12 か月未満の期間）を記載することも可能。
※公表の延期を希望する場合は、publication at a chosen time欄で出願日又は優先日から30月を超えない範囲で請求が可能。ただし、シンガポールの場合は出願日から起算して、18か月を越えてはならない。
※国際公表の延期を認めていない国や12か月以上を選択できない国については、備考欄を参照すること。

18. Reduction of the Individual Designation Fee (if applicable)

Applicable only when designating **Israel, Mexico** and/or **the United States of America**. Check the applicable boxes.

Israel

- ☐ The applicant is a natural person, a small entity whose yearly revenue does not exceed the amount set in the Israeli Design Regulations, or a higher education institution recognized by Israeli law, and no priority is claimed under item 13.

Important: For determination of entitlement to a fee reduction, visit the **Israel Patent Office website**.

Mexico

- ☐ The applicant declares under oath to fall into one of the categories (a creator who is a natural person, a micro or small entity, a public or private higher education institution, or a public scientific or technological research institute) referred to in the first paragraph of the Fourth General Provision of the Agreement setting forth the fees for services provided by the Mexican Institute of Industrial Property (IMPI); 50 percent reduction of the corresponding amount applies.

Important: Applicants who wish to determine whether they are entitled to micro or small enterprise status should consult the “**Agreement establishing the classification of micro, small and medium-sized enterprises**” (in Spanish).

United States of America

- ☐ The applicant asserts **small entity status** within the meaning of Section 41(h) of Title 35 of the United States Code and Section 3 of the Small Business Act, and applicable regulations of the United States Patent and Trademark Office (USPTO).
- ☐ The applicant certifies **micro entity status** within the meaning of Section 123 of Title 35 of the United States Code and applicable regulations of the USPTO. The applicant must submit the micro entity certification form PTO/SB/15A or PTO/SB/15B using Annex IV.

Important: For determination of entitlement to micro or small entity status, visit the **USPTO website**.

19. Signature

The signatory is the:



Applicant



Representative of the applicant

(If signed by the **representative**, item 5 above must be completed.)

Full name:

ABC CO. LTD., President, YAMADA Taro

As indicated in item 1 or 5 above.

Date:

14/07/2024

Day/month/year

Signature:

※出願人又は代理人のいずれかが署名する。

Text string signatures (e.g. /John Doe/) are recommended. Signatures may be handwritten, printed, stamped, typed or in another electronic form (image, digital or computer generated).

PAYMENT OF FEES

- ☐ The applicant has requested item 17) and wishes to pay the publication fees at a later date. (note: The publication fee must be paid no later than three weeks prior to the expiry of the deferment period.)

※第17欄で公表の延期を請求し、公表手数料について支払の猶予を求める場合はチェックボックスにチェックする。

1. **Total in Swiss francs** (use the **Fee Calculator** or the Fee Calculation Sheet):

1,000.00

※支払総額は必ず記載する。

2. **Instructions to debit from a Current Account at WIPO**

WIPO is hereby instructed to debit the required amount of fees from the following Current Account at WIPO (if this item is completed, it is not necessary to complete items 3 or 4 below):

Holder of the account:

Account number:

Identity of the party giving the instruction:

Full name or authorized user name

3. **Payment received and acknowledged by WIPO**

This must refer to a payment which you have previously sent to WIPO and wish to use for this application.

Identity of the party which made the payment:

Full name of the bank account holder

WIPO receipt number:

Receipt number of your previous payment(s)

4. **Bank transfer**

Identity of the party making the payment:

※支払に使用した口座の名義人名等を記載する。

SUZUKI Zzzz

Full name of the bank account holder

- ☐ Payment made to WIPO bank account
WIPO, Credit Suisse, CH-1211 Geneva 70
IBAN No. CH51 0483 5048 7080 8100 0
Swift/BIC: CRESCHZZ80A

Payment
identification:

Hague, Hague2024-001

As indicated in the payment,
e.g. Hague, user reference

day/month/year:

10/07/2024

- ☐ Payment made to WIPO postal account
(within Europe only)
WIPO, SWISS POST/Postfinance,
Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern
IBAN No. CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift/BIC: POFICHBE

Payment
identification:

As indicated in the payment,
e.g. Hague, user reference

day/month/year:

5. **Payment made to the Office (applicable to indirect filings only)**

- ☐ Payment made to the USPTO

FEE CALCULATION SHEET (all amounts in Swiss Francs)

Note: This sheet is provided for the convenience of users. It is recommended to use the **Calculator**.

Applicants from **Least Developed Countries (LDCs)**

※Fee calculatorで料金総額を計算した場合は提出不要。

Basic fee

For one design: 397

For each additional design: 50 x designs =

Publication fees

17 x reproductions =

150 x pages showing reproductions (counting from page 2) =

Additional fee where the description exceeds 100 words

2 x words exceeding 100 =

Standard designation fee

Level 1

(Albania, Azerbaijan, Belize, Benelux, Benin, Bosnia and Herzegovina, Botswana, Côte d'Ivoire, Egypt, France, Gabon, Greece, Italy, Liechtenstein, Mali, Monaco, Mongolia, Montenegro, Niger, North Macedonia, Oman, Rwanda, Samoa, San Marino, Sao Tome and Principe, Senegal, Singapore, Slovenia, Spain, Suriname, Türkiye, United Kingdom)

For the first design: 42 x Contracting Parties =

For each additional design: 2 x designs x Contracting Parties =

Level 2

(Armenia, Belarus, Brazil, Bulgaria, Cambodia, Croatia, Denmark, Estonia, Germany, Hungary, Latvia, Mauritius, Morocco, Norway, Poland, Switzerland, Tunisia, Ukraine)

For the first design: 60 x Contracting Parties =

For each additional design: 20 x designs x Contracting Parties =

Level 3

(Brunei Darussalam, Democratic People's Republic of Korea, Finland, Georgia, Ghana, Iceland, Jamaica, Lithuania, Namibia, Republic of Korea (designs belonging to Locarno class 1, 2, 3, 5, 9, 11 or 19), Romania, Serbia, Syrian Arab Republic, Tajikistan, Viet Nam)

For the first design: 90 x Contracting Parties =

For each additional design: 50 x designs x Contracting Parties =

Individual designation fee**Canada**

370 x designs =

China

497 =

European Union

59 (first design) + 59 (per additional design) x designs =

Israel

106 (standard amount) x designs =

63 (reduced amount (item 18)) x designs =

Japan

436 x designs =

Kyrgyzstan

129 (first design) + 64 (per additional design) x designs =

Mexico

(The individual designation fee for Mexico comprises two parts, the first part to be paid at the time of filing of the international application and the second part upon notification by IMPI)

98 (first design) (standard amount) + 3 (per additional design) x designs =

49 (first design) (reduced amount (item 18)) + 1 (per additional design) x designs =

OAPI

Single design: 73 (standard amount) or 8 (for applicants from least developed countries) =

Multiple designs: 110 (standard amount) or 12 (for applicants from least developed countries) =

Republic of Korea

(designs belonging to Locarno class 4, 6, 7, 8, 10, 12 to 18, or 20 to 32)

162 x designs =

Republic of Moldova

73 (first design) + 7 (per additional design) x designs =

Russian Federation

107 (first design) + 22 (per additional design) x designs =

Turkmenistan

589 (first design) + 36 (per additional design) x designs =

United States of America

(The individual designation fee for the United States of America comprises two parts, the first part to be paid at the time of filing of the international application and the second part upon invitation by the USPTO)

941 (standard amount) or 377 (for a small entity (item 18)) or 188 (for a micro entity (item 18)) =

TOTAL

CONTRACTING PARTIES OF THE HAGUE AGREEMENT

The table below provides indications of the Act or Acts binding each Contracting Party and the kind of designation fees payable.

A numeral (1, 2 or 3) indicates the applicable level of standard designation fees. The letters "IF" indicate that individual designation fees are applicable (amounts of all fees are indicated in the Fee Calculation Sheet). If left blank, then the Contracting Party is not bound by the corresponding Act.

Contracting Parties of the Hague Agreement		Acts of the Hague Agreement	
		1999 Act	1960 Act
(AL) Albania		1	1
(AM) Armenia		2	
(AZ) Azerbaijan		1	
(BA) Bosnia and Herzegovina		1	
(BG) Bulgaria		2	2
(BJ) Benin			1
(BN) Brunei Darussalam		3	
(BR) Brazil		2	
(BW) Botswana		1	
(BX) Benelux		1	1
(BY) Belarus		2	
(BZ) Belize		1	1
(CA) Canada		IF	
(CH) Switzerland		2	2
(CI) Côte d'Ivoire			1
(CN) China		IF	
(DE) Germany		2	2
(DK) Denmark		2	
(EE) Estonia		2	
(EG) Egypt		1	
(EM) European Union (EU)		IF	
(ES) Spain		1	
(FI) Finland		3	
(FR) France		1	1
(GA) Gabon			1
(GB) United Kingdom		1	
(GE) Georgia		3	3
(GH) Ghana		3	
(GR) Greece		1	1
(HR) Croatia		2	2
(HU) Hungary		2	2
(IL) Israel		IF	
(IS) Iceland		3	
(IT) Italy		1	1
(JM) Jamaica		3	
(JP) Japan		IF	
(KG) Kyrgyzstan		IF	IF
(KH) Cambodia		2	
(KP) Democratic People's Republic of Korea		3	3
(KR) Republic of Korea		IF/3	
(LI) Liechtenstein		1	1
(LT) Lithuania		3	
(LV) Latvia		2	

Contracting Parties of the Hague Agreement		Acts of the Hague Agreement	
		1999 Act	1960 Act
(MA) Morocco		2	2
(MC) Monaco		1	1
(MD) Republic of Moldova		<i>IF</i>	<i>IF</i>
(ME) Montenegro		1	1
(MK) North Macedonia		1	1
(ML) Mali			1
(MN) Mongolia		1	1
(MU) Mauritius		2	
(MX) Mexico		<i>IF</i>	
(NA) Namibia		3	
(NE) Niger			1
(NO) Norway		2	
(OA) African Intellectual Property Organization (OAPI)		<i>IF</i>	
(OM) Oman		1	
(PL) Poland		2	
(RO) Romania		3	3
(RS) Serbia		3	3
(RU) Russian Federation		<i>IF</i>	
(RW) Rwanda		1	
(SG) Singapore		1	
(SI) Slovenia		1	1
(SM) San Marino		1	
(SN) Senegal			1
(SR) Suriname		1	1
(ST) Sao Tome and Principe		1	
(SY) Syrian Arab Republic		3	
(TJ) Tajikistan		3	
(TM) Turkmenistan		<i>IF</i>	
(TN) Tunisia		2	
(TR) Türkiye		1	
(UA) Ukraine		2	2
(US) United States of America		<i>IF</i>	
(VN) Viet Nam		3	
(WS) Samoa		1	

ANNEX I ~ V

ANNEX I

Oath or Declaration of the Creator under Rule 8(1)(a)(ii) of the Common Regulations

IMPORTANT

1. This Annex is mandatory content for an international application designating the **United States of America**.
2. This Annex can be used to submit a Declaration of Inventorship (Declaration), following Rule 8(1)(a)(ii) OR, in the impossibility to provide such declaration, a Substitute Statement in Lieu of a Declaration of Inventorship (Substitute Statement). Please provide a Declaration OR a Substitute Statement for each creator indicated under item 11 of the DM/1 form.
3. The Declaration and Substitute Statement require the signer to declare inventorship with respect to a “claimed invention”. For further information regarding a “claimed invention”, refer to the **Hague Guide for Users, International Application – Item 12**.
4. This Annex may also be used by applicants who wish to submit an alternative document that they know is deemed a valid inventor’s oath or declaration under the United States of America national requirements.
5. For detailed information on the inventor’s oath or declaration, visit the USPTO website:
https://www.uspto.gov/sites/default/files/forms/aia_oathdecl_guide.pdf.
6. This Annex must be submitted with form DM/1 at the time of filing the international application together with the Declaration/Substitute Statement/Alternative Document referred to above.
7. Please number your pages.

For use by the applicant

This Annex concerns the international application referenced by the applicant as below:

Reference:

For use by WIPO

Document type: DDO

Contracting Party: US

Declaration Under Rule 8(1)(a)(ii) of the Common Regulations

Number of pages (including this cover page):



ANNEX I

創作者の宣誓又は宣言

共通規則第 8 規則(1) (a) (ii)

重要

1. この Annex 様式は、**米国**を指定する国際出願に関して必須の内容である。
2. この Annex 様式は、第 8 規則(1)(a)(ii)に基づく発明者の宣誓書（宣誓書）又は、それが不可能な場合に発明者の宣誓書に代わる陳述書（代替陳述書）を提出するために使用することができる。DM/1 様式の第 11 欄に記載された各創作者に関して、宣誓書又は代替陳述書を提出すること。
3. 宣誓書及び代替陳述書は、署名者に“主張された発明”について発明者の宣言をすることを要求する。“主張された発明”に関する更なる情報は、**Hague Guide for Users, International Application – Item 12** を参照すること。
4. 出願人が、米国の国内要件に基づき発明者の宣誓又は宣言に代わる有効な代替書類の提出を希望する場合にも、この Annex 様式を使用することができる。
5. 創作者の宣誓又は宣言に関する詳細については、USPTO のウェブサイトを参照すること：
https://www.uspto.gov/sites/default/files/forms/aia_oathdecl_guide.pdf。
6. この Annex 様式は、宣誓書、代替陳述書又は上記 3 で述べられている代替書類に加えて、DM/1 様式とともに国際出願時に提出しなければならない。
7. ページ番号を記載すること。

出願人用

この Annex 様式は、以下の出願人整理番号が付された国際出願に関連する：

整理番号：

WIPO 用

書類種別：DDO

締約国：US

共通規則第 8 規則(1)(a)(II)に基づく宣言

ページ数（この表紙を含む）：

ANNEX I – DECLARATION OF INVENTORSHIP (page 1 of 1)

Declaration of Inventorship for the Designation of the United States of America

I hereby declare that I believe I am the original inventor or an original joint inventor of a claimed invention in the application.

This declaration is directed to the attached international application (if filing declaration with application).

This declaration is directed to international application:

(if furnishing declaration after filing the application, the declaration must identify the international application by the application reference number assigned by the International Bureau or the office of indirect filing, or by applicant's reference number which was on the application as filed).

I hereby declare that the above-identified international application was made or authorized to be made by me.

I hereby acknowledge that any willful false statement made in this declaration is punishable under 18 U.S.C. 1001 by fine or imprisonment of not more than five (5) years, or both.

Legal Name of Inventor:

Family (last) name, given (first) name

Inventor's Signature:

The signature must be that of the inventor, not that of the agent.

Date (optional):

Residence:

(required only if the inventor lives at a location different from the mailing address contained in the international application)

City:

**U.S. State
(if applicable):**

Country:

発明者の宣誓書

米国を指定する場合

私は、自らが本出願に記載されている発明の最初の発明者又は共同発明者であることをここに宣誓する。

この宣誓書は添付される国際出願を対象とする（出願時に宣誓書を提出する場合）。

この宣誓書は国際出願
を対象とする。

(出願後に宣誓書を提出する場合、国際事務局若しくは間接出願の官庁により付された整理番号、又は願書に記載された出願人整理番号を記載することにより、国際出願を特定しなければならない。)

私は上記国際出願について、自ら行った、又は権限付与した者により行われたことをここに宣誓する。

私は、本宣誓書において故意に虚偽の申し立てを行った場合、米国法典第 18 巻第 1001 条に基づき、罰金若しくは 5 年以下の懲役、又はその両方により処罰されることに同意する。

法的な発明者名：

姓、名

発明者の署名：

(代理人ではなく、発明者自身が署名すること)

日付 (任意)：

住所：

(発明者が国際出願願書に記載した郵便住所と異なる場所に居住している場合のみ必要になる)

都市名：

州名 (該当する場合)：

国名：

ANNEX I – SUBSTITUTE STATEMENT (page 1 of 2)

Substitute Statement in Lieu of a Declaration of Inventorship for the Designation of the United States of America

This statement is directed to:

☐ the attached international application

or

☐ international application:

(if furnishing statement after filing the application, the statement must identify the international application by the application reference number assigned by the International Bureau or the office of indirect filing, or by applicant's reference number which was on the application as filed).

Legal name of inventor to whom this substitute statement applies:

Family (last) name, given (first) name

Residence: (not required if the inventor lives at the same location as the mailing address contained in the international application, or the inventor is deceased or legally incapacitated)

City:

U.S. State
(if applicable):

Country:

I believe the above-named inventor or joint inventor to be the original inventor or an original joint inventor of a claimed invention in the application.

The above-identified application was made or authorized to be made by me.

I hereby acknowledge that any willful false statement made in this statement is punishable under 18 U.S.C. 1001 by fine or imprisonment of not more than five (5) years, or both.

Relationship to the inventor to whom this substitute statement applies:

- ☐ Legal Representative (for deceased or legally incapacitated inventor only)
- ☐ Assignee
- ☐ Person to whom the inventor is under an obligation to assign
- ☐ Person who otherwise shows a sufficient proprietary interest in the matter (a petition under 37 CFR 1.46 is required and should be submitted directly to the USPTO after publication of the international registration), or
- ☐ Joint inventor

発明者の宣誓に代わる陳述書

米国を指定する場合

この書面は以下に関するものである：

☐ 添付された国際出願

又は

☐ 国際出願：

（出願後に陳述書を提出する場合、国際事務局若しくは間接出願の官庁により付された整理番号、又は願書に記載された出願人整理番号を記載することにより、国際出願を特定しなければならない。）

代替陳述書が適用される発明者の法的な氏名：

住所：（発明者が国際出願願書に記載した郵便住所と同じ場所に居住している場合、又は発明者が故人若しくは成年被後見人である場合には不要）

都市名：

州名（該当する場合）：

国名：

私は、上記発明者又は共同発明者が、本出願に記載されている発明の最初の発明者又は共同発明者であることを信ずる。

上記出願は、私自ら行った、又は権限付与した者により行われた。

私は、本陳述書において故意に虚偽の申し立てを行った場合、米国法典第 18 巻第 1001 条に基づき、罰金若しくは 5 年以下の懲役、又はその両方により処罰されることに同意する。

本代替陳述書が適用される発明者との関係：

☐ 法定代理人（故人、又は成年被後見人となった発明者のみ）

☐ 受託者

☐ 発明者が委託の義務を持つ者

☐ 本件に関し、十分な所有権限を持つ者（国際登録の公表後、37 CFR 1.46 に基づく陳情を米国特許商標庁に直接提出しなければならない）、又は

☐ 共同発明者

ANNEX I – SUBSTITUTE STATEMENT (page 2 of 2)

Circumstances permitting execution of this substitute statement:

- ☐ Inventor is deceased
- ☐ Inventor is under legal incapacity
- ☐ Inventor cannot be found or reached after diligent effort, or
- ☐ Inventor has refused to execute the oath or declaration under 37 CFR 1.63

Person executing this Substitute Statement

Name:

Date (optional):

Signature:

The party who is signing the substitute statement must be an applicant. If the applicant is a juristic entity (legal entity), list the applicant name and the title of the signer below.

Applicant name:

**Title of person
executing this
Substitute Statement:**

The signer, whose title is supplied above, is authorized to act on behalf of the applicant.

Residence of the signer: (not required if the signer's mailing address is contained in the international application or indicated below and the signer lives at the same location as the mailing address)

City:

**U.S. State
(if applicable):**

Country:

Mailing address of the signer: (not required if contained in the international application)

City:

**U.S. State
(if applicable):**

Zip:

Country:

ANNEX I – 代替陳述書（ページ 2 の 2）

本代替陳述書を提出する事情：

- ☐ 発明者の死亡
- ☐ 発明者が成年被後見人である
- ☐ 相当な努力を払ったにもかかわらず発明者が発見できない、又は連絡が取れない、又は
- ☐ 発明者が 37 CFR 1.63 に基づく宣誓又は宣言を拒否した

本代替陳述書に署名する者

氏名：

日付（任意）：

署名：

本代替陳述書に署名する者は出願人でなければならない。出願人が法人の場合は、出願人名と署名者名を以下に記載する。

出願人名：

本代替陳述書に署名する者の肩書き：

上に記載の署名者は出願人と同等の権限を有する。

署名者の住所：

（国際出願願書に署名者の郵便宛先が記載されている又は以下に記載されている場合、及び署名者が郵便宛先と同住所に居住している場合は不要。）

都市名：

州名（該当する場合）：

国名：

署名者の郵便あて先：

（国際出願願書に記載されている場合は不要）

都市名：

州名（該当する場合）：

郵便番号：

国名：

ANNEX II

Supporting Document(s) Concerning a Declaration to the Exception to Lack of Novelty under Section 408(c)(ii) of the Administrative Instructions

IMPORTANT

1. This Annex can be used to submit documents in support of a declaration concerning exception to lack of novelty to the **China National Intellectual Property Administration (CNIPA)**, the **Japan Patent Office (JPO)** and/or the **Korean Intellectual Property Office (KIPO)** (refer to form DM/1, item 15). The submitted document(s) will be transmitted by WIPO to the Office(s) concerned.
2. This Annex must be submitted with form DM/1 at the time of filing.
3. Submit only one Annex II per declaration to the exception to lack of novelty, regardless of how many Contracting Parties you have designated.
4. Please note that a declaration concerning exception to lack of novelty might affect the applicant's rights in other jurisdictions. It is the responsibility of the applicant to ensure that their rights are preserved.
5. For detailed information on the procedure when designating Japan, please visit the **JPO website**.
6. Please number your pages.

For use by the applicant

This Annex concerns the international application referenced by the applicant as below:

Reference:

For use by WIPO

Document type: DDD



ANNEX II

新規性喪失の例外に関する宣言についての補足書類

実施細則 408(c)(ii)

重要

1. このAnnex様式は、**中国国家知識産権局（CNIPA）**、**日本国特許庁（JPO）**及び／又は**韓国特許庁（KIPO）**に新規性喪失の例外に関する補足書類を提出するために使用することができる（DM/1第15欄参照）。提出された書類は、WIPOより関連する官庁に送付される。
2. このAnnex様式は出願時に様式DM/1に添付して提出しなければならない。
3. 指定した締約国の数に関わらず、新規性喪失の例外の宣言毎に一つのAnnex IIを提出すること。
4. 新規性喪失の例外に関する宣言は、他の管轄区域における出願人の権利に影響を与える可能性があることに注意すること。権利の保護を確保することは出願人の責任になる。
5. 日本を指定する場合の手続に関する詳細情報は、**JPO website**を参照すること。
6. ページ番号を記載すること。

出願人用

この Annex 様式は、以下の整理番号が付された国際出願に関連する（出願人又はWIPOの整理番号）：

整理番号：

WIPO 用

書類種別：DDD

March 2023

Supporting Document(s) Concerning a Declaration to the Exception to Lack of Novelty

The supporting document(s) concern(s) the following design(s), for which exception to lack of novelty is claimed in item 15 of form DM/1:

- ☐ **all** designs, or
- ☐ **the following** designs:

Indicate the design numbers.

Number of pages (including the cover page):

新規性喪失の例外に関する宣言についての補足書類

様式DM/1第15欄において新規性喪失の例外を主張した、以下の意匠に関する補足書類：

- ☐ 全ての意匠、又は
- ☐ 以下の意匠：

意匠番号を記載すること

ページ数（この表紙を含む）：

ANNEX III

Information on Eligibility for Protection under Rule 7(5)(g) and Section 408(d) of the Administrative Instructions

IMPORTANT

1. This Annex is optional and can be used to submit a statement under Rule 7(5)(g) that identifies information known by the applicant to be material to the eligibility for protection of the industrial design concerned.
2. This Annex is only relevant for the designation of the **United States of America** and can be used to submit an Information Disclosure Statement and relevant accompanying documentation. Please note that the Information Disclosure Statement may also be submitted directly to the United States Patent and Trademark Office (USPTO).
3. The Information Disclosure Statement forms (SB08a/SB08b/SB08a-EFS-web) are available on the USPTO web site: www.uspto.gov/forms/aia_forms.jsp.
4. For detailed information on the Information Disclosure Statement, visit the USPTO web site: www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s609.html.
5. This Annex must be submitted with form DM/1 at the time of filing; it cannot be submitted separately.
6. Please number your pages.

For use by the applicant

This Annex concerns the international application referenced by the applicant as below:

Reference:

For use by WIPO

Document type: DDP

Contracting Party: US

Information on Eligibility for Protection

Number of pages (including this cover page):



ANNEX III

保護の適格性に関する情報

共通規則第 7 規則(5)(g)及び実施細則408 節(d)

重要

1. このAnnex様式は任意であり、第7 規則(5)(g) に基づき、対象とする意匠の保護の適格性について出願人が知っている情報を特定する声明を提出するために使用することができる。
2. このAnnex様式は米国を指定する場合のみ使用し、情報開示陳述書及び関連書類を提出するために使用することができる。情報開示陳述書は米国特許商標庁(USPTO)に対して直接提出することもできる点に留意すること。
3. 情報開示陳述書の様式(SB08a/SB08b/SB08a-EFS-web)はUSPTO のウェブサイトから入手することができる : www.uspto.gov/forms/aia_forms.jsp.
4. 情報開示陳述書に関する詳細な情報については、USPTO のウェブサイトを参照すること : www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s609.html.
5. このAnnex様式は出願時に様式DM/1 に添付して提出しなければならない ; 単独で提出することはできない。
6. ページ番号を記載すること。

出願人用

この Annex 様式は、以下の出願人整理番号が付された国際出願に関連する :

整理番号 :

WIPO 用

書類種別 : DDP

締約国 : US

保護の適格性に関する情報

ページ数 (この表紙を含む) :

ANNEX IV

Reduction of United States Individual Designation Fee under Section 408(b) of the Administrative Instructions

IMPORTANT

1. This Annex is only relevant for the designation of the **United States of America** and is mandatory content if the applicant claims **micro entity status** in form DM/1. It cannot be submitted separately.
2. This document is to submit a **certification** following Section 408(b) of the Administrative Instructions.
3. The certification form (**PTO/SB/15A** or **PTO/SB/15B**), along with the instructions for its completion and signature, is available on the United States Patent and Trademark Office web site:
www.uspto.gov/forms/aia_forms.jsp.
4. Please number your pages.

For use by the applicant

This Annex concerns the international application referenced by the applicant as below:

Reference:

For use by WIPO

Document type: DDE

Contracting Party: US

Reduction of Individual Designation Fees

Number of pages (including this cover page):



ANNEX IV

米国の個別指定手数料の減額

実施細則第 408 節(b)

重要

1. このAnnex 様式は、米国を指定する場合にのみ使用し、出願人が様式DM/1 において極小規模事業体であることを主張する場合には必ず提出すること；単独で提出することはできない。
2. この様式は実施細則第408 節(b)に規定する証明書を提出するためのものである。
3. 証明書の様式(PTO/SB/15A or PTO/SB/15B)、及び様式の作成要領は、米国特許商標庁のウェブサイトから入手することができる：www.uspto.gov/forms/aia_forms.jsp.
4. ページ番号を記載すること。

出願人用

この Annex 様式は、以下の出願人整理番号が付された国際出願に関連する：

整理番号：

WIPO 用

書類種別：DDE

締約国：US

個別指定手数料の減額

ページ数（この表紙を含む）：

ANNEX V

Supporting Document(s) Concerning Priority Claim under Article 4 of the Paris Convention

IMPORTANT

1. This Annex can be used to submit a document in support of a priority claim (priority document) to the **China National Intellectual Property Administration (CNIPA)**, the **Japan Patent Office (JPO)** and/or the **Korean Intellectual Property Office (KIPO)** (refer to DM/1 form, item 13). The submitted document(s) will be transmitted by WIPO to the Office(s) concerned.
2. This Annex must be submitted with form DM/1 form at the time of filing.
3. Submit only one Annex V **per priority claim**, regardless of how many Contracting Parties you have designated.
4. Where the priority document is not submitted using this Annex, it should be submitted directly to the CNIPA, JPO and/or KIPO. In such a case, the priority document must be submitted to the Office concerned within three months from the date of publication of the international registration in the International Designs Bulletin. If the holder resides outside the country, it must be submitted through a local representative. The right of priority will be lost if the priority document is not submitted within this period.
5. For detailed information on the procedure when designating Japan, please visit the **JPO website**.
6. Please number your pages.

For use by the applicant

This Annex concerns the international application with the following reference number (applicant's or WIPO's reference number):

For use by WIPO

Document type: DDY



ANNEX V

パリ条約第4 条に基づく

優先権の主張に関する補足書類

重要

1. このAnnex 様式は、**中国国家知識産権局（CNIPA）、日本国特許庁（JPO）及び／又は韓国特許庁（KIPO）**に優先権主張の補足書類（優先権書類）を提出するために使用することができる（様式DM/1、第13 欄を参照）。提出された書類は、WIPOより関連する官庁に送付される。
2. このAnnex 様式は出願時に様式DM/1に添付して提出しなければならない。
3. 指定した締約国の数に関わらず、**優先権の主張毎**に一つのAnnex Vを提出すること。
4. 優先権書類をこのAnnex 様式と同時に提出しなかった場合、CNIPA、JPO及び／又はKIPO へ直接提出すべきである。その場合、国際登録の国際公表日から3 か月以内に関連する官庁に提出しなければならない。名義人が在外者の場合は、現地代理人により提出しなければならない。上記期間内に優先権書類が提出されない場合、優先権は失効する。
5. 日本を指定する場合の手続に関する詳細情報は、**JPO website**を参照すること。
6. ページ番号を記入すること。

出願人用

この Annex 様式は、以下の出願人整理番号が付された国際出願に関連する（出願人の整理番号又はWIPO整理番号）：

整理番号：

WIPO用

書類種別：DDY

Priority Document

The document concerns the following design(s), for which priority is claimed in item 13 of form DM/1:

- ☐ **all** designs, or
- ☐ **the following** designs:

Indicate the design numbers.

Number of pages (including the cover page):

優先権書類

様式DM/1第13欄において優先権の主張をした、以下の意匠に関する書類：

☐ 全ての意匠、又は

☐ 以下の意匠：

意匠番号を記載すること

ページ数（この表紙を含む）：

参考資料

ハーグ協定の締約国一覧

2024年4月現在

国名	国コード	締約している ハーグ協定 *1		指定 手数料 の等級	拒絶の 通報 12月 *2	公表 延期 の禁止 *3
		1999年	1960年			
アルバニア	Albania	AL	2007.05.19	2007.03.19	1	
アルメニア	Armenia	AM	2007.07.13	—	2	
アゼルバイジャン	Azerbaijan	AZ	2010.12.08	—	1	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	Bosnia and Herzegovina	BA	2008.12.24	—	1	
ブルガリア	Bulgaria	BG	2008.10.07	1996.12.11	2	
ベナン	Benin	BJ	—	1986.11.02	1	*
ブルネイ	Brunei Darussalam	BN	2013.12.24	—	3	●
ブラジル	Brazil	BR	2023.08.01	—	2	○
ボツワナ	Botswana	BW	2006.12.05	—	1	
ベネルクス知的財産庁(BOIP)	Benelux (Belgium、Luxembourg)	BX	2018.12.18	1984.08.01	1	●
ベラルーシ	Belarus	BY	2021.07.19	—	2	○
ベリーズ	Belize	BZ	2019.02.09	2003.07.12	1	●
カナダ	Canada	CA	2018.11.05	—	個別	○
スイス	Switzerland	CH	2003.12.23	1984.08.01	2	
コートジボワール	Côte d'Ivoire	CI	—	1993.05.30	1	*
中国	China	CN	2022.05.05	—	個別	○
ドイツ	Germany	DE	2010.02.13	1984.08.01	2	
デンマーク	Denmark	DK	2008.12.09	—	2	●
エストニア	Estonia	EE	2003.12.23	—	2	●
エジプト	Egypt	EG	2004.08.27	—	1	
欧州連合知的財産庁(EUIPO)	European Union	EM	2008.01.01	—	個別	
スペイン	Spain	ES	2003.12.23	—	1	○
フィンランド	Finland	FI	2011.05.01	—	3	○
フランス	France	FR	2007.03.18	1984.08.01	1	
ガボン	Gabon	GA	—	2003.08.18	1	*
英国*5	United Kingdom	GB	2018.6.13	—	1	●
ジョージア	Georgia	GE	2003.12.23	2003.08.01	3	
ガーナ	Ghana	GH	2008.09.16	—	3	
ギリシャ	Greece	GR	2024.02.13	1997.04.18	1	●
クロアチア	Croatia	HR	2004.04.12	2004.02.12	2	●
ハンガリー	Hungary	HU	2004.05.01	1984.08.01	2	○
イスラエル	Israel	IL	2020.01.03	—	個別	○
アイスランド	Iceland	IS	2003.12.23	—	3	○
イタリア	Italy	IT	2024.03.14	1987.06.13	1	*
ジャマイカ	Jamaica	JM	2022.02.10	—	3	○
日本	Japan	JP	2015.05.13	—	個別	○
キルギス	Kyrgyzstan	KG	2003.12.23	2003.03.17	個別	○
カンボジア	Cambodia	KH	2017.02.25	—	2	●
北朝鮮(注)	Democratic People's Republic of Korea	KP	2016.09.13	1992.05.27	3	○
韓国*4	Republic of Korea	KR	2014.07.01	—	3/個別	○
リヒテンシュタイン	Liechtenstein	LI	2003.12.23	1984.08.01	1	
リトアニア	Lithuania	LT	2008.09.26	—	3	○
ラトビア	Latvia	LV	2005.07.26	—	2	
モロッコ	Morocco	MA	2022.07.22	1999.10.13	2	

国名	国コード	締約している ハーグ協定 *1		指定 手数料 の等級	拒絶の 通報 12月 *2	公表 延期 の禁止 *3
		1999年	1960年			
モナコ	Monaco	MC	2011.06.09	1984.08.01	1	○
モルドバ	Republic of Moldova	MD	2003.12.23	1994.03.14	個別	○
モンテネグロ	Montenegro	ME	2012.03.05	2006.06.03	1	
北マケドニア	North Macedonia	MK	2006.03.22	1997.03.18	1	
マリ	Mali	ML	—	2006.09.07	1	*
モンゴル	Mongolia	MN	2008.01.19	1997.04.12	1	
モーリシャス	Mauritius	MU	2023.05.06	—	2	
メキシコ	Mexico	MX	2020.06.06	—	個別	○
ナミビア	Namibia	NA	2004.06.30	—	3	
ニジェール	Niger	NE	—	2004.09.20	1	*
ノルウェー	Norway	NO	2010.06.17	—	2	●
アフリカ知的所有権機関(OAPI)	African Intellectual PropertyOrg	OA	2008.09.16	—	個別	●
オマーン	Oman	OM	2009.03.04	—	1	
ポーランド	Poland	PL	2009.07.02	—	2	○
ルーマニア	Romania	RO	2003.12.23	1992.07.18	3	○
セルビア	Serbia	RS	2009.12.09	1993.12.30	3	
ロシア	Russian Federation	RU	2018.2.28	—	個別	○
ルワンダ	Rwanda	RW	2011.08.31	—	1	
シンガポール	Singapore	SG	2005.04.17	—	1	
スロベニア	Slovenia	SI	2003.12.23	1995.01.13	1	●
サンマリノ	San Marino	SM	2019.01.26	—	1	
セネガル	Senegal	SN	—	1984.08.01	1	*
スリナム	Suriname	SR	2020.09.10	1984.08.01	1	●
サントメ・プリンシペ	Sao Tome and Principe	ST	2008.12.08	—	1	
シリア	Syrian Arab Republic	SY	2008.05.07	—	3	○
タジキスタン	Tajikistan	TJ	2012.03.21	—	3	
トルクメニスタン	Turkmenistan	TM	2016.03.16	—	個別	
チュニジア	Tunisia	TN	2012.06.13	—	2	
トルコ	Turkey	TR	2005.01.01	—	1	○
ウクライナ	Ukraine	UA	2003.12.23	2002.08.28	2	○
米国	United States of America	US	2015.05.13	—	個別	○
ベトナム	Viet Nam	VN	2019.12.30	—	3	○
サモア	Samoa	WS	2020.01.02	—	1	●

*1 同一の改正協定の締約国のみ指定できる。(例、日本(1999年のみ)とイタリア(1960年のみ)は相互に指定不可)

*2 共通規則第18規則(1)(b)に基づき、拒絶の通報の期限を12カ月とする宣言国

*3 1999年改正協定第11条(1)(b)に基づき、国際公表の延期を禁止する宣言国は「○」

1999年改正協定第11条(1)(a)に基づき、通常の公表期間(12月)を越えて公表期間を選択することができない宣言国は「●」

※シンガポール:1999年改正協定第11条(1)(a)に基づく宣言により、出願日から18月以内の範囲で公表期間を選択する必要がある。

1960年改正協定に基づき、通常の公表期間(12月)を越えて公表期間を選択することができない締約国は「*」

*4 韓国:ロカルノ分類の第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類及び第19類に属する意匠には等級3の標準指定手数料をその他の類の意匠には個別指定手数料を適用する。

*5 英国は2021年3月23日から、ガーデンジーへの1999年改正協定の批准を拡張。

ハーグ協定指定手数料一覧表

2024年4月現在

	国名	国コード	変更情報	標準指定手数料の等級	個別の指定手数料			
					国際出願	金額 (スイスフラン)	国際登録の更新	金額 (スイスフラン)
1	アルバニア	AL	—	1	—	—	—	—
2	アルメニア	AM	2019.12.13～	2	—	—	—	—
3	アゼルバイジャン	AZ	—	1	—	—	—	—
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	BA	—	1	—	—	—	—
5	ブルガリア	BG	—	2	—	—	—	—
6	ベナン	BJ	—	1	—	—	—	—
7	ブルネイ	BN	—	3	—	—	—	—
8	ブラジル	BR	—	2	—	—	—	—
9	ボツワナ	BW	—	1	—	—	—	—
10	ベネルクス知的財産庁 (BOIP) (ベルギー、ルクセンブルク、 オランダ)	BX	—	1	—	—	—	—
11	ベラルーシ	BY	2021.7.19～	2	—	—	—	—
12	ベリーズ	BZ	—	1	—	—	—	—
13	カナダ	CA	2023.01.01～	—	意匠ごとに	316	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目以降)意匠ごとに	276 0
		CA	2024.01.01～	—	意匠ごとに	370	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目以降)意匠ごとに	324 0
14	スイス	CH	—	2	—	—	—	—
15	コートジボワール	CI	—	1	—	—	—	—
16	中国	CN	2022.05.05～	—	出願ごとに	603	(更新1回目) (更新2回目)	1,117 2,205
		CN	2023.10.01～	—	出願ごとに	497	(更新1回目) (更新2回目)	922 1,820
17	ドイツ	DE	—	2	—	—	—	—
18	デンマーク	DK	—	2	—	—	—	—
19	エストニア	EE	—	2	—	—	—	—
20	エジプト	EG	—	1	—	—	—	—
21	欧州連合	EM	—	—	意匠ごとに	67	意匠ごとに	34
		EM	2024.1.1～	—	意匠ごとに	59	意匠ごとに	30
22	スペイン	ES	2018.1.26～	1	—	—	—	—
23	フィンランド	FI	—	3	—	—	—	—
24	フランス	FR	—	1	—	—	—	—
25	ガボン	GA	—	1	—	—	—	—
26	英国	GB	2018.6.13～	1	—	—	—	—
27	ジョージア	GE	—	3	—	—	—	—
28	ガーナ	GH	—	3	—	—	—	—
29	ギリシャ	GR	—	1	—	—	—	—
30	クロアチア	HR	—	2	—	—	—	—
31	ハンガリー	HU	2023.1.1～	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	47 11	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	47 11
		HU	2024.4.1～	2	—	—	—	—
32	イスラエル	IL	2023.12.1～	—	意匠ごとに 減額後の額(意匠ごとに)※4	102 61	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに (更新4回目)意匠ごとに	128 153 179 204
		IL	2024.3.7～	—	意匠ごとに 減額後の額(意匠ごとに)※4	106 63	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに (更新4回目)意匠ごとに	132 158 185 211

	国名	国コード	変更情報	標準指定 手数料 の等級	個別の指定手数料			
					国際出願	金額 (スイスフラン)	国際登録の更新	金額 (スイスフラン)
33	アイスランド	IS	—	3	—	—	—	—
34	イタリア	IT	—	1	—	—	—	—
35	ジャマイカ	JM	2022.2.10～	3	—	—	—	—
36	日本	JP	2022.12.1～	—	意匠ごとに	507	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに (更新4回目)意匠ごとに	574 574 574 574
		JP	2024.3.1～	—	意匠ごとに	436	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに (更新4回目)意匠ごとに	493 493 493 493
37	キルギス	KG	—	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	129 64	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	64 6
38	カンボジア	KH	—	2	—	—	—	—
39	北朝鮮(注)	KP	—	3	—	—	—	—
40	韓国 ※1	KR	2020.12.1～	3	意匠ごとに	184	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに	296 699 806
		KR	2023.12.1～	3	意匠ごとに	162	(更新1回目)意匠ごとに (更新2回目)意匠ごとに (更新3回目)意匠ごとに	260 615 710
41	リヒテンシュタイン	LI	—	1	—	—	—	—
42	リトアニア	LT	—	3	—	—	—	—
43	ラトビア	LV	—	2	—	—	—	—
44	モロッコ	MA	—	2	—	—	—	—
45	モナコ	MC	—	1	—	—	—	—
46	モルドバ	MD	—	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	73 7	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	105 10
47	モンテネグロ	ME	—	1	—	—	—	—
48	北マケドニア	MK	—	1	—	—	—	—
49	マリ	ML	—	1	—	—	—	—
50	モンゴル	MN	—	1	—	—	—	—
51	モーリシャス	MU	—	2	—	—	—	—
52	メキシコ	MX	2020.9.1～	—	【国際出願時】※5 1意匠目 減額後の額(意匠ごとに) 2意匠目以降、意匠ごとに 減額後の額(意匠ごとに)	98 49 3 1	意匠ごとに 減額後の額(意匠ごとに)	290 145
					【保護付与時】 (通常) (減額)	283 141		
53	ナミビア	NA	2023.4.13～	3	—	—	—	—
54	ニジェール	NE	—	1	—	—	—	—
55	ノルウェー	NO	—	2	—	—	—	—
56	アフリカ知的所有権機関 (OAPI)	OA	—	—	1意匠のみの場合 複数意匠を含む場合	83 124	意匠ごとに	190
		OA	2024.1.1～	—	1意匠のみの場合 複数意匠を含む場合	73 110	意匠ごとに	168
57	オマーン	OM	—	1	—	—	—	—
58	ポーランド	PL	—	2	—	—	—	—
59	ルーマニア	RO	—	3	—	—	—	—
60	セルビア	RS	—	3	—	—	—	—

	国名	国コード	変更情報	標準指定手数料の等級	個別の指定手数料			
					国際出願	金額 (スイスフラン)	国際登録の更新	金額 (スイスフラン)
61	ロシア	RU	2021.01.01～	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	138 29	(更新1回目) (更新2回目) (更新3回目) (更新4回目)	219 538 800 1,392
		RU	2024.01.01～	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	107 22	(更新1回目) (更新2回目) (更新3回目) (更新4回目)	170 417 620 1,079
62	ルワンダ	RW	—	1	—	—	—	—
63	シンガポール	SG	—	1	—	—	—	—
64	スロベニア	SI	—	1	—	—	—	—
65	サンマリノ	SM	—	1	—	—	—	—
66	セネガル	SN	—	1	—	—	—	—
67	スリナム	SR	—	1	—	—	—	—
68	サントメ・プリンシペ	ST	—	1	—	—	—	—
69	シリア	SY	—	3	—	—	—	—
70	タジキスタン	TJ	—	3	—	—	—	—
71	トルクメニスタン	TM	2020.12.11～	—	1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	589 36	(更新1回目) (更新2回目)	1,019 1,586
72	チュニジア	TN	—	2	—	—	—	—
73	トルコ	TR	—	1	—	—	—	—
74	ウクライナ	UA	—	2	—	—	—	—
75	米国	US	2023.5.1～	—	【国際出願時】 (通常) (小規模事業体) (極小規模事業体)	941 377 188	※2	不要 ※3
					【保護付与時】 (通常) (小規模事業体) (極小規模事業体)	683 273 137		
					* 国際登録日が2018年1月16日から2020年10月1日迄の場合 (通常) (小規模事業体) (極小規模事業体)	662 331 166		
					* 国際登録日が2020年10月2日から2023年4月30日迄の場合 (通常) (小規模事業体) (極小規模事業体)	718 359 179		
76	ベトナム	VN	2019.12.30～	3	—	—	—	—
77	サモア	WS	2020.01.02～	1	—	—	—	—

注：日本は北朝鮮を国として認めていない。

※1 韓国は、ロカルノ分類の第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類及び第19類に属する意匠には等級3の標準指定手数料を、その他の類に属する意匠には個別指定手数料を適用する。

※2 米国は、国際出願時と保護付与時の二段階納付制度を採用。保護付与時には、保護期間(15年)分の全額納付が必要。

※3 国際事務局に支払う基本手数料は別途必要。

※4 イスraelは、優先権主張を行わない国際出願であって、以下のいずれかの要件を満たす場合には個別指定手数料を減額する。

- ・出願人が自然人であること。
- ・出願人が小規模事業体であり、年間収益がイスraelの意匠規則で設定している額を超えないこと。
- ・出願人がイスraelの法により認められている高等教育機関であること。

※5 メキシコは、国際出願時と保護付与時の二段階納付制度を採用。また、出願人または名義人が以下の場合は国際出願または国際更新の場合に減額する。

- ・創作者が自然人であること
- ・小規模事業体であること
- ・公/私的高等教育機関 もしくは
- ・公的学術/技術調査機関

なお、為替変動等により個別指定手数料の金額が変更される場合がありますので、最新情報はWIPOウェブサイトをご確認ください。

<http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>

国際事務局へ納付する手数料一覧

参考資料 3

2024年4月現在

		金額(スイスフラン)
① 国際出願		
基本手数料	・1意匠目 ・2意匠目以降、意匠ごとに	397 50
公表手数料	・公表される複製物ごとに ・(書面で複製物を提出する場合) 複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁ごとに	17 150
追加手数料	・(意匠の説明が100単語を超える場合) 100単語を超えた単語ごと	2
指定手数料 (標準指定手数料) ※1	・等級1 1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに ・等級2 1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに ・等級3 1意匠目 2意匠目以降、意匠ごとに	42 2 60 20 90 50
指定手数料 (個別指定手数料) ※2	—	各締約国が 指定した額
② 国際登録の更新		
基本手数料 ※3	・1意匠目 ・2意匠目以降、意匠ごとに	200 17
指定手数料 (標準指定手数料) ※1	・1意匠目 ・2意匠目以降、意匠ごとに	21 1
指定手数料 (個別指定手数料) ※2		各締約国が 指定した額
③ 所有権の変更	・名義人を変更する国際登録ごとに	144
④ 名義人の氏名(名称)又は 住所(居所)の変更	・1国際登録につき ・同じ請求に含まれる追加の国際登録ごとに	144 72
⑤ 放棄	・放棄する国際登録ごとに	144
⑥ 限定	・限定する国際登録ごとに	144
⑦ 公表された国際登録に関する 抄本の提供の請求	—	144

金額(スイスフラン)		
⑧ 国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の非認証謄本の提供の請求	・最初の5ページにつき	26
	・(同時に請求された同一の国際登録について) 6ページ目以降、追加ページごとに	2
⑨ 国際登録簿又は公表された国際登録の書類の項目の認証謄本の提供の請求	・最初の5ページにつき	46
	・(同時に請求された同一の国際登録について) 6ページ目以降、追加ページごとに	2
⑩ 見本の写真の提供の請求	—	57
⑪ 国際登録簿又は公表された国際登録の書類の内容に関する書面による情報の提供の請求	・1国際登録につき	82
	・同一名義人の追加の国際登録について、同一の情報の請求が同時になされる場合	10
⑫ 国際登録の権利者の一覧表の検索の請求	・特定の者又は法人の名称に基づく検索ごとに	82
	・2以上の国際登録が発見された場合には、国際登録ごとに	10

※1 標準指定手数料は、個別指定手数料の受領を宣言している締約国以外の国等を指定する場合に納付が必要です。等級1～3があります(等級1:いかなる実体審査も行わない締約国、等級2:新規性に関する以外の実体審査を行う締約国、等級3:締約国の官庁が職権により又は第三者による異議の申立てを受けて、新規性に関する審査を含む、実体審査を行う締約国)。

締約国により適用される等級が異なりますので、詳細は参考資料2「指定手数料一覧」を参照してください。

※2 標準指定手数料に代えて個別の指定手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合に納付が必要です。個別指定手数料の徴収を宣言している締約国は、2024年4月現在13の国及び政府間機関(OAPI(アフリカ知的所有権機関)、EU、日本、キルギス、韓国、モルドバ、米国、ロシア、カナダ、イスラエル、メキシコ、トルクメニスタン、中国)です。

具体的な個別指定手数料の額は、参考資料2「指定手数料一覧」を参照してください。

なお、為替変動等により金額が変更される場合がありますので、最新情報はWIPOのウェブサイトを確認ください。<http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>

※3 国際登録の存続期間の満了後6ヶ月以内に手数料を納付する場合は、さらに割増手数料として更新基本手数料の50%を支払う必要があります。

意匠公報＜見本＞

- (19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
 (45) 【発行日】令和3年XX月XX日 (2021. XX. XX)
 (12) 【公報種別】意匠公報 (S)
 (11) 【登録番号】意匠登録第XXXXXXXX号 (DXXXXXXXX)
 (24) 【登録日】令和3年XX月XX日 (2021. XX. XX)
 (54) 【意匠に係る物品】Telecentric lens
 (54) 【意匠に係る物品の訳 (参考)】テレセントリックレンズ
 (52) 【意匠分類】J3-00
 (51) 【国際意匠分類】Loc (10) Cl. 16-06
 (21) 【出願番号】意願2020-500XXX (D2020-500XXX)
 (11) 【国際登録番号】DM/XXXXXXXX

【訳 (参考)】とあるのは特許庁が作成した参考訳です。

【意匠番号】3

- (15) (22) 【出願日 (国際登録日)】令和2年5月27日 (2020. 5. 27)
 (45) 【国際公表日】令和2年11月30日 (2020. 11. 30)
 (72) 【創作者】

【氏名】XXXX XXXXX

【住所又は居所】XXXX, 2, I-46100 Mantova, Italy

(73) 【意匠権者】

【氏名又は名称】XXXX XXXXX

【住所又は居所】XXXX, 2, I-46100 MANTOVA, Italy

(74) 【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称】XX XX

【審査官】XX XX

(55) 【意匠に係る物品の説明】The article of the product of this design is a "Telecentric Lens" which is a compound lens that has its entrance or exit pupil at infinity. This products use for taking a close-up photographs or magnifying photographs, etc.,

(55) 【意匠に係る物品の説明の訳 (参考)】この意匠に係る物品はテレセントリックレンズであり、入射瞳または射出瞳が無窮遠にある複合レンズである。この物品は接写写真または拡大写真等を撮影するのに用いる。

(55) 【意匠の説明】A lot of thin lines which are shown in the inner area of the contour of Fig. 3.1 and Fig. 3.5 are lines for specifying the surface of the three-dimensional shape.

(55) 【意匠の説明の訳 (参考)】図3.1及び図3.5の輪郭線内側に表される多数の細線は立体形状の表面を特定する為のものである。

【図面】

【3.1】 略

優先権証明書提出に関するリマインダー通知<見本>

本リマインダー通知は、優先権を主張する国際登録について、国際公表後速やかにその名義人宛に行政サービスとして郵送しているものです。国際事務局代理人宛てには送付していません。

IMPORTANT NOTICE FOR HAGUE USERS



Holder of the international registration:	名義人名
International registration number:	国際登録番号
Design number:	意匠番号
International publication date:	国際公表日

Madam, Sir,

The purpose of this notice is to remind you as the holder of the above-mentioned international registration that you need to take action to comply with a national procedure required by Japan, in order for you to complete the procedures necessary for claiming priority, in regard to the above-stated registration registered under the Geneva Act of the Hague Agreement (1999) and which contains the designation of Japan and a priority claim under Article 4 of the Paris Convention.

In accordance with the corresponding provision stipulated in the Paris Convention, please be aware that Article 60 10(2) of the Design Act of Japan requires that a certified priority document (a "priority document") be submitted to the Japan Patent Office (JPO), in all cases, in order to support priority claims.

In this regard, we are sending this notice to inform you the holder, that as of today's date, no priority document for the above-mentioned international registration has yet been submitted to the JPO. If you indicated the DAS access code at the time you filed this registration but still received this letter, your access code and/or priority details were most likely incorrect. If you submitted a priority document with Annex V at the time you filed this registration but still received this letter, the priority document most likely did not meet the formality requirements of the JPO.

Accordingly, we invite you to either submit the original hard copy of the priority document, or correct the priority details, within three months from the date of publication of the international registration in the *International Designs Bulletin*.

Moreover, if you reside outside Japan, the priority document must be submitted through a local representative who is domiciled or resides in Japan. In this case, you must notify the JPO, whom you have appointed as your representative.

Please note that if you do not submit the priority document within the above-stated deadline, and even if you submit the priority document after the above-stated deadline, you will lose the right of priority.

We cordially ask you to take note of the above and to take the necessary steps as soon as possible to obtain the benefit of claiming priority in Japan.

Yours sincerely,

[Contact]

Office for International Design Applications under the Geneva Act of the Hague Agreement
Japan Patent Office
Ministry of Economy, Trade and Industry
Address: 3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915, Japan
E-mail: PA1BD0@jpo.go.jp (Japanese or English only)

(Please turn over for the French and Spanish version.)

AVIS IMPORTANT AUX UTILISATEURS DU SYSTEME DE LA HAYE

Madame, Monsieur,

Le present avis a pour objet de vous rappeler, en votre qualite de titulaire de l'enregistrement international susmentionne, que vous devez vous conformer a une procedure nationale requise par le Japon afin d'achever les demarches necessaires pour revendiquer la priorite de l'enregistrement susmentionne effectue en vertu de l'Acte de Geneve de l'Arrangement de La Haye (1999), qui contient la designation du Japon et une revendication de priorite en vertu de l'article 4 de la Convention de Paris.

Conformement a la disposition correspondante de la Convention de Paris, veuillez noter que l'article 60-10.2) de la loi sur les dessins et modeles du Japon exige qu'un document de priorite certifie conforme ("document de priorite") soit fourni a l'Office des brevets du Japon (JPO), dans tous les cas, a l'appui d'une revendication de priorite.

A cet egard, nous vous envoyons le present avis pour vous informer qu'a ce jour aucun document de priorite n'a encore ete fourni au JPO pour l'enregistrement international susmentionne. Si vous avez indique le code d'accès au DAS lors du depot de cette demande d'enregistrement et que vous avez quand meme recu cette lettre, il y a tres probablement une erreur dans votre code d'accès ou les informations relatives a la priorite. Si vous avez soumis un document de priorite avec l'annexe V au moment du dépôt de votre demande d'enregistrement, mais que vous avez tout de même reçu cette lettre, il est fort probable que le document de priorite ne répondait pas aux conditions de forme du JPO.

Par consequent, nous vous invitons a fournir l'original du document de priorite sur papier ou a corriger les informations relatives a la priorite, dans **un delai de trois mois a compter de la date de publication de l'enregistrement international dans le Bulletin des dessins et modeles internationaux.**

Par ailleurs, si vous residez a l'exterieur du pays, le document de priorite devra etre presente par l'intermediaire d'un mandataire local domicile ou residant au Japon. Dans ce cas, vous devez indiquer les coordonnees de votre mandataire au JPO.

Veuillez noter que, si vous ne fournissez pas le document de priorite dans le delai susmentionne, et meme si vous le presentez apres ce delai, vous perdrez le droit de priorite.

Vous etes cordialement invites a prendre note de ce qui precede et a effectuer les demarches necessaires le plus tot possible pour revendiquer une priorite au Japon.

Veuillez agreer, Madame, Monsieur, mes sinneres salutations.

AVISO IMPORTANTE PARA LOS USUARIOS DEL SISTEMA DE LA HAYA

De mi consideracion:

El objeto del presente aviso es recordarle a usted, titular del registro internacional mencionado arriba, que debe tomar medidas para cumplir con el procedimiento nacional requerido por el Japon, a fin de llevar a cabo los procedimientos necesarios para la reivindicacion de la prioridad, con respecto al registro mencionado, inscrito en virtud del Acta de Ginebra del Arreglo de La Haya (1999) y que contiene la designacion del Japon y una reivindicacion de prioridad conforme al Articulo 4 del Convenio de Paris.

De conformidad con la correspondiente disposicion estipulada en el Convenio de Paris, le rogamos tome nota de que el Articulo 60-10.2) de la Ley de dibujos y modelos industriales del Japon exige que, para fundamentar las reivindicaciones de prioridad, se presente a la Oficina Japonesa de Patentes (JPO), en todos los casos, un documento de prioridad certificado ("documento de prioridad").

A ese respecto, le enviamos el presente aviso para informarle, en calidad de titular, de que a fecha de hoy no se ha presentado ante la JPO un documento de prioridad para el registro internacional mencionado anteriormente. Si indico el codigo de acceso del DAS en el momento en que presento la solicitud de registro, pero aun asi ha recibido esta carta, lo mas probable es que el codigo de acceso o los datos de prioridad fueran incorrectos. Si presento un documento de prioridad con el Anexo V en el momento de presentar la solicitud de registro, pero aun asi ha recibido esta carta, lo más probable es que el documento de prioridad no cumpliera con los requisitos de forma de la JPO.

En consecuencia, le invitamos a presentar el original impreso del documento de prioridad o a corregir los datos de prioridad en **un plazo de tres meses contados a partir de la fecha en que el registro internacional se publique en el Boletin de Dibujos y Modelos Internacionales.**

Ademas, si usted reside fuera del Japon, el documento de prioridad debera presentarse por conducto de un mandatario local que este domiciliado o resida en el Japon. En tal caso, usted debera notificar a la JPO a quien ha designado mandatario.

Le rogamos tome nota de que, si no presenta el documento de prioridad en el plazo mencionado anteriormente o si lo presenta una vez caducado el plazo, perdera el derecho de prioridad.

Le rogamos tome nota del procedimiento mencionado y adopte a la mayor brevedad posible las medidas necesarias para poder efectuar reivindicaciones de prioridad en el Japon.

Aprovecho la oportunidad para saludarle muy atentamente

＜本テキストの内容に関するお問い合わせ先＞
特許庁国際意匠・商標出願室 ハーグ担当
電話：０３－３５８１－１１０１ 内線２６８３

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。